

広域機関システムに関する事業者説明会

平成27年10月28日

電力広域的運営推進機関

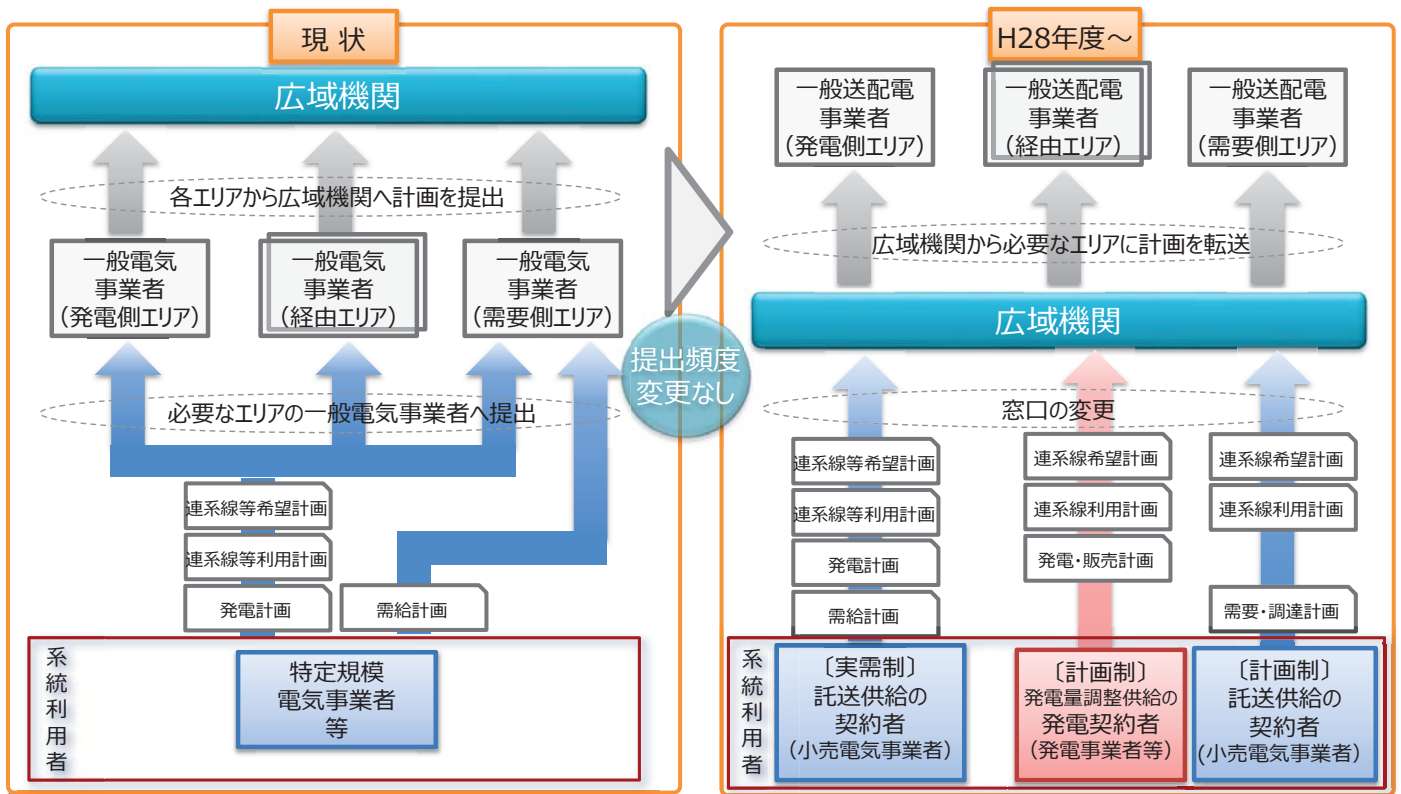


説明会の目的

1

- 電力システム改革第2段階において、小売全面自由化のほか、
 - 電気事業者類型の変更（いわゆる「ライセンス制」の導入）
 - ✓ 小売電気事業者：全事業者登録制（本年8月3日より登録受付中）
 - ✓ 発電事業者：要件に該当する事業者のみ届出制（要件は国より別途提示、来年4月1日より届出開始予定）
 - ✓ 送配電事業者等
 - 計画値同時同量制度の導入が予定されています。
- 上記施策の導入にあわせて、各種計画
 - 従来は一般電気事業者に提出頂いている発電計画等の計画
 - 国に提出される供給計画については、提出窓口が電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）になります。
- 各種計画の提出にあたり、「広域機関システム」をご利用頂くこととなるため、システム利用の概要について御説明するものです。

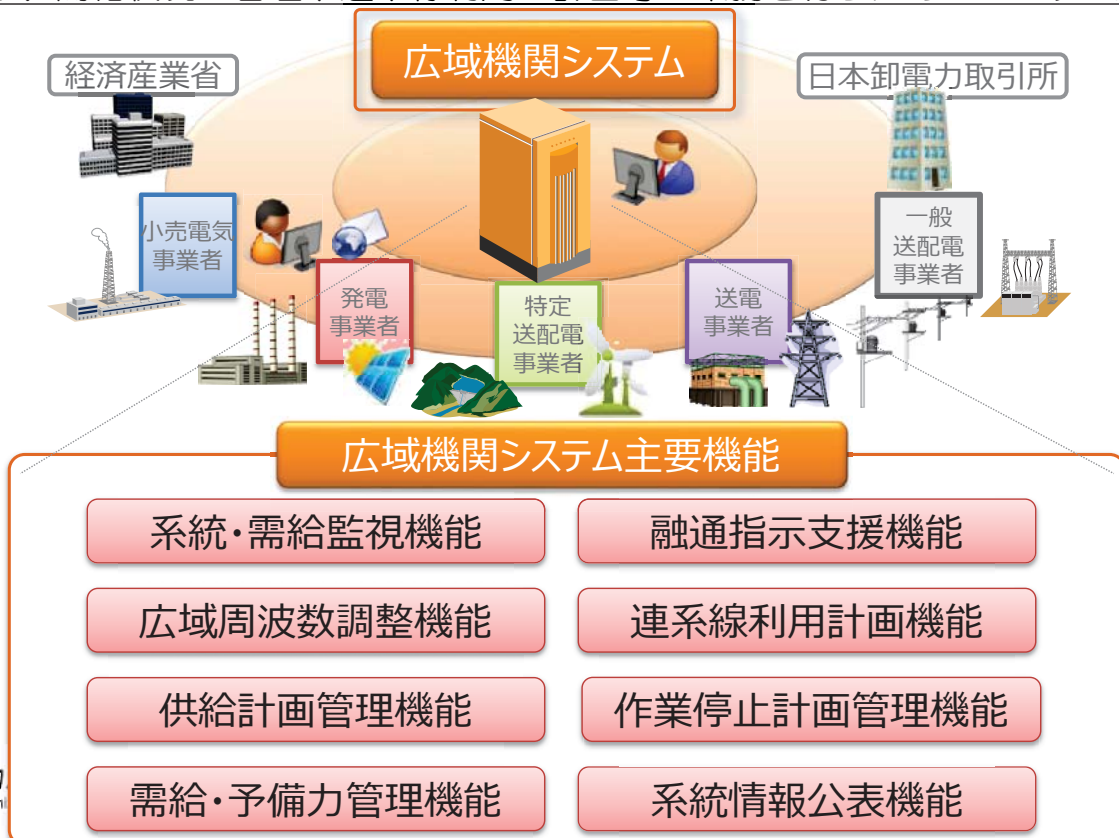




電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN
OCCTO

広域機関システム

■ 「広域機関システム」は、発電や需要等の各種計画を事業者様から電子的に受け、需給状況の管理や連系線利用の計画等の業務を行うためのシステムです。



電力
Organ
OCCTO

- 本日は、広域機関システムを利用頂く全ての事業者様向けに、H28年4月からの計画値同時同量制度導入に伴う実務を踏まえ、システム連携のために準備頂く事項等を、以下の3部構成で御説明致します。

(第1部) 計画値同時同量制度について

1. 計画値同時同量制度の概要
2. 連系線等利用におけるルール変更
3. 実同時同量を継続する場合における注意点
4. F I T 特例制度を適用する場合における注意点

(第2部) 広域機関システムによる実務について

1. 計画値同時同量における計画提出方法
2. 作業停止計画の提出方法
3. 供給計画の提出方法

(第3部) 広域機関システムとのデータ連携方法等について

(第1部) 計画値同時同量制度について

- 広域機関システムをご利用頂く実務者への実務のご紹介に先立ち、計画値同時同量制度の概要について改めて御確認頂くとともに、関連する制度やルールの変更、及び注意点
 - 連系線利用ルールの変更
 - 実同時同量を引き続き採用される小売電気事業者の注意点
 - FIT特例制度を利用される小売電気事業者の注意点について御確認頂くものです。

※ なお、需要家スイッチングのための「スイッチング支援システム」については過日（10月15、16日）にご紹介済みです。（資料は広域機関ウェブサイトよりダウンロード頂けます）

1. 計画値同時同量制度の概要
2. 連系線等利用におけるルール変更
3. 実同時同量における注意点
4. FIT特例制度における注意点

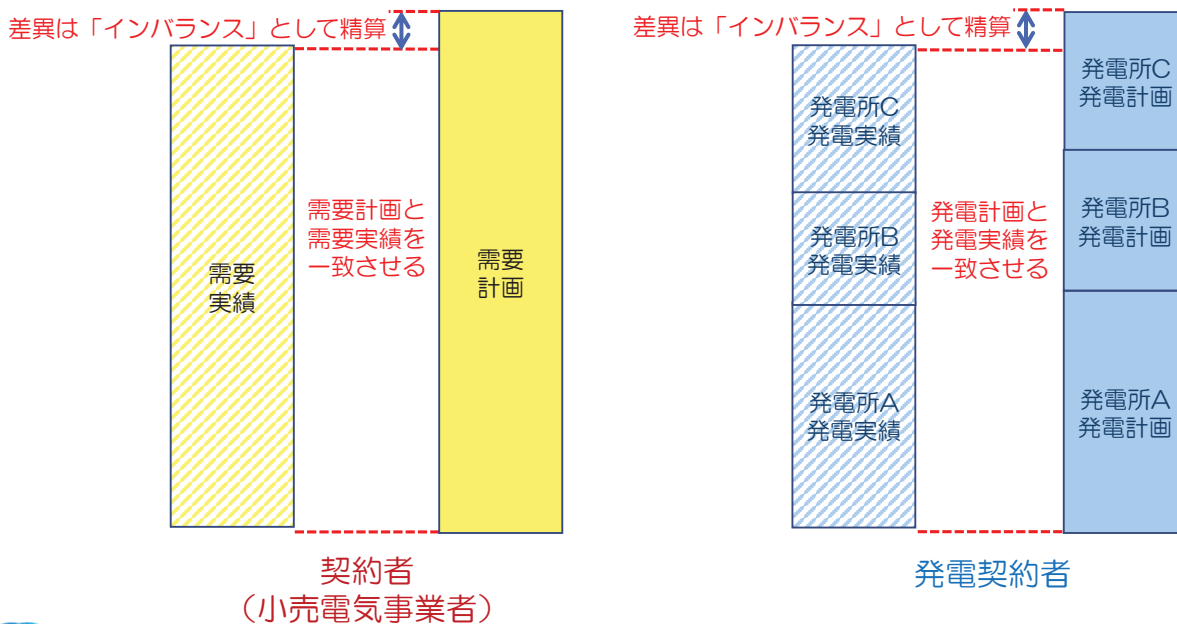
※本資料に記載のルールは、本機関業務規程または送配電等業務指針変更案に記載され、国の認可を受けた時点ではじめて有効となります

※本資料の「約款」とは、特に記載がない限り、一般送配電事業者各社から認可申請中の「託送供給等約款」を指します。また、約款の内容は国の認可動向により変更となる場合があります

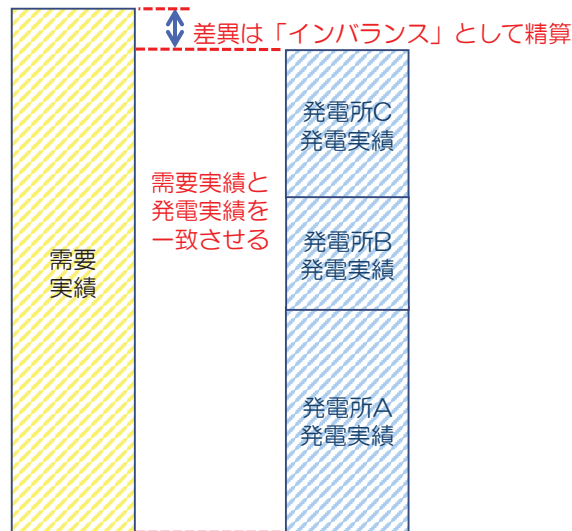
1. 計画値同時同量制度の概要

計画値同時同量制度とは

- 契約者（小売電気事業者）および発電契約者の各々が、30分毎に需要計画（または発電計画）と、需要実績（または発電実績）を一致させるように調整を行う制度。平成28年4月1日より施行される



- 現行の実同時同量制度は、小売電気事業者（新電力＝PPS）が、30分毎の発電実績と需要実績とを一致させるように調整を行う制度
- 平成28年3月31日時点において旧託送供給約款にもとづいて接続供給契約を締結している契約者が、申出をした場合、当該供給区域においてのみ当面の間継続して選択することが可能



- 小売電気事業者と一般送配電事業者との契約：接続供給契約（現在と同じ）
 - 現在の新電力（PPS）などが該当
 - 小売電気事業者として国に登録を行う必要あり
 - 供給区域の一般送配電事業者と接続供給契約を結ぶ者を「契約者」という
 - 「代表契約者制度」：いくつかの小売電気事業者が集まり、1つの接続供給契約を締結することも可能
- 発電場所と一般送配電事業者との契約：発電量調整供給契約
 - 実同時同量制度では、発電場所が直接何らかの契約を締結することはなかった・・・
 - 電気事業法の発電事業者が保有する発電場所か否かに関係なく、系統を通じて小売電気事業者に販売を行う発電場所全てが発電量調整供給契約を締結する
 - なお、発電場所出力の全量を、実同時同量を継続する小売電気事業者に販売する場合は、（現在と同じく）何らかの契約を締結する必要はない
 - 発電量調整供給契約を結ぶ者を「発電契約者」という。なお、発電契約者は発電場所の保有者自身である必要はない
 - 複数の発電場所を統合して契約することも可能

■ インバランス：

- 計画と実績の差異（実同時同量の場合は需要実績と発電実績の差異）を「インバランス」と呼ぶ
- インバランスは一般送配電事業者との間で精算
- インバランス単価は卸電力取引市場の価格等を用いて算出される（同一エリア内では、不足単価と余剰単価は同一）

（参考）約款上の用語	不足	余剰
接続供給契約	接続対象計画差対応補給電力量	接続対象計画差対応余剰電力量
発電量調整供給契約	発電量調整受電計画差対応補給電力量	発電量調整受電計画差対応余剰電力量

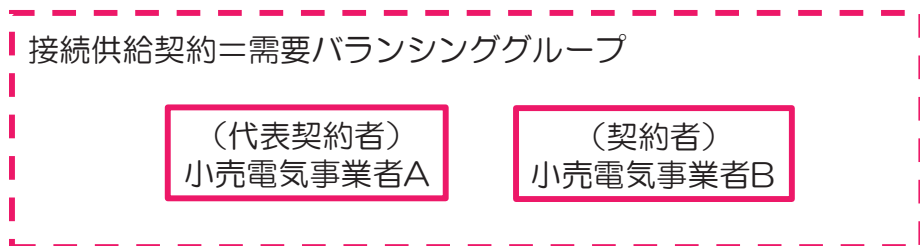
バラシンググループと契約者・発電契約者

■ バラシンググループ (BG)：

- いくつかの事業者が集まり、インバランスの精算を実施する単位
 - ✓ 小売電気事業者のバラシンググループ：「需要バラシンググループ」
 - ✓ 発電者のバラシンググループ：「発電バラシンググループ」

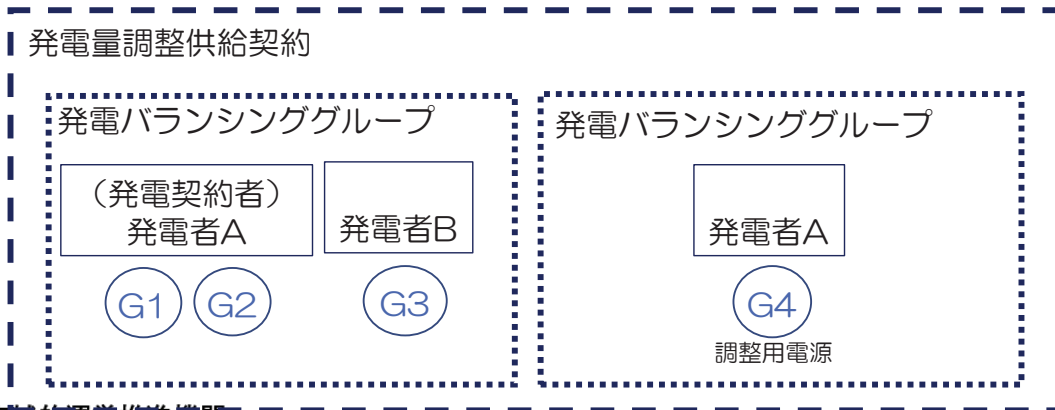
■ 需要バラシンググループ（需要BG）の例

- ✓ 1つの接続供給契約＝1つの需要バラシンググループ＝Σ 1つまたは複数の小売電気事業者
- ✓ バラシンググループは、供給区域内で構成
- ✓ 契約者（この場合 小売A）が供給区域の一般送配電事業者と「接続供給契約」を締結
- ✓ 契約（需要バラシンググループ）単位で各種計画を提出
- ✓ 需要計画と需要実績の差分電力量（インバランス）は、バラシンググループ単位で算定



■ 発電balancing group (発電BG) の例

- ✓ 1つの発電量調整供給契約=1つまたは複数の発電balancing group=Σ1つまたは複数の発電場所
- ✓ balancing groupは、供給区域内で構成
- ✓ 発電balancing groupには複数の発電者、発電所(発電機)を含むことが可能
 - ・(調整用発電所は単独の発電balancing groupとする)
- ✓ 発電契約者(この場合 発電者A)が供給区域の一般送配電事業者と「発電量調整供給契約」を締結
 - ・(1つの発電量調整供給契約内に複数の発電balancing groupを束ねることが可能)
 - ・(発電契約者は必ずしも発電者である必要はない)
- ✓ 発電量調整供給契約単位で各種計画を提出
- ✓ 発電計画と発電実績の差分電力量(インバランス)は、balancing group単位で算定
- ✓ なお、販売計画・調達計画(後述)は発電量調整供給計画全体で作成



計画値同時同量における計画

■ 発電計画：

- 発電契約者が、契約の対象とする発電所(受電地点)全てについて記載する
- 高圧以下の発電所は、複数をまとめて合計値として記載することが可能な場合がある

■ 需要計画：

- 代表契約者の場合、契約合計値および小売電気事業者単位の内訳の双方を提出する

■ 調達計画：

- 契約者(または発電契約者)単位で電気を購入する計画
- 契約者(小売電気事業者)のほか、発電トラブル時持ち替え等のため、発電契約者が提出することも可能
- 購入先として、発電契約者*(または契約者(=需要BG))、卸電力取引所**を指定する

■ 販売計画：

- 発電契約者(または契約者)単位で電気を販売する計画
- 発電契約者のほか、需給調整等(転売)のため契約者(小売電気事業者)が提出することも可能
- 販売先として、契約者(=需要BG)(または発電契約者*)、卸電力取引所**を指定する



*発電所ではない

**現行の実同時同量では、卸電力取引所の売買計画を契約者が提出する必要はなかったが、計画値同時同量制度においては卸電力取引所との調達計画、販売計画も必要となる

- 連系線利用計画： ※新規の場合は「連系線希望計画」
 - 販売・調達が連系線を介して行われる場合は、（実同時同量と同じく）連系線利用計画を併せて、受電する契約者または発電契約者が提出する
 - 広域機関が定める「供給先未定発電事業者等」による連系線利用をされる場合は、当該事業者等は長期計画を提出する
 - 連系線利用計画は、1つの調達計画について1つ記載する
 - ✓ なお、販売計画は複数の連系線利用計画をまとめて1つでもよい
 - なお、連系線利用登録にかかる契約認定を受けようとする場合は、契約認定単位で1つの連系線利用計画を設定頂く

実同時同量における計画（フォーマットの変更なし、記載コードの変更あり）

- 需給計画
- 発電計画 ※発電契約者から購入する場合は、発電契約者からの購入量を記載する
- 連系線等利用計画

発電設備の停止計画

- 約款に定める「発電設備の停止計画」は、発電契約者、または（実同時同量の場合）契約者が提出する

発電所に付随する送変電設備の停止計画

- 給電申合書等で定める、発電所に付随する流通設備の停止計画は、広域機関または各一般送配電事業者のどちらにも提出頂ける（あらかじめ一般送配電事業者と調整をお願いします）

- 電気事業法で定める供給計画は、（契約者や発電契約者ではなく）電気事業法上の電気事業者（小売電気事業者、発電事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者）が個別に提出する
- 提出は、発電計画等と同じく広域機関システムを利用頂く



各契約者が提出する計画

契約者（計画値同時同量）※1

1. 需要計画、調達計画、販売計画
2. 連系線利用計画（希望計画）

※1：複数の小売電気事業者により需要バランスグループを構成する場合は、代表契約者

発電契約者

1. 発電計画、販売計画、調達計画
2. 連系線利用計画（希望計画）
3. 作業停止計画

契約者（実同時同量）

1. 需給計画
2. 発電計画
3. 連系線等利用計画（希望計画）
4. 作業停止計画※2

※2：全量実同時同量に使用する発電設備が対象

発電事業者等※3

1. 連系線利用計画（希望計画）

※3：業務規程第66条第2項に定める（供給先未定の発電事業者等による連系線利用）

小売電気事業者

送配電事業者※4

発電事業者

1. 供給計画

※4：一般送配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者

■ 需要計画・調達計画・販売計画の提出内容

※各項目の詳細な記載方法は第2部へ

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値	日別の需要電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの需要電力量
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の需要電力の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値	日別の需要電力の最大値および最小値発生時の販売分の計画値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値



計画値同時同量における計画（発電量調整供給契約）

■ 発電計画・調達計画・販売計画の提出内容

※各項目の詳細な記載方法は第2部へ

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値および最小値	各週平休日別の販売電力の最大値および最小値	日別の販売電力の最大値および最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値



■ 連系線利用計画の提出内容

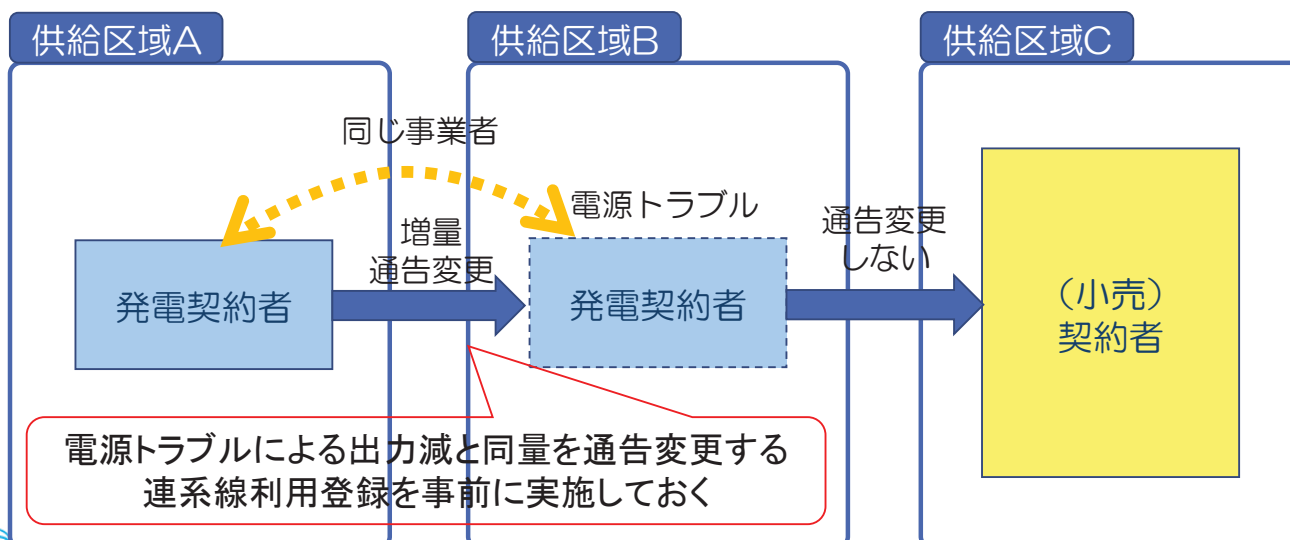
※各項目の詳細な記載方法は第2部へ

提出する計画	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
調整用	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時	毎月5日 17時	—	—	—
空容量 算出用	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜日 17時	受給日の 前日12時	原則として30 分ごとの実需 給の開始時刻 の1時間前
提出内容	各年度の最大 値	日別（または 各月平休日 別）の昼間帯、 夜間帯の最大 値	日別（または 各週平休日 別）の昼間帯、 夜間帯の最大 値	30分ごとの 電力量	30分ごとの電力量	

随時通告変更

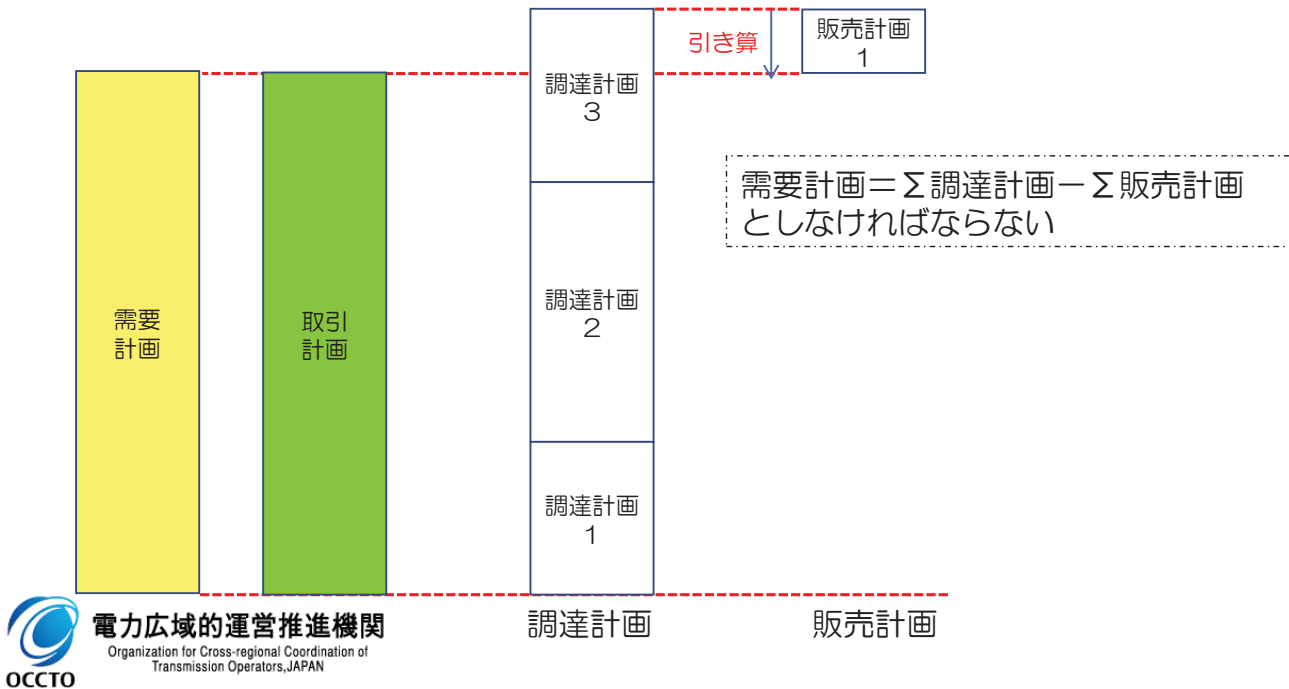
■ 随時通告変更：

- ゲートクローズ以降、小売電気事業者の調達計画を変更せずに、同一事業者が、供給区域を超えて発電機の持ち替えを行う連系線通告変更のこと
- なお、混雑処理を伴う場合は実施できない
- 実需給時間帯に入った後でも提出可能（締切時刻は別途ご案内）
- 発電契約者の発電・販売・調達計画も同時に提出する

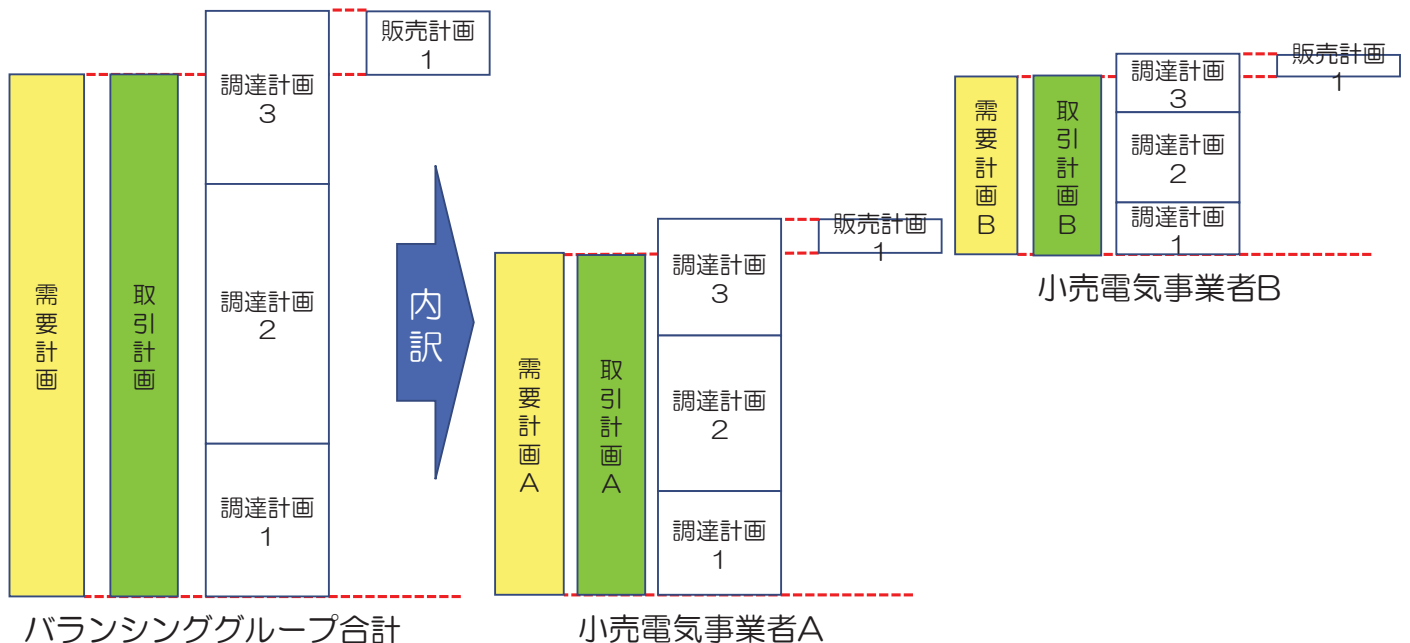


- 翌日計画においては、需要計画と、取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）の合計は一致させなければならない

調達先または販売先毎（発電契約者や契約者、卸取引所毎）に記載する



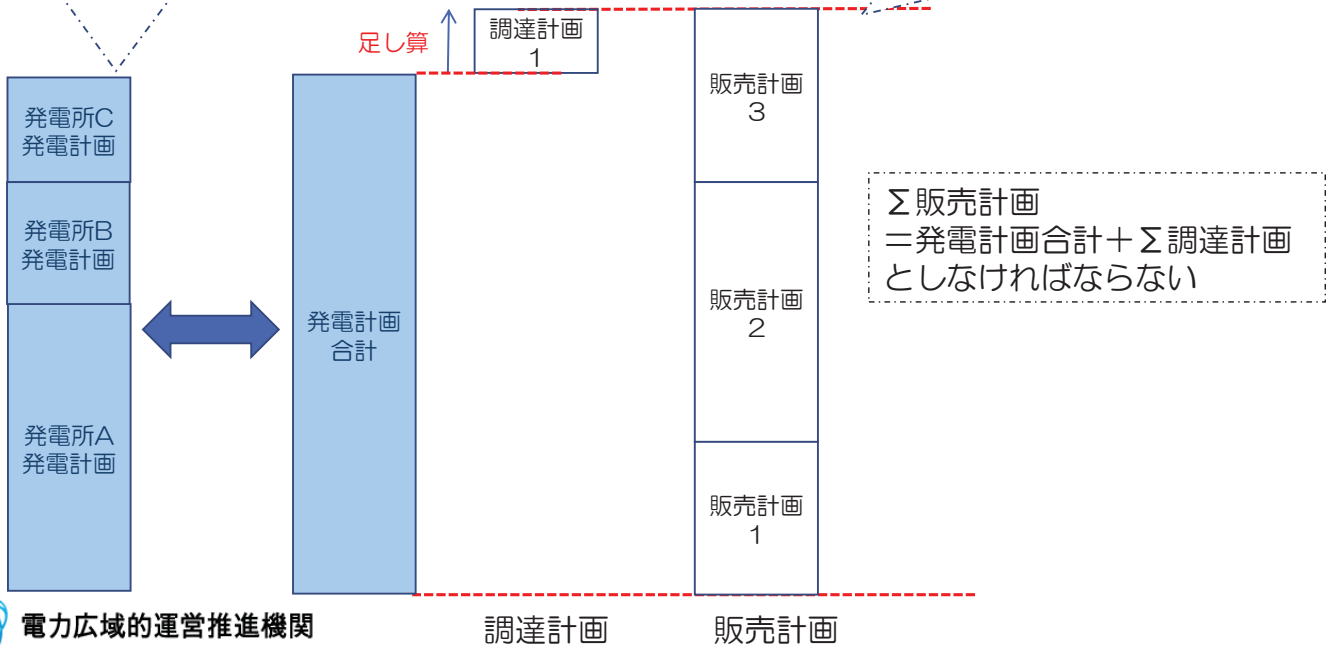
- 複数の小売電気事業者を含む需要バランシンググループにおいては、（供給力確保義務の証明のため）バランシンググループとしての計画のほか、小売電気事業者単位の内訳も記載しなければならない



- 翌日計画においては、販売計画合計値と、発電計画と調達計画との合計値は一致させなければならない

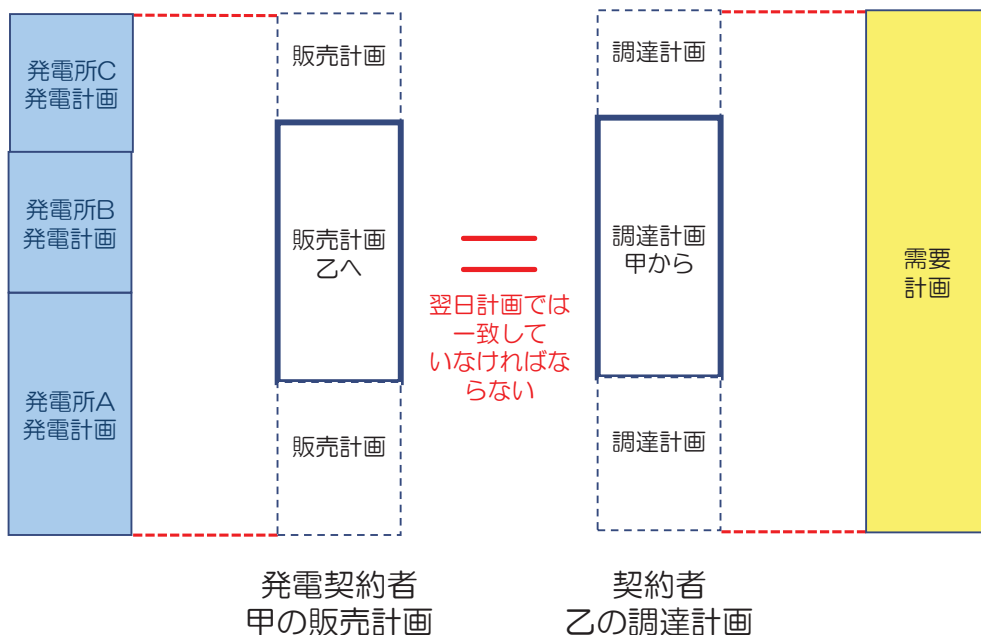
各発電所の発電計画は、
発電計画合計の内訳として記載する

販売先または調達先毎（契約者や発電
契約者、卸取引所毎）に記載する

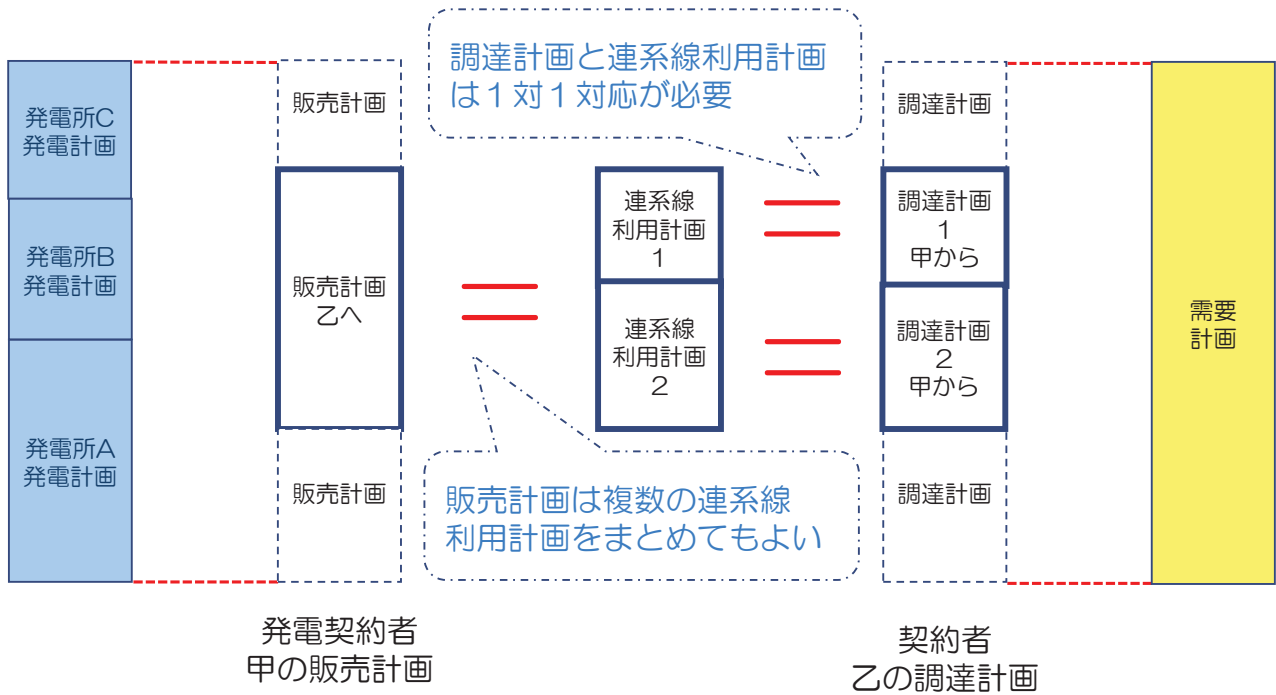


事業者間の計画の整合

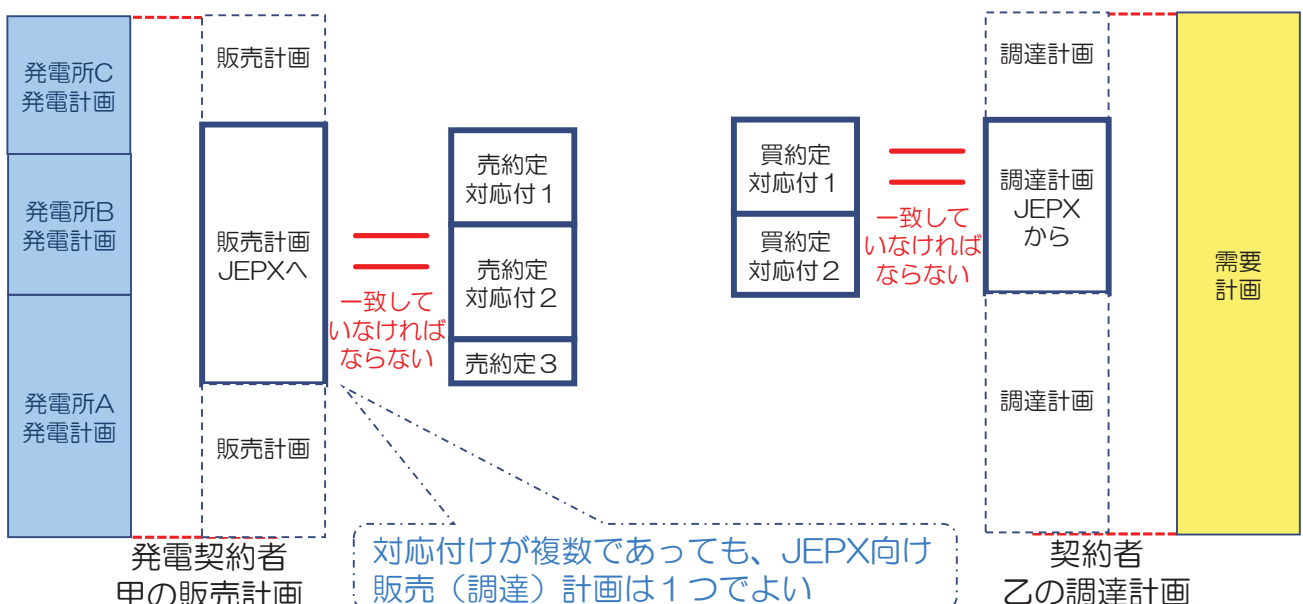
- 翌日計画においては、（販売元が提出する）販売計画と、（販売先が提出する）調達計画は、一致していなければならない
 - 週間計画以前は、甲乙の最大最小時間帯が異なることがあるため、一致しない



- 翌日計画においては、販売調達が連系線を経由する場合は、販売計画と調達計画の整合のほか、連系線利用計画とも整合しなければならない



- 卸電力取引所（JEPX）を利用する場合は、約定結果と整合しなければならない

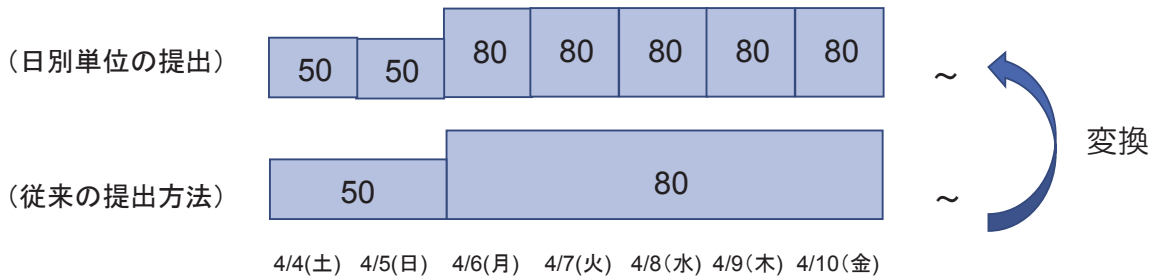


スポット市場（先渡市場取引を含む）と1時間前市場は別々に作成する（1時間前市場で同一コマに売りと買いの両方がある場合は、売りを販売計画、買いを調達計画に記載する）

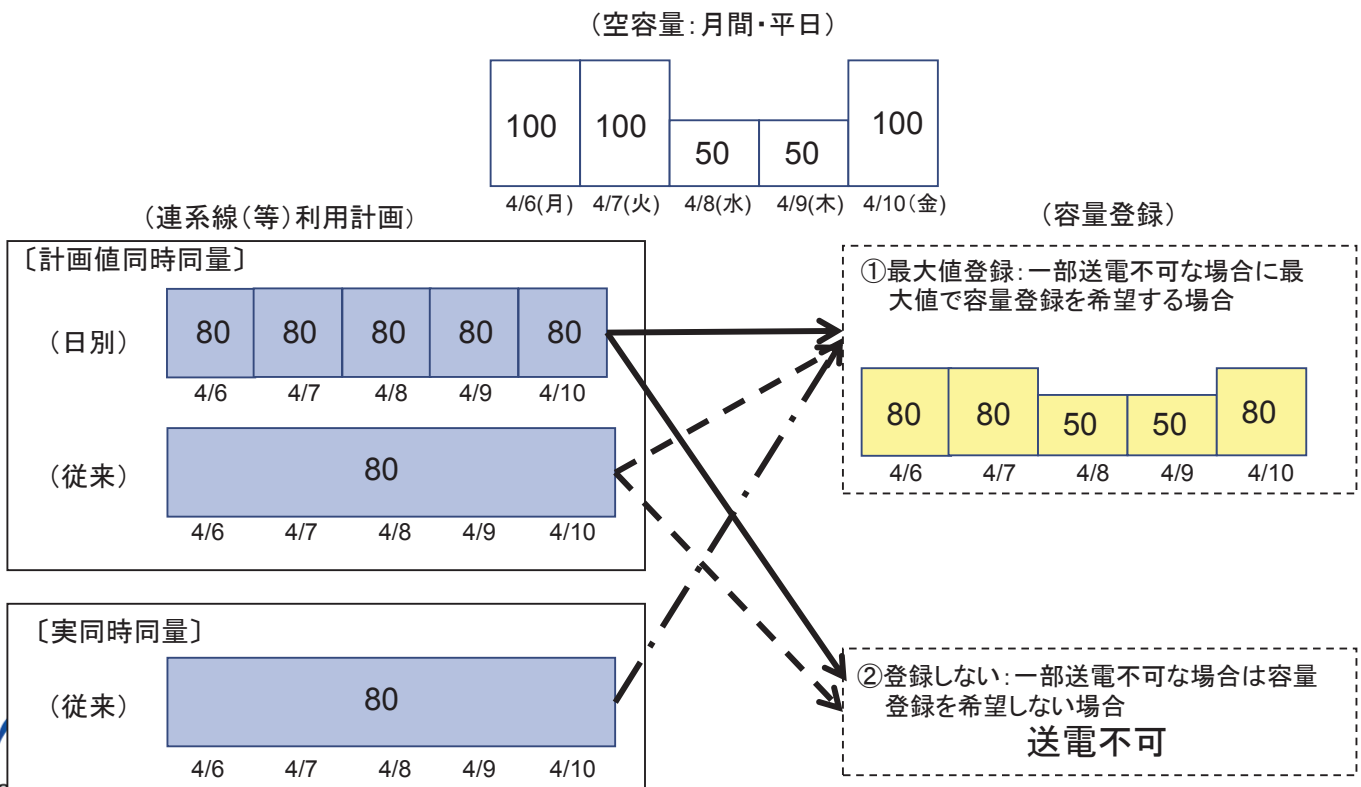
- 計画に不整合がある場合は、広域機関よりその旨のメッセージを発信し、可及的速やかな修正を求める
- 翌日計画策定までに事業者間計画の不整合が解消できない場合は以下のように修正を実施する
 - 連系線等を利用している場合は、連系線容量登録値（週間断面で整合性が取れたもの）を正として、販売・調達計画を修正する
 - JEPX取引による場合は、JEPX約定結果を正として、販売・調達計画を修正する
 - その他地内取引の場合は、販売・調達計画ともに0とする
- なお、計画策定中の連系線利用計画修正は不可であり、通告変更等で対応頂く
- 修正値に変更が必要な場合は、当日計画変更や通告変更において対応頂きたい
- 当日計画変更や通告変更において不整合が発生する場合は、以下のように修正を実施する
 - 連系線等利用の場合、可否判定「一部可」、混雑処理の場合は、連系線容量登録値を正として販売・調達計画を修正する（都度）
 - JEPX1時間前取引の場合は、約定結果を正として販売・調達計画を修正する（5分毎程度）
 - 上記以外の場合は、直前の整合時計画に戻す（10分後に警告、60分後に破棄）

2. 連系線等利用におけるルール変更

- 年間および月間連系線利用計画の記載単位は、現在の「各月の平日および休日」単位から、「日別単位」に変更となる
- なお、従来通りの「各月の平日および休日」単位の提出も可能（この場合、広域機関において「日別」単位に変換する
 - 実同時同量継続者の場合は従来通り「各月の平日および休日」の提出方法となる
- これにともない、いわゆる数日間作業ルール（送配電等業務指針第176条）は廃止とする予定



- 一部送電不可となる場合、計画値同時同量選択者の場合は「①最大値登録」と「②登録しない」の選択が可能。実同時同量継続者は「①最大値登録」のみ



■ 原因者負担の原則とは、混雑処理をともなう連系線利用計画変更ができないルール

1(3) 通告変更及び混雑処理の在り方

31

- これまで、相殺潮流を流すことで計画潮流を維持していくのは、系統安定のための措置として運用されてきており、一般の系統利用に対してこのような対応は行われてこなかった。
 - 他方、前述のような問題意識とメリット・デメリットの比較を踏まえると、実需給に近い断面では、**原因者負担の原則**を導入することが適当ではないか。
 - 例えば、現在の運用実態や、ESCJ発足前の審議会報告における「スポット市場開設後の変更については、先着優先の考え方を形式的に当てはめると、スポット取引により確保された容量を調整する必要が生じるため、別途検討が必要」との整理を勘案し、**発電側起因、小売側起因に関しては、前日12時のタイミング(翌日計画提出時)を分岐点とすることが一案(※)**。
- ※ 送電線の故障等により、電源や負荷の脱落が起きる場合においては、本件取扱については、それぞれ発電側起因・小売側起因として扱うこととなるが、別途当該事象の起因者に対する求償を妨げるものではない。

	7日前 17時	2営業日前 12時	1営業日前 11時	前日 12時	前日 17時	通告変更 締切
		新規契約・ 契約変更締切	前日スポット 市場	翌日計画 提出受付	翌日計画確定	受給 開始
	～7日前17時	7日前17時～ 2営業日前12時	2営業日前12時～ 1営業日前11時	1営業日前11時～ 前日12時 ※1	前日12時～ 前日17時	前日17時～ 通告変更締切
	新規託送契約・ 計画変更	前日スポット取引 のため受付停止	計画変更 (同一種別)	翌日計画確定 のため受付停止	通告変更	
不可避的な変更		変更可能				変更可能
系統運用上必然的な変更	変更可能			変更可能		変更可能
発電トラブルによる変更	変更可能		変更不可	変更可能		変更可能
需給バランス、 同時同量等のための変更	変更可能	変更可能 ※2		変更可能 ※2 ※3		変更可能 ※2 ※4
経済行為による変更	変更可能	変更可能 ※2		変更不可		変更不可



連系線等利用におけるルール変更：③変更理由の整理

■ ライセンス制(系統利用者と系統運用者が区別される)及び原因者負担の原則の導入等にともない、変更理由について再整理を行う予定

系統利用者起因と系統運用者起因に整理

変更理由	起因元	対象理由	変更賦課金 ※1
本機関指示	運用	・広域機関の指示に伴う変更 ・マージン利用取消に伴う変更	対象外
不可避的な 変更 ※2	給電指令	・一般送配電事業者の給電指令に伴う変更	
	自然・公衆災害	使用しない(給電指令に統合)	
	優先給電指令	使用しない(給電指令に統合)	
	混雑処理	使用しない(広域機関側で書換処理を行う仕組みの導入に伴い系統利用者からの提出不要)	
系統運用上 必然的な変更 ※2	需給・周波数調整	使用しない(給電指令に統合)	
	調整運転	・調整運転等(補修や運開前運転など)に伴う変更	
	河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	
発電トラブル	利用	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力の出力変動に伴う変更	
	利用	・設備不具合(一般送配電事業者が運用する設備を除く)、設備保全、法令遵守、人身安全等の事由による発電機の出力減少や停止に伴う変更	
需給バランス・同時同量変更	利用	・他の項目以外の事由に伴う変更	対象
経済行為	利用	・経済行為に伴う変更	
その他		使用しない	

※1: 「マージン使用」、「運用容量拡大」、「運用容量超過」分は、変更賦課金の対象外。変更賦課金機能(広域機関システム)は、「需給バランス・同時同量変更」と「経済行為」を抽出し、それらを賦課金対象と扱う仕様。
 ※2: 一般電気事業者の系統利用と系統運用が区分されるため名称廃止。系統運用側起因である理由は給電指令に統合。

■ 参考ルール（現行の業務規程）

（連系線の利用計画の変更及び通告変更）

第70条 本機関は、連系線利用者からの利用計画の変更及び通告値の変更（以下「通告変更」という。）の申込みについて、次の各号により取り扱う。

- 一 連系線利用者は、関連一般電気事業者の全てを経由して本機関に、変更希望計画又は通告変更の希望値を提出する。
- 二 前号の提出を受けたときは、第66条を準用する。このとき、同条第1項における「希望計画」は、利用計画の変更の申込みを受けたときは「変更希望計画」に、通告変更の申込みを受けたときは「通告変更の希望値」に読み替えるものとする。また、連系線利用者は、受給日の2営業日前の12時以降に利用計画を変更するとき又は通告変更を行うときは、変更理由を付してその申込みを行うものとする。
- 三 第1号における変更申込みの受付期間と変更が可能な事由については、別表9-5の通りとする。なお、別表9-5の変更事由のうち系統運用上必然的な変更については、連系線利用者から事前に対象となる設備・補修作業等の提出を受ける。
- 四 別表9-5（3）の期間の変更申込みについては、前条第1項第3号で連系線利用者が提出する翌日計画の一部として提出するものとする。
- 五 本機関は、第68条による通告変更の送電可否判定において、同条第3項第3号に該当するときは、同号に掲げる断面ごとの送電可能な値を新しい通告値とし、これを当該通告変更の申込みを行った連系線利用者に関連一般電気事業者を経由して通知する。



【参考】連系線等利用におけるルール変更：③変更理由の整理

■ 参考ルール（現行の業務規程）

別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由

受付期間（※1）	連系線利用計画の変更が可能な事由
（1）受給日の2営業日前の12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避的な変更（※2） ・ 系統運用上必然的な変更（※3） ・ 発電トラブルによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 ・ 経済行為による変更
（2）受給日の2営業日前の12時から1営業日前の11時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避的な変更（※2）
（3）受給日の1営業日前の11時から前日の12時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避的な変更（※2） ・ 系統運用上必然的な変更（※3） ・ 発電トラブルによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更該当する利用計画の減少によって混雑が発生するときは、当該利用計画の変更を不可とする。
（4）受給日の前日の12時から前日の17時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避的な変更（※2）
（5）受給日の前日17時以降の通告値運用時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可避的な変更（※2） ・ 系統運用上必然的な変更（※3） ・ 発電トラブルによる変更 ・ 需給バランス、同時同量等のための変更 但し、需給バランス、同時同量等のための変更該当する通告変更によって相殺潮流が減少し混雑が発生するときは、当該通告変更を不可とする。

（※1）受給日の前日が休業日のときも、本表に定める期限の通りとする。

（※2）
不可避的な変更

- ・ 送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴う変更
- ・ 第72条に定める混雑処理に伴う変更
- ・ 第78条第4項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴う変更
- ・ 自然災害（雷、風雪、鳥獣接触等）、公衆災害等事業者の責任ではない事象に伴う変更

（※3）
系統運用上必然的な変更

- ・ 河川の出水状況により変更が必要となる水力から送電を行うもの
- ・ 定格熱出力一定運転を行っている原子力電源において、海水温度の変化による出力変動に対応して変更がなされるもの
- ・ 供給区域の需給調整・周波数調整等に伴い変更がなされるもの
- ・ 補修や連開前運転等に伴う調整運転等の変更

- 長期～週間の各連系線（等）利用計画の通知期限までに提出される計画について、増量の変更が可能となる
 - 従来は、翌日計画を除き、計画策定済みの断面の増量のみ可能であった
- なお、通知期限までに提出された増量部分のタイムスタンプは、計画策定時点に増量提出者一律に付する

3. 実同時同量における注意点

計画値同時同量制度の導入後においても、引き続き実同時同量を継続する場合において、変更点・注意点がある

■ 発電計画：

- ▶ 発電量調整供給契約を締結する発電契約者からの購入は、先取優先順位に限る（インバランスは小売電気事業者側に発生しない扱い、優先順位99番調整用には使用できない）。また、計画提出は、（従来通り）小売電気事業者から発電計画を提出するとともに、発電契約者側からも販売計画を提出する。（発電計画の事業者コード欄には発電量調整供給契約者の計画提出者コードを入れる。）
- ▶ 発電出力の全量を実同時同量を継続する小売電気事業者（複数でもよい）が購入する場合、発電量調整供給契約を締結しなくてもよい。この場合（従来通り）小売電気事業者からのみ発電計画を提出する（発電計画は系統コードを入れる。）
- ▶ 発電所を小売電気事業者の実同時同量調整用（優先順位99番調整用）として使用したい場合は、当該発電所は発電量調整供給契約を締結せず、全量を実同時同量向けに使用する（他の実同時同量契約者との間で仕訳を行うことは差し支えない）

■ 計画値同時同量のような転売・転買の計画計上ができない：

- ▶ 小売電気事業者からの調達、他事業者への販売を計画に計上することはできない
- ▶ 転売・転買を行う場合は、今までどおり、発電計画を他の事業者に切り出す形で売買を行うことで可能だが、以下の制約がある
 - ✓ 全量を実同時同量に使用する発電所は、計画値同時同量を採用する契約者に転売することはできない

■ 卸電力取引所（JEPX）における売買主体（対応付け）：

- ▶ 売買主体は契約者（小売）または発電契約者となる（個別の小売電気事業者または発電者単位ではない）※計画値同時同量制度利用者も同じ

■ 卸電力取引所（JEPX）における発需紐付の廃止：

- ▶ 計画値同時同量制度の導入にともない、約定時の発需紐付は廃止となる
- ▶ これにともない、発電設備からの電気についてJEPXにおいて売り入札を実施したい事業者においては、発電量調整供給契約を締結する必要がある。（発電計画を捕捉するため）
- ▶ 市場売りをを行う場合は、発電量調整供給契約を締結する発電契約者からの調達分を削減することで実施する（約定時は発電契約者から販売計画を提出してもらう）。

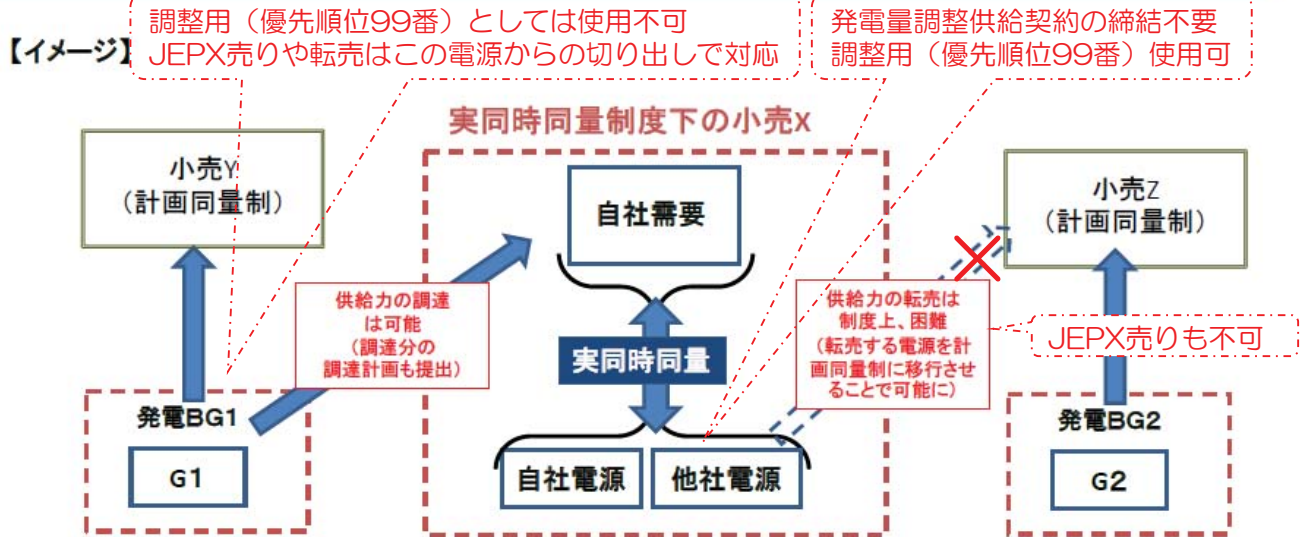
【追加論点3】 実同時同量制度下の事業者との関係について

41

○計画値同時同量制度導入後、当面は、実同時同量制度を選択することが可能であるため、実同時同量制度を選択した小売電気事業者と、計画値同時同量制度下の事業者のやりとりについて、関係を整理する必要がある。

①実同時同量制度の適用を受ける小売電気事業者が、計画値同時同量制度下の発電BGから供給力を調達することは可能とする（発電計画値がそのまま実績発電量として精算される）。その場合、当該小売電気事業者は、発電BGからの調達分に対応した調達計画を提出することとする。

②計画値同時同量制度における供給力のやりとりは、インバランス供給を受けた整形された電気で行うことが原則であるため、実同時同量制度下の小売電気事業者が、計画値同時同量制度下の小売電気事業者に供給力を転売することは制度上、困難（転売する電源を計画値同時同量制度下に移行させることで転売が可能）。



■ 実同時同量継続者の売買方法まとめ

	売買形態（下線が取引主体）	可 不可	具体的な売買方法
買 い	実同時同量小売→ <u>実同時同量小売</u>	◎	（転売ではなく通常の発電所仕訳による）
	計画値同時同量小売→ <u>実同時同量小売</u>	○	計画値同時同量小売が購入する発電量調整供給契約者から購入する（次行と同じ）
	発電量調整供給契約者→ <u>実同時同量小売</u>	○	優先順位99番調整用としては不可
	JEPX買い→ <u>実同時同量小売</u>	○	買い主体は契約者のみ
	発電量調整供給契約ではない発電者→ <u>実同時同量小売</u>	◎	（実同時同量の通常の売買形態）
売 り	<u>実同時同量小売</u> →実同時同量小売	◎	（転売ではなく通常の発電所仕訳による）
	<u>実同時同量小売</u> →計画値同時同量小売	○	発電量調整供給契約発電所の切り出しのみ
	<u>実同時同量小売</u> →発電量調整供給契約者	○	発電量調整供給契約発電所の切り出しのみ
	<u>実同時同量小売</u> →JEPX売り	○	発電量調整供給契約発電所の切り出しのみ 売り主体は発電量調整供給契約の発電契約者 発電所紐付は実施しない（発電量調整供給契約者から販売計画を提出してもらう）
	<u>実同時同量小売</u> →発電量調整供給契約ではない発電者	×	

4. FIT特例制度における注意点

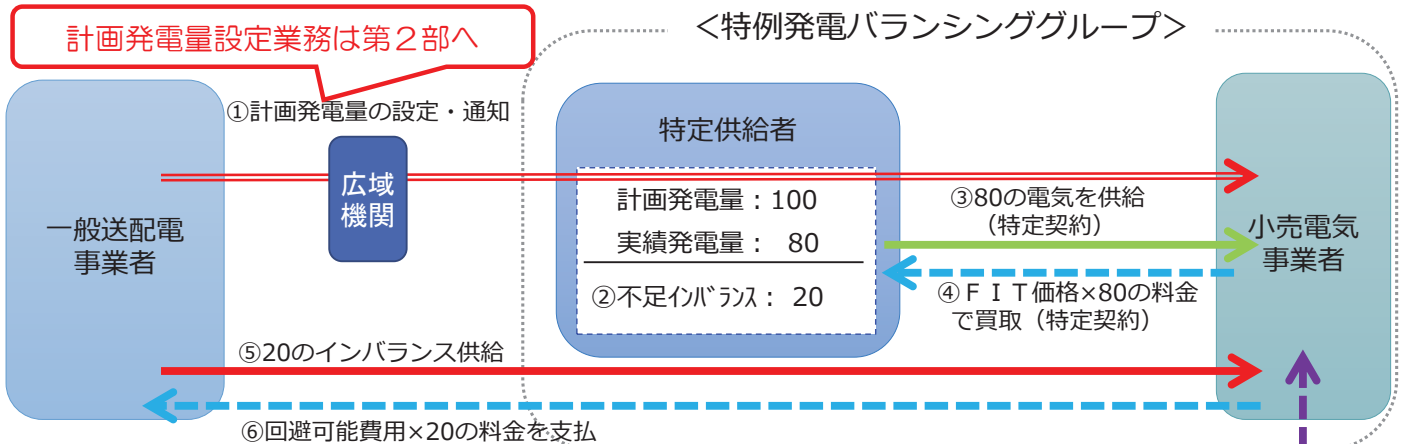
※FIT制度全般は国において規定されます



FIT特例制度①の概要

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ（第8回）資料をもとに作成

- （太陽光および風力の場合は）一般送配電事業者が発電計画値を作成
- インバランス単価は回避可能単価（インバランスリスクがない）
- 平成28年4月1日以降に特定契約を締結する化石燃料混焼バイオマスは対象外



	電気の流れ	支払	収入	収支合計
特定供給者	80を供給	-	80×FIT価格	+80×FIT価格
小売電気事業者	100を調達	80×FIT価格 20×回避可能費用	80×交付金（※）	▲100×回避可能費用
一般送配電事業者	20を供給	-	20×回避可能費用	+20×回避可能費用
費用負担調整機関	-	80×交付金（※）	（サーチャージ）	▲80×交付金（※）

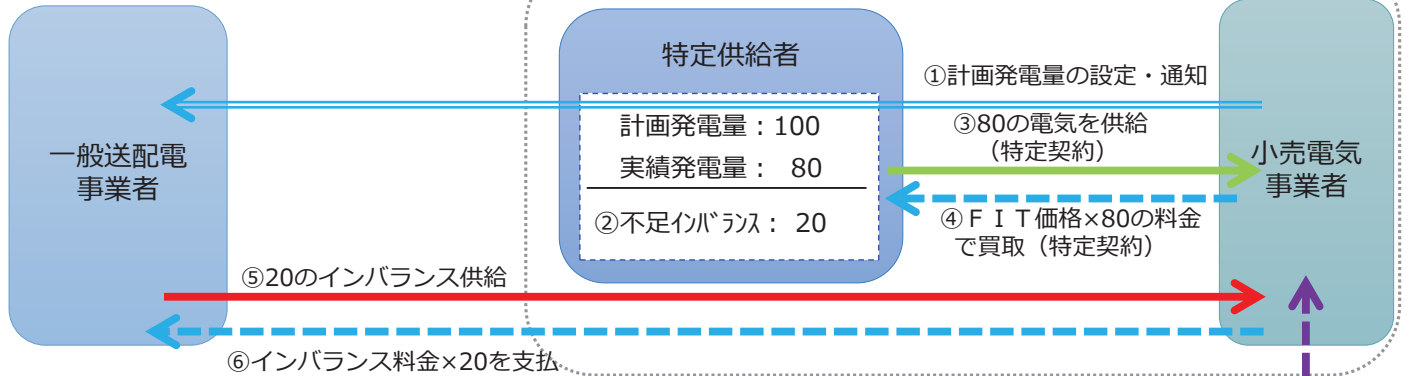
⑦交付金(※)×80を支払

費用負担調整機関

※交付金 = FIT価格 - 回避可能費用

- 発電計画は特例発電バランシンググループにて作成
- インバランス単価は通常の単価とする（インバランスリスクがある）
- すべての再生可能エネルギーが対象

＜特例発電バランシンググループ＞



	電気の流れ	支払	収入	収支合計
特定供給者	80を供給	-	80×FIT価格	+80×FIT価格
小売電気事業者	100を調達	80×FIT価格 20×インバランス料金	80×交付金(※)	▲80×回避可能費用 ▲20×インバランス料金
一般送配電事業者	20を供給	-	20×インバランス料金	+20×インバランス料金
費用負担調整機関	-	80×交付金(※)	(サーチャージ)	▲80×交付金(※)

⑦交付金(※)×80を支払

※交付金 = FIT価格 - 回避可能費用

FIT特例制度における注意点

※本事項は約款または国の規定であり、広域機関のルールではない

■ 注意点：

- 電気を受電する小売電気事業者（契約者）が発電バランシンググループを形成し、発電量調整供給契約を締結する（特定供給者が発電契約者にはならない） ※FIT制度の発電所のみで構成する発電バランシンググループを「特例発電バランシンググループ」と呼び
- 回避可能単価における激変緩和措置の有無により特例発電バランシンググループを形成する（激変緩和措置対象発電所とそれ以外の発電所は同一バランシンググループに所属できない）
- 特例制度①と特例制度②は、各々別々に特例発電バランシンググループを形成する
- 1つの発電所を、特例制度①と特例制度②に仕分けして複数の特例発電バランシンググループに供給することはできない

■ 以下の事項は可能：

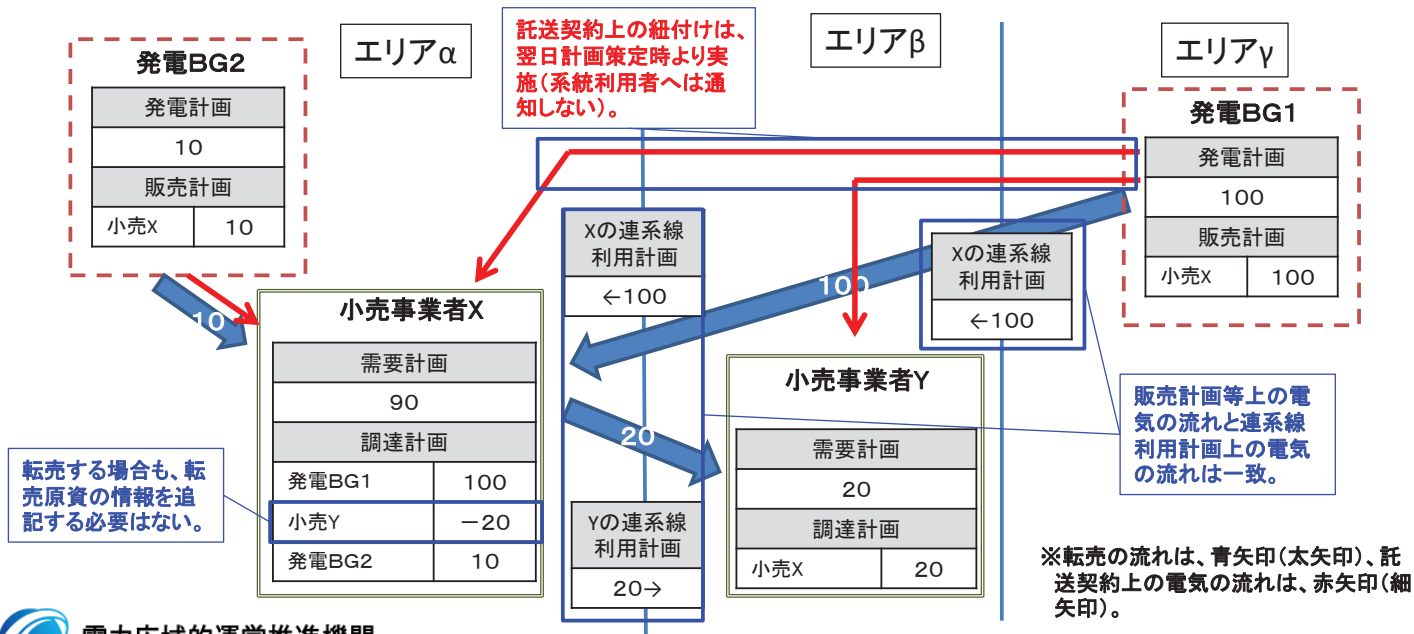
- 1つの発電所を、複数の特例制度①（または複数の特例制度②）に仕分けして複数の特例発電バランシンググループに供給することは可能
- FITではない通常の発電バランシンググループと同じく以下のことが可能
 - ✓ 1つの特例発電バランシンググループから、複数の小売電気事業者に販売することは可能
 - ✓ 1つの特例発電バランシンググループから調達する需要バランシンググループが、複数の小売電気事業者の需要に供給すること
 - ✓ 転売を実施することは可能
- なお、激変緩和措置の対象となる特例発電バランシンググループにおいては、上記内容に制限が生じることがある

（参考）転売時の発需紐付について

転売時の発需紐付について

- 計画値同時同量制度のもとでは、（小売）契約者と発電契約者相互間の売買が可能となるため、様々な組み合わせの販売計画、調達計画、連系線利用計画が提出されることとなる
 - ▶ 発電契約者から契約者（小売）へ：通常の状態
 - ▶ 契約者（小売）から契約者（小売）へ
 - ▶ 契約者（小売）から発電契約者へ
 - ▶ 発電契約者から発電契約者へ
- 一方で、約款上の電気の流れは、発電契約者から（小売）契約者への流れのみを規定している。
- このため、ゲートクローズ後の発電計画等の最終結果を、発電から小売の流れに“付け替える”作業を広域機関にて実施する。（いわゆる「赤紐」を付ける作業）
 - ▶ なお、系統利用者は、通常の業務においてこの結果を気にされる必要はない

- 系統利用者は、転売等の場合でも、取引の流れに沿った販売計画等と連系線利用計画（青矢印）を提出することとする。
 - 通告変更、混雑処理等は取引の流れに沿った連系線利用計画（青矢印）の基に実施する。
- 一方、連系線潮流管理（P0および振替損失の管理）、振替託送料金の事業者間精算等のため、翌日計画以降、発電から小売への自動紐付を実施し、系統運用者が管理する。
 - 自動紐付けを実施するため、全ての系統運用者との間で事前に契約を結ぶことを想定。
 - 系統管理上、翌日計画策定時点で自動紐付を実施し、最終的にゲートクローズ後に確定させる。



(参考) 用語集

※本用語集は、本説明会の理解を助けるためのものであり、電気事業法、本機関の業務規程または送配電等業務指針、一般送配電事業者の約款等に定める定義の表記とは同一ではない場合がある

用語	説明
発電計画	【計画値同時同量・実同時同量】発電場所における供給電力の計画
需要計画	【計画値同時同量】需要電力の計画
需給計画	【実同時同量】需要電力および需要電力に対する供給電力の計画
販売計画	【計画値同時同量】供給電力を販売する計画
調達計画	【計画値同時同量】需要電力に対する調達の計画
取引計画	【計画値同時同量】接続供給契約において調達計画から販売計画を差し引いた計画
連系線(等)利用計画	地域間連系線を利用するための計画
連系線(等)希望計画	地域間連系線の新規利用(または契約電力を超える増量希望)を申し込む際に希望する計画
長期計画	第3～10年度の計画(連系線(等)利用計画のみ)
年間計画	第1、2年度の計画
月間計画	翌月、翌々月の計画
週間計画	翌週、翌々週の計画(週末土曜から翌々日曜を対象とする)
翌日計画	翌日の計画
当日計画	当日の計画。翌日計画を変更する形で提出する

用語	説明
ゲートクローズ(GC)	当日計画(変更)を提出する期限
計画策定	系統利用者より提出される計画を基に、計画を決定すること
計画変更	提出した計画を変更すること(下記の通告変更の場合を除く)
通告変更	翌日計画により策定された連系線通告値(連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般電気事業者に通告したとして扱う値)を変更すること
随時通告変更	小売電気事業者の受電量(調達計画の量)を変更せずに、供給区域を超えて発電機の持ち替えを行う連系線通告変更のこと。平成28年度より導入される
スポット市場	卸電力取引所(JEPX)にて開設されている、翌日の電気の需給を取引する市場
先渡市場取引	卸電力取引所(JEPX)にて開設されている先渡取引。現物受け渡しはスポット市場を介して行われる
1時間前市場	卸電力取引所(JEPX)にて平成28年4月より開設予定の、当日の電気の需給を取引する市場。1時間前まで取引が行える予定
対応付け	卸電力取引所の約定結果について、売り(契約者)と買い(契約者)を結びつけること
発需紐付	卸電力取引所約定時に、売りの場合は発電所、買いの場合は受電事業者(小売電気事業者)を指定すること。平成28年3月末をもって廃止予定
FIT (Feed in Tariff)	再生可能エネルギーを固定価格にて買い取る制度
激変緩和措置	FIT制度における買取価格を決定する際に用いられる回避可能費用を、発電原価等を参考に導出する費用から市場連動費用に変更する制度導入に際し、制度適用を猶予する措置

(第2部) 広域機関システムによる実務について

(第2部) 広域機関システムによる実務について (目次)

1. 計画値同時同量における計画提出方法
 - (1) 計画の作成方法
 - (発電・販売計画)
 - (需要・調達計画)
 - (連系線希望計画)
 - (連系線利用計画)
 - (2) 計画提出等の業務フロー
 - (3) F I T 特例制度を適用する場合
2. 作業停止計画の提出方法
3. 供給計画の提出方法

1. 計画値同時同量における計画提出方法

(1) 計画の作成方法（発電・販売計画のイメージ）

4

【発電・販売計画】※発電契約者毎に提出

供給バランス									
①販売計画 (確定) 合計	供給力(確定)		供給過不足*	供給力(未確定)			⑥発電余力*	(取引計画)	
	②発電計画 合計 (自BG)	③調達計画 (確定) 合計 (他BGから)		供給余力 (NET)	④調達計画 (未確定) 合計 (他BGから)	⑤販売計画 (未確定) 合計 (他BGへ)		取引計画 (確定)	取引計画 (未確定)
100,000	90,000	10,000	0	32,000	5,000	3,000	30,000	90,000	-2,000
=Σ販売計画 (確定)	=Σ発電計画 BG計	=Σ調達計画 (確定)	=①-②-③	=⑥+④-⑤	=Σ調達計画 (未確定)	=Σ販売計画 (未確定)	=Σ発電余力	=①-③	=⑤-④

発電計画										
BG-A							BG-B			
発電計画 BG計	発電所A			発電所B			発電計画 BG計	発電所C		
	発電計画	発電上限	発電下限	発電計画	発電上限	発電下限		発電計画	発電上限	発電下限
50,000	30,000	30,000	5,000	20,000	30,000	5,000	40,000	40,000	60,000	10,000
		発電余力 0			発電余力 10,000				発電余力 20,000	

販売計画 内訳			
A契約者		取引所	
販売計画 (確定)	販売計画 (未確定)	販売計画 (確定)	販売計画 (未確定)
80,000	3,000	20,000	0

調達計画 内訳			
B発電契約者		C発電契約者	
調達計画 (確定)	調達計画 (未確定)	調達計画 (確定)	調達計画 (未確定)
10,000	0	0	5,000

※供給過不足と発電余力については、説明イメージ上の記載であり、計画提出（BP）のデータ項目ではない。

(1) 計画の作成方法 (発電・販売計画の記載項目)

5

発電・販売計画		記載内容	BP	
提出先事業者 (コード・事業者名)		計画提出先の一般送配電事業者 (広域機関からデータ転送) を記載。	JPO6358 JPO6359	
送信事業者 (コード・事業者名)		計画を送信する事業者 (発電契約者) を記載。	JPO6110 JPO6111	
BG/計画提出者 (コード・名称)		発電量調整供給契約に基づき計画提出する発電契約者の計画提出者コードを記載。	JPO6360 JPO6361	
予想時刻 ※週間計画のみ		販売計画 (確定) 合計の最大発生予想時刻および最小発生予想時刻。 ※発電・販売計画内は同予想時刻に統一。	JPO6221	
供給バランス	①販売計画 (確定) 合計	販売計画 (確定) の合計。	JPO6318 JPO6319	
	供給力 (確定)	②発電計画 合計	発電計画BG計の合計。	JPO6304 JPO6305 供給力計
		③調達計画 (確定) 合計	調達計画 (確定) の合計。	JPO6368 JPO6369
		供給余力 (NET)	⑥発電余力合計+④調達計画 (未確定) 合計-⑤販売計画 (未確定) 合計 発電余力: Σ 発電上限-②発電計画合計	JPO6308 JPO6309
	供給力 (未確定)	④調達計画 (未確定) 合計	調達計画 (未確定) の合計。	JPO6370 JPO6371 予備力
		⑤販売計画 (未確定) 合計	販売計画 (未確定) の合計。	JPO6320 JPO6321
	取引計画	取引計画 (確定)	販売計画 (確定) 合計-調達計画 (確定) 合計	JPO6362 JPO6363
		取引計画 (未確定)	販売計画 (未確定) 合計-調達計画 (未確定) 合計	JPO6364 JPO6365

(1) 計画の作成方法 (発電・販売計画の記載項目)

6

発電・販売計画		記載内容	BP	
発電計画 (BG毎)	発電BGコード	発電BGを記載。	JPO6300	
	発電BG名	発電BGは発電量調整供給契約で設定する。	JPO6301	
	契約識別番号1	発電量調整供給契約における契約識別番号1を記載。	JPO6181	
	発電計画 BG計	発電BG内の発電計画の合計。	JPO6306 JPO6307	
	発電計画内訳	系統コード	系統コードを記載。	JPO6186
		発電所名	発電所名称 (又はユニット名) を記載。 ※発電計画内訳は、発電地点 (発電所) 毎を基本。 ※潮流計算のためユニット毎が必要な場合、高圧以下でエリア内合計に集約できる場合等がある (一般送配電事業者との発電量調整供給契約時にご確認ください)。 ※同一発電所で調整電源と非調整電源が混在する場合は、別々に発電計画内訳を記載。	JPO6310
		契約識別番号2	発電量調整供給契約における契約識別番号2を記載。	JPO6182
		電源 (BG) 種別	電源種別コードを記載。 (調整電源/非調整電源/FIT特例①電源/FIT特例②電源)	JPO6311
		発電計画	発電計画値。	JPO6226 JPO6231
		発電上限	発電可能上限値。 (例) 渇水や海水温度上昇等で認可出力が出ない場合については、それらを考慮し実際に発電可能な上限値。 調整電源については運用上の上限値。	JPO6312 JPO6313
		発電下限	発電可能下限値。 (例) 最低負荷を考慮。 調整電源については運用上の下限値。	JPO6314 JPO6315

(1) 計画の作成方法（発電・販売計画の記載項目）

7

発電・販売計画		記載内容	BP
販売計画 内訳	取引先コード 取引先名	販売先を記載。 (販売先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者 : 計画提出者コードおよび計画提出者名 実同時同量 : 事業者コードおよび事業者名 取引所 : 市場取引コードおよび取引名 J S P T 3 (スポット)、J 1 H R 3 (1時間前)	JP06366 JP06367
	電源特定コード	(後日お知らせいたします)	JP06373
	広域指示コード	広域機関指示の有無を記載 (0 : 指示なし、1 : 指示あり)。	JP06374
	販売計画 (確定)	販売確定済みの量。 ※取引相手先は調達計画 (確定) に計上。	JP06318 JP06319
	販売計画 (未確定)	販売確定済みではないものの、当該 (単一) 販売先だけに調達権利がある量。 (例) 販売先の調達希望に応じられるよう、当該 (単一) 販売先への販売専用として確保しておく供給力。複数の事業者と緊急時融通契約を締結し、調達希望の先着で発電余力を販売する等は対象外 (単一の販売先への販売専用ではないため)。 ※取引相手先は調達計画 (未確定) に計上。	JP06320 JP06321

(1) 計画の作成方法（発電・販売計画の記載項目）

8

発電・販売計画		記載内容	BP
調達計画 内訳	取引先コード 取引先名	調達先を記載。 (調達先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者 : 計画提出者コードおよび計画提出者名 取引所 : 市場取引コードおよび取引名 J S P T 3 (スポット)、J 1 H R 3 (1時間前)	JP06366 JP06367
	電源特定コード	(後日お知らせいたします)	JP06373
	広域指示コード	広域機関指示の有無を記載 (0 : 指示なし、1 : 指示あり)。	JP06374
	自動紐付除外コード	0 : 除外なしを記載。	JP06372
	調達計画 (確定)	調達確定済みの量。 ※取引相手先は販売計画 (確定) に計上。	JP06368 JP06369
	調達計画 (未確定)	調達確定済みではないものの、当該調達先に対し調達権利がある量。 (例) 調達を希望すれば、当該調達先から必ず調達可能な供給力 (当該販売先が供給力を専用で確保済み)。 ※取引相手先は販売計画 (未確定) に計上。	JP06370 JP06371 予備力

【需要・調達計画】※代表契約者毎に提出

需要BG合計							
需給バランス							
①需要計画	②販売計画 (確定) 合計	供給力 (確定)	調達過不足*	供給力 (未確定)			(取引計画)
		③調達計画 (確定) 合計 (他BGから)		予備力* (NET)	④調達計画 (未確定) 合計 (他BGから)	⑤販売計画 (未確定) 合計 (他BGへ)	取引計画 (確定)
100,000	10,000	110,000	0	10,000	15,000	5,000	100,000
	=Σ販売計画 (確定)	=Σ調達計画 (確定)	=③-①-②	=④-⑤	=Σ調達計画 (未確定)	=Σ販売計画 (未確定)	=③-②

調達計画 内訳				販売計画 内訳			
A発電契約者		取引所		B契約者		C発電契約者	
調達計画 (確定)	調達計画 (未確定)	調達計画 (確定)	調達計画 (未確定)	販売計画 (確定)	販売計画 (未確定)	販売計画 (確定)	販売計画 (未確定)
95,000	15,000	15,000	0	8,000	5,000	2,000	0

小売電気事業者 内訳

(イメージは需要BG合計と同様)
※需要BG=Σ小売電気事業者 内訳

※調達過不足と予備力 (NET) については、説明イメージ上の記載であり、計画提出 (BP) のデータ項目ではない。



需要・調達計画	記載内容	BP
提出先事業者 (コード・事業者名)	計画提出先の一般送配電事業者 (広域機関からデータ転送) を記載。	JPO6358 JPO6359
送信事業者 (コード・事業者名)	計画を送信する事業者 (契約者/複数契約者の場合は代表契約者) を記載。	JPO6110 JPO6111
BG/計画提出者 (コード・名称)	託送供給契約に基づき計画提出する契約者 (複数契約者の場合は代表契約者) のBGコードを記載。	JPO6360 JPO6361
予想時刻 ※週間計画のみ	需要計画の最大発生予想時刻および最小発生予想時刻。 ※需要・調達計画内は同予想時刻に統一。	JPO6221
需給バランス	①需要計画	JPO6375 JPO6376
	②販売計画 (確定) 合計	JPO6318 JPO6319
	供給力 (確定) ③調達計画 (確定) 合計	JPO6368 JPO6369
	供給力 (未確定) ④調達計画 (未確定) 合計	JPO6370 JPO6371 予備力
	⑤販売計画 (未確定) 合計	JPO6320 JPO6321
取引計画	取引計画 (確定) 調達計画 (確定) 合計 - 販売計画 (確定) 合計	JPO6388 JPO6389



(1) 計画の作成方法 (需要・調達計画の記載項目)

需要・調達計画		記載内容	BP
調達計画 内訳	取引先コード 取引先名	調達先を記載。 (調達先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者: 計画提出者コードおよび計画提出者名 取引所 : 市場取引コードおよび取引名 JSP T 3 (スポット)、J 1 HR 3 (1時間前)	JP06366 JP06367
	電源特定コード	(後日お知らせいたします)	JP06373
	広域指示コード	広域機関指示の有無を記載 (0: 指示なし、1: 指示あり)。	JP06374
	自動紐付除外コード	連系線利用計画の自動紐付除外有無を指定 (0: 除外なし、1: 除外あり)	JP06372
	申込番号 ※翌日計画以降	連系線を経由する調達の場合、当該連系線利用計画の申込番号を記載。	JP06185
	調達計画 (確定)	調達確定済みの量。 ※取引相手先は販売計画 (確定) に計上。	JP06368 JP06369
	調達計画 (未確定)	調達確定済みではないものの、当該調達先に対し調達権利がある量。 (例) 調達を希望すれば、 <u>当該調達先から必ず調達可能な供給力</u> (当該販売先が供給力を専用で確保済み)。 ※取引相手先は販売計画 (未確定) に計上。	JP06370 JP06371 予備力

(1) 計画の作成方法 (需要・調達計画の記載項目)

需要・調達計画		記載内容	BP
販売計画 内訳	取引先コード 取引先名	販売先を記載。 (販売先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者: 計画提出者コードおよび計画提出者名 取引所 : 市場取引コードおよび取引名 JSP T 3 (スポット)、J 1 HR 3 (1時間前)	JP06366 JP06367
	販売計画 (確定)	販売確定済みの量。 ※取引相手先は調達計画 (確定) に計上。	JP06318 JP06319
	販売計画 (未確定)	販売確定済みではないものの、当該 (単一) 販売先のみ調達権利がある量。 (例) 販売先の調達希望に応じられるよう、 <u>当該 (単一) 販売先への販売専用</u> として確保しておく供給力。複数の事業者と緊急時融通契約を締結し、調達希望の先着で発電余力を販売する等は対象外 (単一の販売先への販売専用ではないため)。 ※取引相手先は調達計画 (未確定) に計上。	JP06320 JP06321

(1) 計画の作成方法 (連系線希望計画の記載項目)

連系線希望計画	記載内容	BP
提出先事業者 (コード・事業者名)	受電側供給区域の一般送配電事業者 (広域機関からデータ転送) を記載。	JP06358 JP06359
送信事業者 (コード・事業者名)	計画を送信する事業者※を記載。 ※発電契約者または契約者 (複数契約者の場合は代表契約者)	JP06110 JP06111
提出先事業者 (一般送配電事業者) (コード・事業者名)	提出先の一般送配電事業者 (広域機関からデータ転送) をすべて記載。	JP06174 JP06175
(送電側) BG/計画提出者コード	送電側を記載。 (送電先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者: 計画提出者コードおよび計画提出者名	JP06360
(受電側) 系統コード (エリア)	受電側供給区域を識別する系統コード。 (北海道: 10000、東北: 20000、東京: 30000、中部: 40000、北陸: 50000、関西: 60000、中国: 70000、四国: 80000、九州: 90000)	JP06386
(受電側) BG/計画提出者コード	受電側を記載。 (送電先) 契約者※ : BGコードおよびBG名 ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者: 計画提出者コードおよび計画提出者名 供給先未定の発電事業者等が連系線利用計画を提出する場合は、別途指定のコード (後日お知らせいたします) を記載。	JP06387

(1) 計画の作成方法 (連系線希望計画の記載項目)

連系線希望計画	記載内容	BP
希望契約電力	希望する契約電力。	JP06190
一部送電可容量登録コード	一部送電可時の容量登録有無を選択。 (0: 容量登録しない、1: 容量登録する)	JP06328
年間月間日別化コード	年間計画、月間計画の日別化有無を選択。 (0: 日別化しない、1: 日別化する)	JP06329
希望経路有無コード	1: 希望経路有りを記載。	JP06202
経由設備コード	経由設備毎に経由の有無を記載 (0: 経由しない、1: 経由する)。 ※ 関西中国間は経由方法により2~5も使用	JP06204 ~ JP06213
長期希望計画計画値	長期計画の連系線利用計画値	JP06236
年間希望計画計画値	年間計画の連系線利用計画値	JP06241
月間希望計画計画値	月間計画の連系線利用計画値	JP06247
週間希望計画計画値	週間計画の連系線利用計画値	JP06253

(1) 計画の作成方法 (連系線利用計画の記載項目)

15

連系線利用計画	記載項目	BP
提出先事業者 (コード・事業者名)	(連系線希望計画と同じ)	JPO6358 JPO6359
送信事業者 (コード・事業者名)	(連系線希望計画と同じ)	JPO6110 JPO6111
計画提出目的コード	計画提出目的を記載。 0 : [長期～月間] 調整用 (空容量算定用に代用可) 1 : [長期～月間] 調整用 (空容量算定用に代用しない) 2 : [長期～月間] 空容量算定用 [翌日] 計画提出用 3 : 計画変更用	JPO6255
託送契約変更コード	託送契約内容の変更が必要な場合に記載。 (0 : 変更不要、1 : 変更要)	JPO6176
申込番号	連系線希望計画の提出時に付与される管理番号 (申込番号)。	JPO6185
計画提出先事業者 (一般送配電事業者) (コード・事業者名)	(希望計画と同じ)	JPO6174 JPO6175
地内・地外 (供給先識別コード・名称)	計画提出先事業者別の供給先識別コードを記載。 (1 : 地内、2 : 地外)	JPO6177 JPO6178
契約識別番号 1・2	託送供給等契約における契約識別番号 1・2 を記載。	JPO6181 JPO6182
共同処理有無	共同処理の有無を記載 (0 : 共同利用なし、1 : 共同利用あり)。	JPO6335
事業者コード (共同処理)	共同処理を選択する場合、共同処理相手の連系線利用計画を提出する事業者コード等を記載。 契約者※ : BGコード ※複数契約者の場合は代表契約者 発電契約者 : 計画提出者コード 実同時同量 : 事業者コード	JPO6336
申込番号 (共同処理)	共同処理を選択する場合、共同処理相手の連系線利用計画の申込番号を記載。	JPO6337

(1) 計画の作成方法 (連系線利用計画の記載項目)

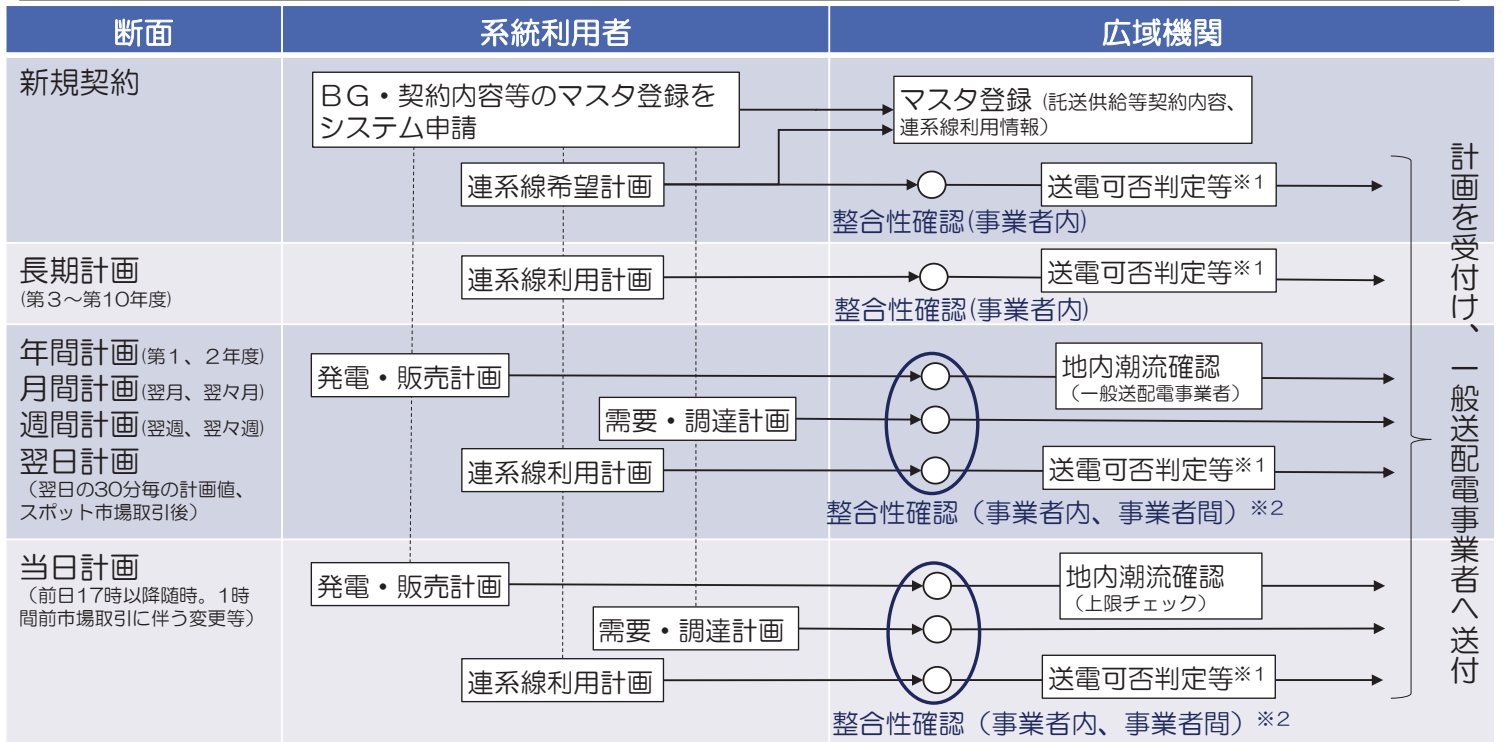
16

連系線利用計画	記載項目	BP
(送電側) BG/計画提出者コード	(希望計画と同じ)	JPO6360
(送電側) 電源特定コード	(後日お知らせいたします)	JPO6373
(受電側) 系統コード (エリア)	(希望計画と同じ)	JPO6386
(受電側) BG/計画提出者コード	(希望計画と同じ)	JPO6387
契約電力	契約電力	JPO6192
一部送電可容量登録コード	(希望計画と同じ)	JPO6328
マージン利用コード	マージン利用の有無を記載 (0 : 利用なし、1 : 利用あり)。	JPO6332
マージン使用コード	マージン使用の有無を記載 (0 : 使用なし、1 : 使用あり)。	JPO6377
運用容量拡大コード	運用容量拡大利用の有無を記載。 (0 : 拡大利用なし、1 : 拡大利用あり)	JPO6333
年間月間日別化コード	(希望計画と同じ)	JPO6329
計画変更コード	計画変更の有無および処理順位を記載。	JPO6254
5分値展開要否コード	翌日計画以降で5分値展開が必要な場合に記載。 (0 : 不要、1 : 必要)	JPO6334
通告変更識別コード	通告変更計画に相当するか否かを記載 (翌日計画以降の変更時に使用)。	JPO6198

連系線利用計画	記載項目	BP
連系線利用計画（合計） （変更後合計）	連系線利用計画値（合計）を記載。 ※合計＝空容量利用計画値＋マージン利用計画値＋マージン使用計画値 ＋運用容量拡大分計画値	JPO6223 JPO6228
計画変更理由コード	変更理由を記載。 ※週間計画以降は記載必須。月間計画以前は未使用。	JPO6199
マージン利用 計画値	連系線利用計画（合計）におけるマージン利用分の内数を記載。 マージン利用する連系線毎に記載。	JPO6343 JPO6344
マージン使用 計画値	連系線利用計画（合計）におけるマージン使用分の内数を記載。 マージン使用する連系線毎に記載。	JPO6380 JPO6381
運用容量拡大分 計画値	連系線利用計画（合計）における運用容量拡大利用分の内数を記載。 運用容量拡大利用する連系線毎に記載。	JPO6345 JPO6346

(2) 計画提出等の業務フロー

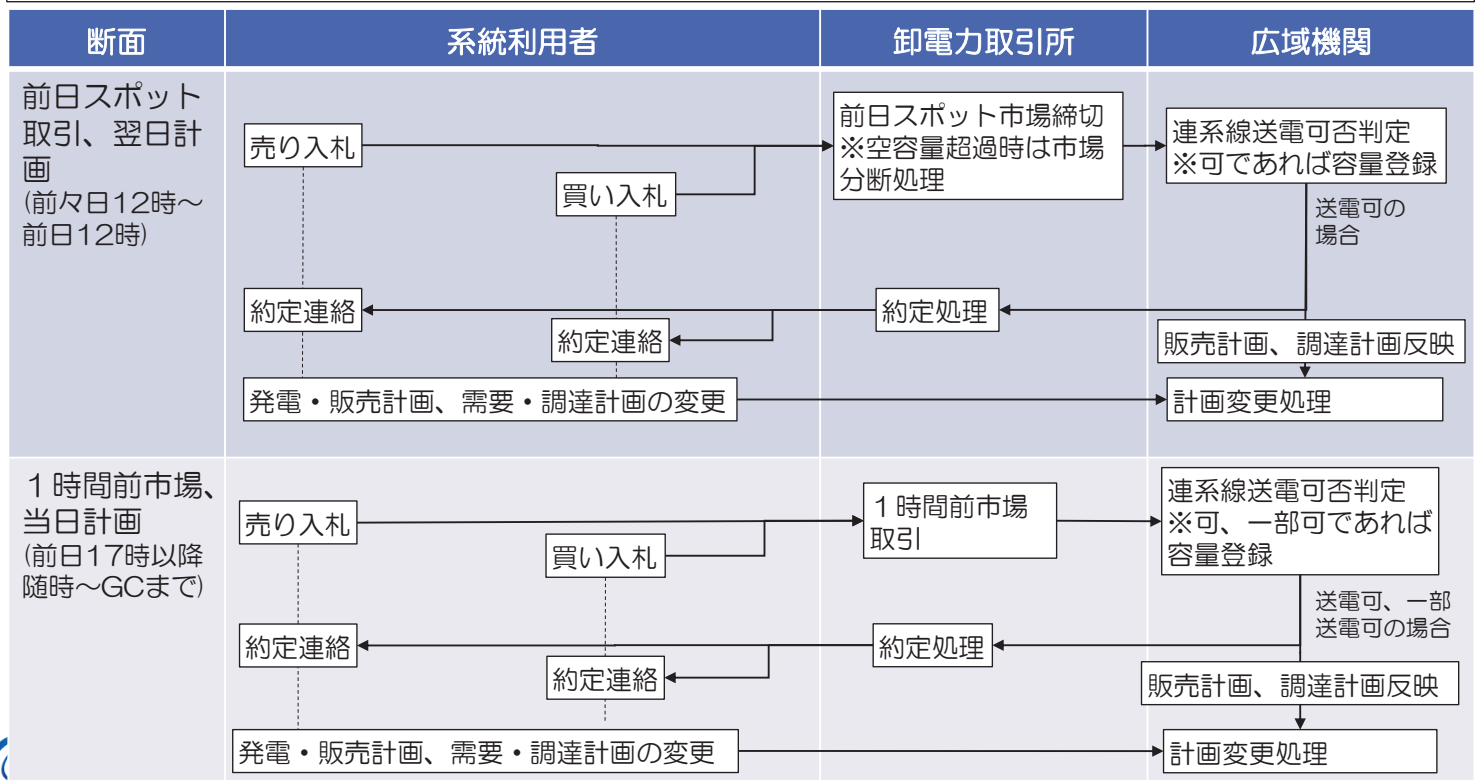
- 広域機関システムに契約・BG情報等のマスタ登録を行うことで、計画提出等が行えるようになります。
- 各断面で提出された計画は、整合性を確認し、不整合があればメールで通知されます。
- 連系線の送電可否判定、混雑処理の結果は、広域機関システムにBP、及び、メールで通知されます。



※1 送電可否判定等：容量登録、混雑処理、結果通知を含む
 ※2 翌日、当日計画では、事業者間の不整合が解消できない場合は計画を修正する

(2) 計画提出等の業務フロー (取引所約定の場合)

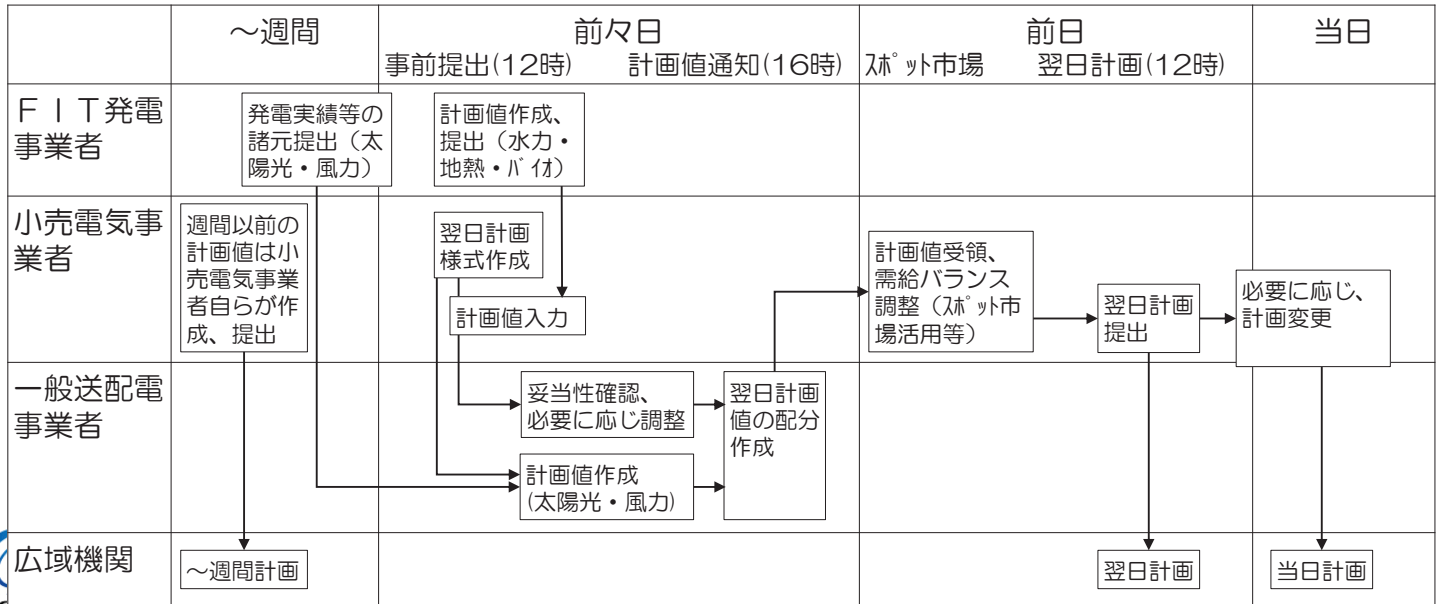
- 取引所約定に伴う連系線の容量登録は、取引所からの通知に基づき広域機関システムに反映されます。また、約定結果を正として販売・調達計画を修正します。
- 約定結果を受け、落札した事業者は、需要・調達計画または発電・販売計画の変更を行って頂きます。



- FIT 特例制度①での発電計画（翌日計画）は、一般送配電事業者が作成^(注)し、小売電気事業者（特例発電BGの契約者）に通知することになります。

(注) 太陽光・風力については、一般送配電事業者が発電実績等の諸元に基づきエリア全体の発電量を想定したうえで、特例発電BG毎の発電計画を作成。水力・地熱・バイオマスについては、小売電気事業者が入力した計画を一般送配電事業者が妥当性確認（必要に応じ調整）。

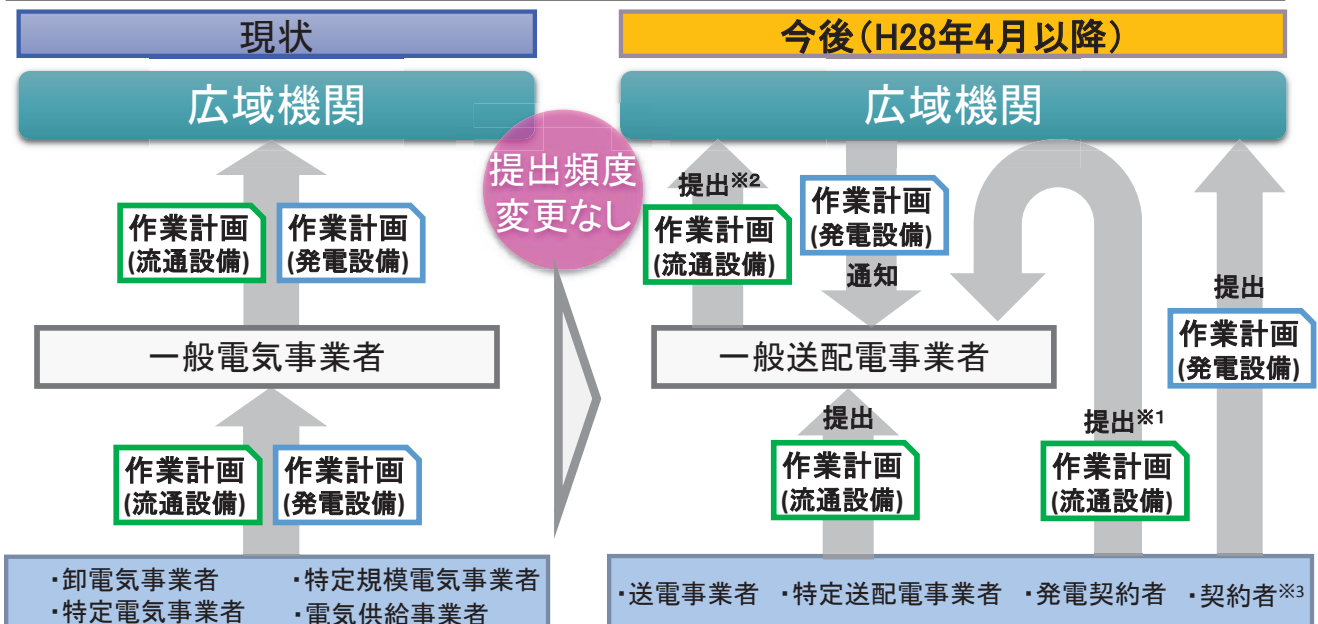
- 一般送配電事業者からの発電計画の通知時期は前々日16時、これに先立ち小売電気事業者による計画提出時期は前々日12時とすることを検討中



2. 作業停止計画の提出方法

3. 作業停止計画（計画提出方法）

- 発電設備の作業停止計画は、発電契約者が発電バランスグループの計画を取りまとめて広域機関に提出となります。（実同時同量の場合は契約者）
- 流通設備の作業停止計画は、一般送配電事業者に提出※1となります。



※1 広域機関システム経由でも提出可能
 ※2 広域機関の調整件名となる作業停止計画が対象
 ※3 実同時同量の事業者

		提出対象	提出者	提出先	提出期日
流通設備	広域連系系統	<ul style="list-style-type: none"> すべて提出対象 	<ul style="list-style-type: none"> 送電事業者 特定送配電事業者 発電契約者 契約者^{※2} 	一般送配電事業者 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> <原案> 年間：毎年10月末 月間：毎月1日 <調整案> 年間：毎年12月末 月間：毎月1日 <最終案> 年間：毎年2月中旬 月間：毎月中旬
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 連系線の運用に制約を与える作業 		（一般送配電事業者が取りまとめのうえ、広域機関に提出）	
		<ul style="list-style-type: none"> その他、一般送配電事業者と作業停止計画の調整対象とする旨を合意した設備^{※1} 		一般送配電事業者 ^{※3}	
発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 連系線の運用に制約を与える作業 	<ul style="list-style-type: none"> 発電契約者 契約者^{※2} 	広域機関		
	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者と作業停止計画の調整対象とする旨を合意した設備 		（広域機関より一般送配電事業者に通知）		

※1 当該設備の存する供給区域の一般送配電事業者と提出者が協議のうえ、提出期日を別途定めることができる。

※2 実同時同量の事業者。

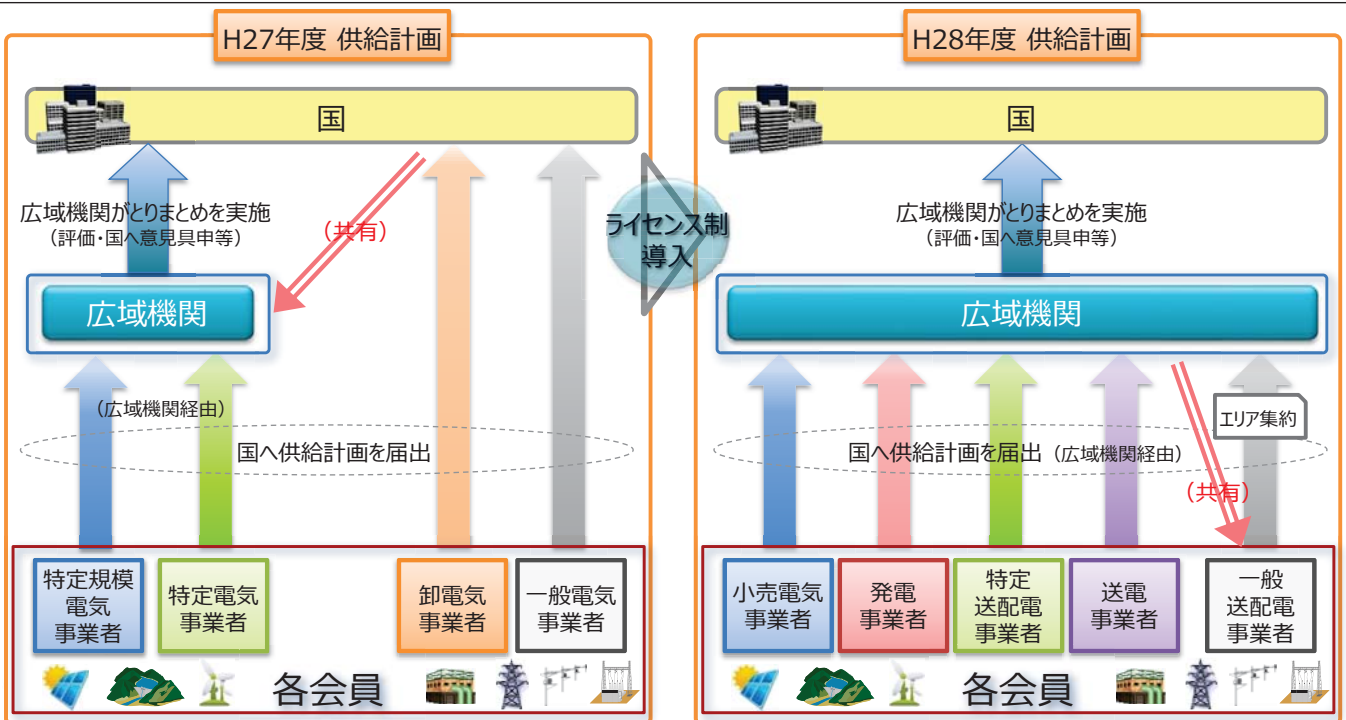
※3 広域機関システム経由でも提出可能

3. 供給計画の提出方法



3. 供給計画の提出方法

- 電気事業法（第29条）に基づき、全ての電気事業者は供給計画を広域機関経由で国へ提出する義務があります。（年度末までに広域機関へ提出）
- H27年度は、一部の事業者から広域機関への提出を頂きましたが、H28年度は、全ての電気事業者から広域機関へ提出して頂きます。



- H28年度供給計画では、ライセンス制移行に伴い、従前からの各様式の追加・削除・内容変更が行われ、また、ライセンス毎に提出対象様式が異なる仕組みとなる予定。一般送配電事業者は、供給エリア全体の需給バランス等を評価するため、エリア内の小売電気事業者と発電事業者の供給計画をとりまとめた供給計画を提出する必要がある。

[H27. 7. 27 第14回制度設計WG 資料6-5抜粋]

条 項 号	項目	様式	現行					改正後			
			一般電気	卸電気	特電・PPS	発電	小売	送配電事業者			
								一般送配電	送電	特定送配電	登録特定送配電
1 項	イ 最大電力の供給 (年度別、10年間)	様式32-1	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ロ 電力量の供給 (年度別、10年間)	様式32-2	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ハ 最大電力の供給 (月別、初年度)	様式32-3	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ニ 電力量の供給 (月別、初年度)	様式32-4	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	イ 発電所の使用開始、能力変更 (10年間)	様式32-5	○	○	○	○	×	○(離島)	×	×	×
	ロ 送変電設備の使用開始、能力変更 (10年間)	様式32-6	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	ハ 発電所(35万超)の使用開始、能力変更 (11年度以降)	様式32-7	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ニ 電気の取引 (年度別、10年間)	様式32-8	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ホ 入札(初年度実施)による10年間の電気の調達	様式32-9	○	×	×	/	/	/	/	/	/
	ヘ 入札(2年度以降実施)による9年間の電気の調達	様式32-9	○	×	×	/	/	/	/	/	/
4 条	イ 供給区域需要電力量想定書	様式33	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	ロ 自社需要電力量想定書	様式33-2	○	×	×	/	/	/	/	/	/
	ハ 調整力確保計画書	様式33-2	/	/	/	×	×	○	×	×	×
	ニ 発電所別発電計画明細書	様式34	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ホ 火力発電所燃料計画明細書	様式35	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ヘ 電気の取引 (月別、初年度)	様式36	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	2 号 開発計画の発電原価	様式37	○	○	○	/	/	/	/	/	/
	2 号 質的評価	様式37	/	/	/	×	×	○	×	×	×
	3 号 電力系統の状況 (初年度、5、10年度)	様式38	○	○	○	×	×	○	○	○	○
	4 号 最大電力発生時の電力潮流図 (初年度、5年度)	様式38	○	×	×	×	×	○	○	○	○
2 項	5 号 連系線送電・運用容量、需給電力 (初年度、5、10年度)	様式38-2	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	○ 号 連系線利用明細	様式38-3	/	/	/	○	○	×	×	×	○

3. 供給計画の提出方法 (H28年度の対応)

平成28年度供給計画届出書の運用要領(案)

H27. 7. 27 第14回制度設計WG 資料6-5(別添1)抜粋

(3)届出期限

<旧一般電気事業者、旧卸電気事業者、旧特定電気事業者>

○平成28年4月28日(木)

<上記以外の小売電気事業者>

○平成28年3月31日以前に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、平成28年4月28日(木)

○平成28年4月1日以降に、法第2条の2に係る登録を受けた者においては、登録後遅滞なく。

<上記以外の、送電事業者及び特定送配電事業者>

○法第27条の4に係る許可を受けた送電事業者においては、許可取得後遅滞なく、法第27条の13に係る届出を行った特定送配電事業者においては、届出後遅滞なく。

<上記以外の発電事業者>

○法第27条の27に係る届出を行った後、遅滞なく。

(第3部) 広域機関システムとの 計画データ連携方法等について



ご説明内容

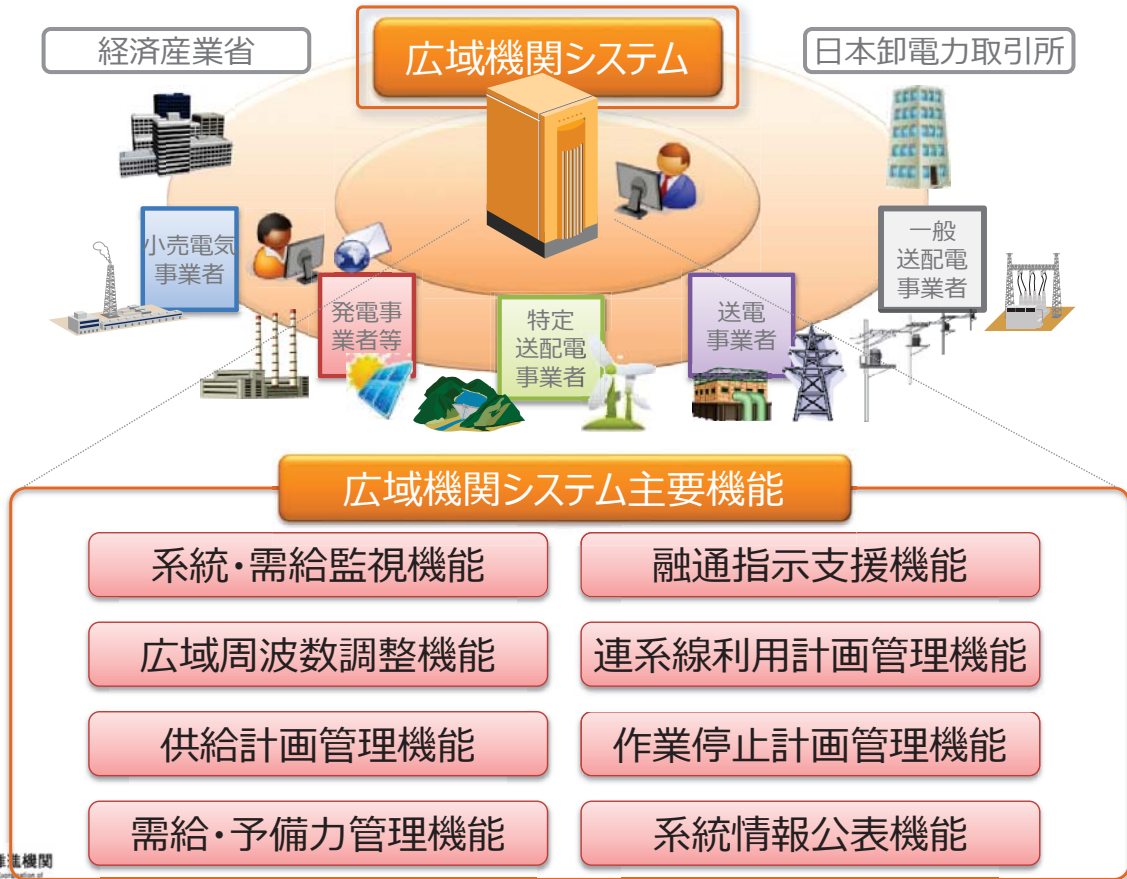
1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替

ご説明内容

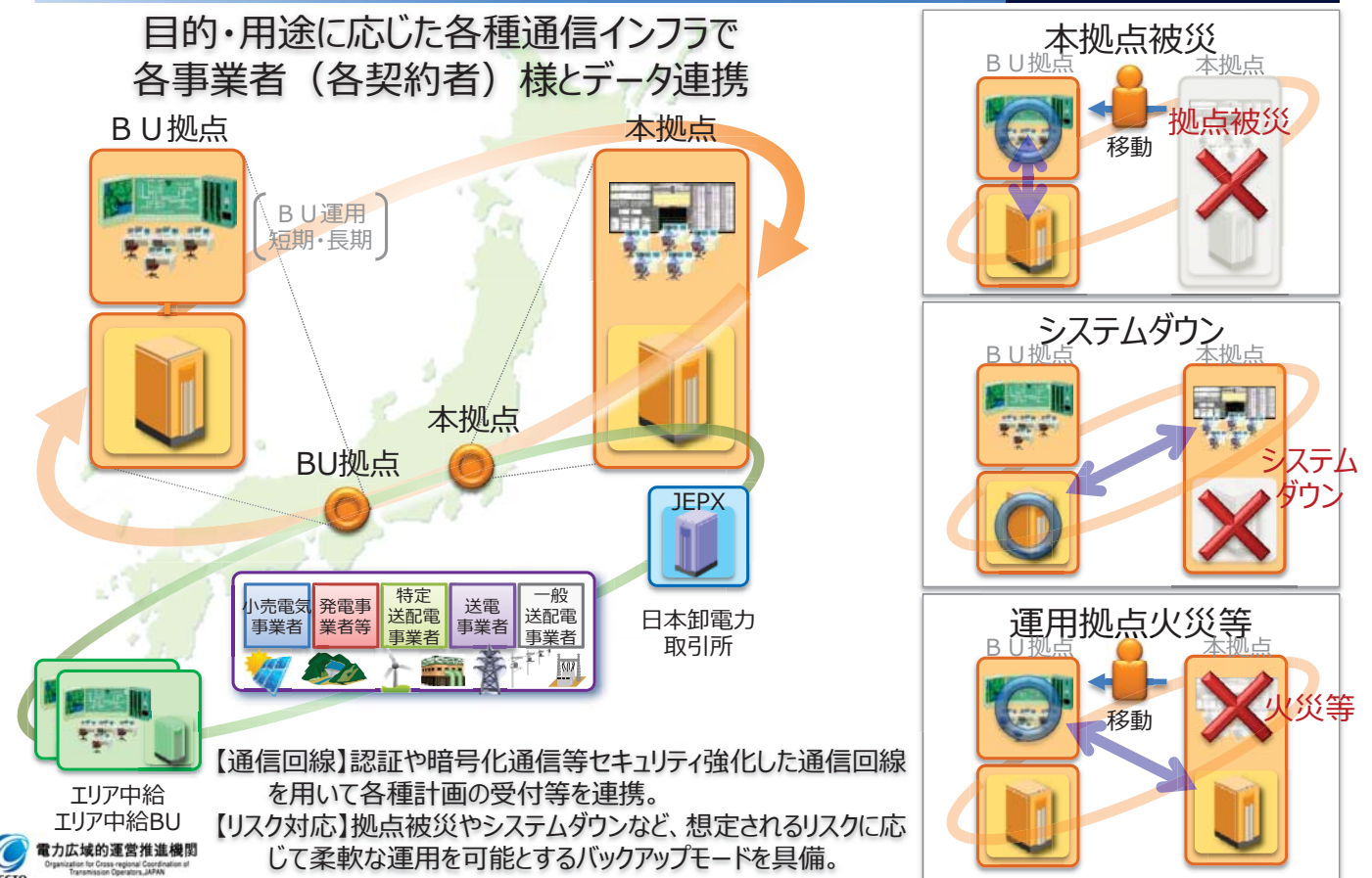
1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替

空白 (2in1印刷)

広域機関システムは、各事業者（各契約者）・卸電力取引所とデータ連携し、需給状況の監視・需給悪化時の指示支援、各種計画の受付など、一元的に扱うシステムです。



広域機関システムは、ライフラインを担う重要なシステムであり、システムダウンに加え被災リスクも踏まえた盤石なシステムを構築しています。



ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替



2. 事業者様にご提出いただく各種計画

各事業者または各契約者（以降、各事業者）様は、広域機関に各種計画をご提出頂くこととなります。

	各事業者 各契約者	需要・ 調達計画 ※1	発電・ 販売計画 ※2	需給計画 発電計画	連系線(等) 利用・希望 計画	作業停止 計画	供給計画
電気事業法	小売電気事業者						○
	発電事業者						○
	送配電事業者※3						○
託送供給等約款	契約者 実同時同量			○	○	○※4	
	契約者（代表契約者） 計画値同時同量※5	○			○		
	発電契約者		○		○	○	
	特例発電BG発電契約者 ※6		○※6		○	○	
規業務	発電契約者等※7 業務規程第66条2項				○※7		

※1：提出フォーマットの名称（需要計画、調達計画、販売計画がセット）

※2：提出フォーマットの名称（発電計画、販売計画、調達計画がセット）

※3：一般送配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者

※4：発電設備が全量、実同時同量制に使用されている場合

※5：需要バランシンググループの場合は、代表契約者

※6：FIT電気を受電する小売電気事業者（契約者）が特例発電バランシンググループを形成

（太陽光合計、風力合計について、一般送配電事業者と特例発電BG間で発電・販売計画の授受を行う場合がある。）

※7：業務規程第66条第2項に定める発電事業者等（供給先未定の発電事業者等による連系線利用、長期計画に限定）







ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替



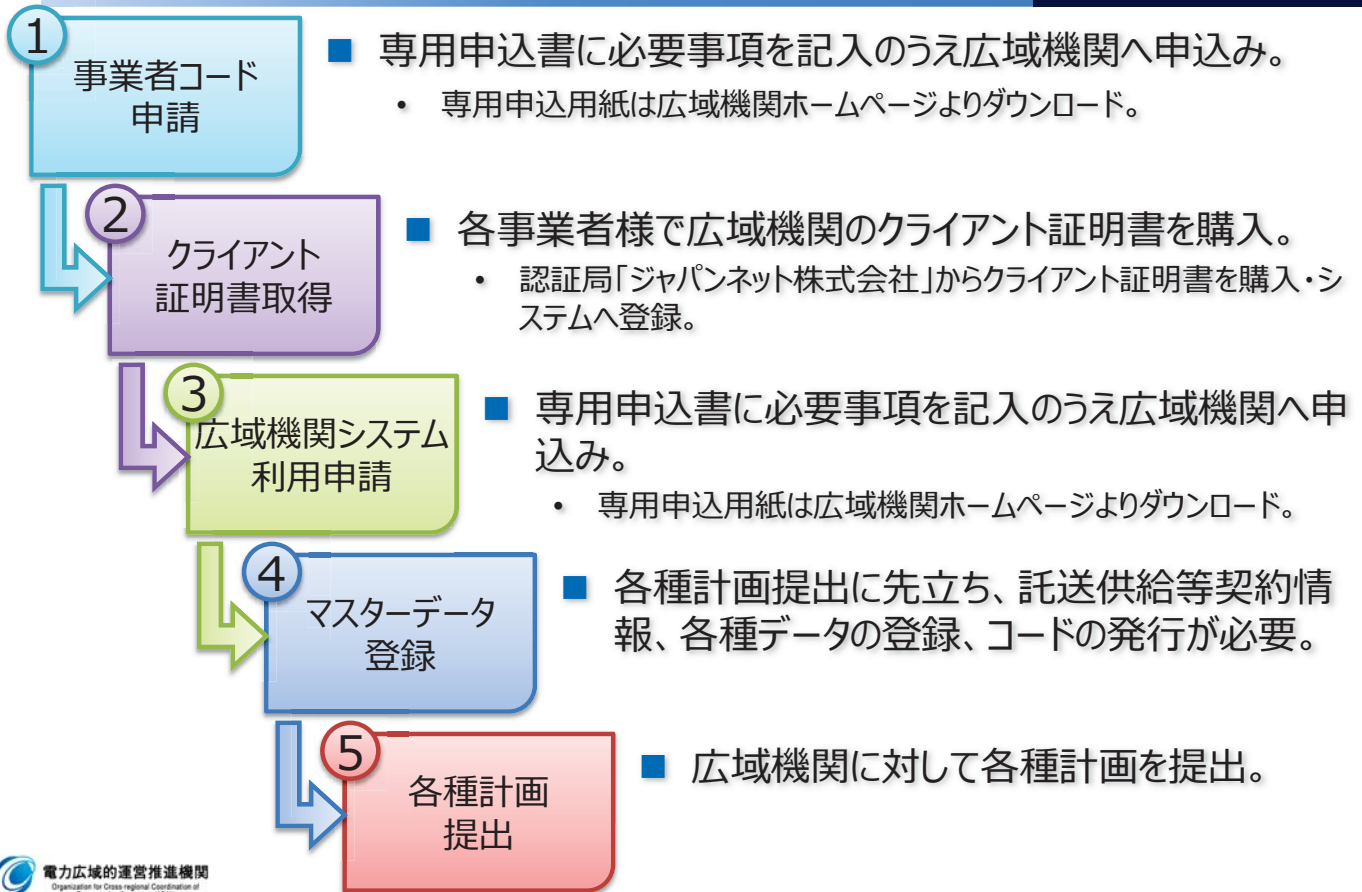
3-1. 事業者様にご準備いただくこと

各種計画をご提出頂くには、クライアント証明書やインターネット接続環境の準備、また、業務省力化等、必要に応じて自動連携のためのシステム開発が必要になります。

	項目	説明
必須	 インターネット接続環境	各種計画の提出、系統情報公表情報等の閲覧を行うため、各事業者様にて、予めインターネット接続環境を準備して頂く必要があります。
	 クライアント証明書	各事業者～広域機関システム相互の保護のため、SSL相互認証方式を採用します。各事業者様にて、予めクライアント証明書を準備して頂く必要があります。
任意	 入力支援ツール (広域機関から提供)	各種計画の提出を効率的に行うため、広域機関では、データ入力を支援するツールを提供致します。このツールを利用する場合には、予め、事業者様にてマイクロソフトエクセル※が利用できる環境の準備と広域機関のホームページから、受付画面にログインいただき、ツールをダウンロードして頂く必要があります。 ※Excel2007、2010、2013
	 各事業者で準備するシステム	各種計画の提出を効率的に行うため、広域機関では、事業者システムから自動連携を受付ける仕組みを提供します。この仕組みを利用する場合には、予め、事業者様にてシステムを準備して頂く必要があります。



広域機関に各種計画をご提出頂くためには、クライアント証明書取得や、広域機関での認証設定の申請など、各種手続きが必要になります。(発電事業者以外の発電者は①のみ)



広域機関ホームページより申込書をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、広域機関まで申込み願います。申請受領後、折り返し事業者コードを発行致します。

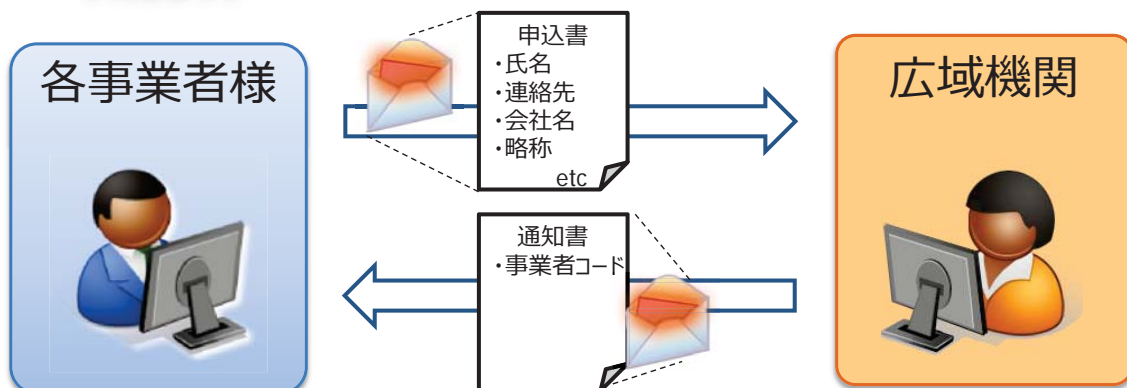
1 事業者コード申請

■ 申請（各事業者様⇒広域機関）

- ・ 申込書等については以下URLを参照願います。
http://www.occto.or.jp/keito/renkeisen/code_moushikomi_r1.html

■ 発行（広域機関⇒各事業者様）

- ・ 受領した申込内容について、広域機関で確認させて頂き、事業者コードを発行いたします。



広域機関のクライアント証明書を発行する認証局「ジャパンネット株式会社」からクライアント証明書をご購入・システム登録いただくことになります。

2

クライアント 証明書取得

- 広域機関と接続するための「クライアント証明書」の取得につきましては、広域機関のクライアント証明書を発行する認証局である「ジャパンネット株式会社」から「クライアント証明書」を購入し、お使いになるシステムへ登録する必要があります。
- クライアント証明書の入手方法につきましては、次頁のように、ジャパンネット株式会社のホームページ内のクライアント証明書発行手続にて実施いたします。

クライアント証明書の申込みの概要を以下に示します。

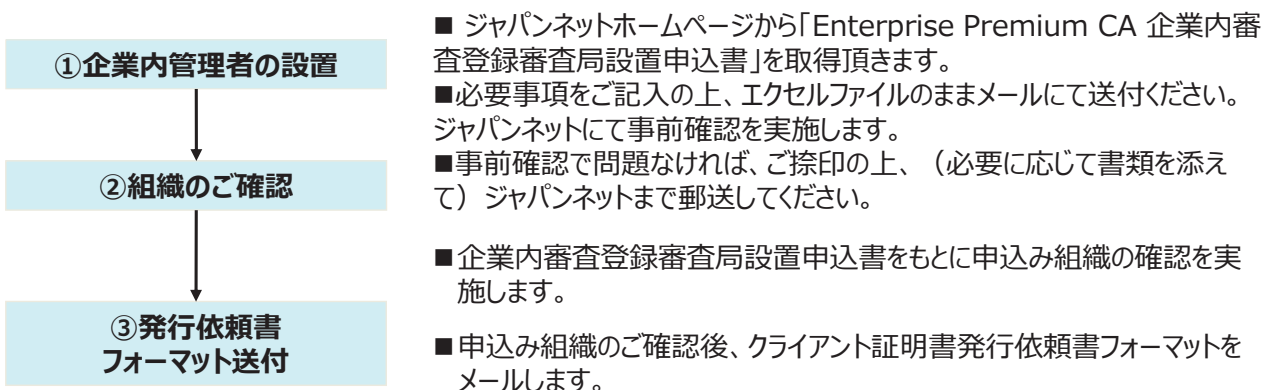
詳細は「参考資料 2：クライアント証明書の取得」をご覧ください。

広域機関と各事業者様とのデータ授受の認証用途で使用する証明書「クライアント証明書」は、広域機関とジャパンネット株式会社で覚書を締結しております。指定のクライアント証明書以外での接続はできません。

クライアント証明書の申込みは、以下の通りお願いします。

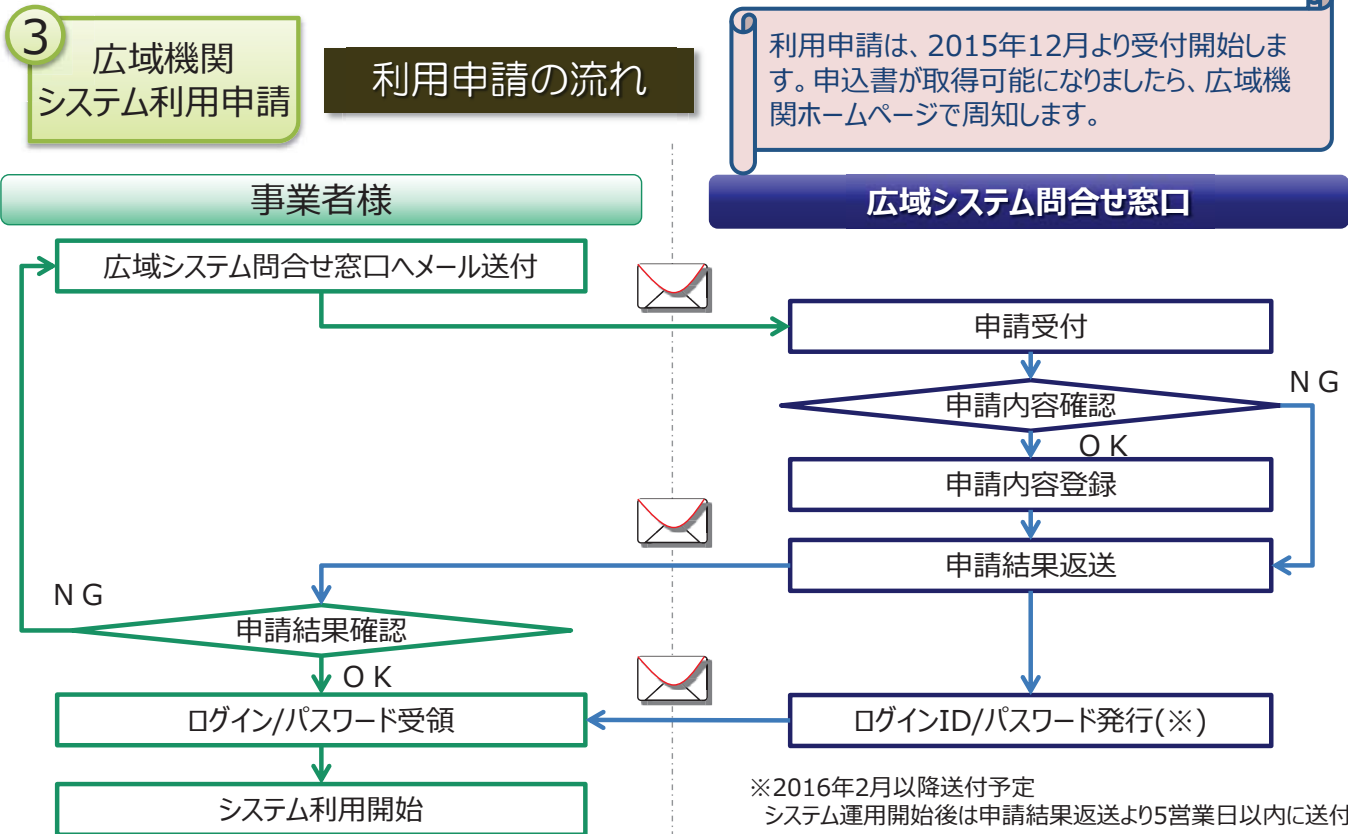
クライアント証明書はジャパンネットの「Enterprise Premium 電子証明書発行サービス」の運用管理規程（CPS）に基づいて、電子証明書を発行し、提供します。

（サービスURL：<http://www.eppcert.jp/occto/occto.html>）



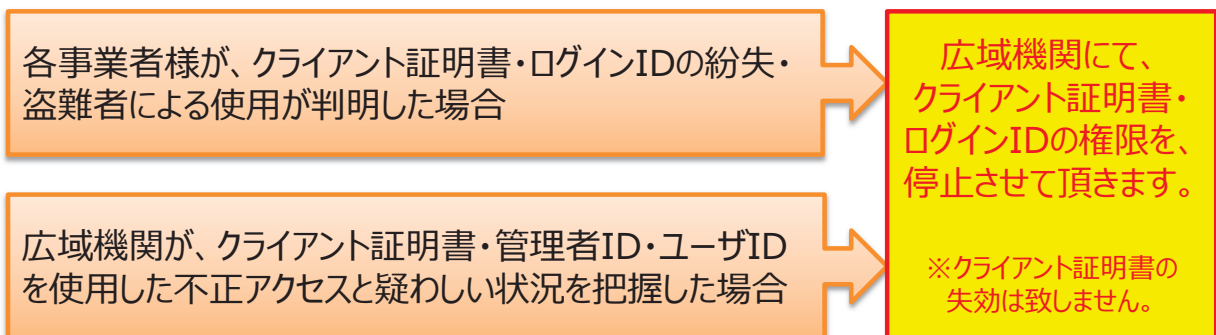
※①～③の手続き（初回のみ）の完了後、電子証明書の発行開始までに5営業日程度かかります。

広域機関ホームページより申込書をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、申込み願います。



クライアント証明書・ログインIDは、システムセキュリティの観点から、各事業者様で厳正な管理をお願い致します。

- 広域機関システムにおいて使用するクライアント証明書・ログインIDは、各事業者様で厳正な管理をお願い致します。

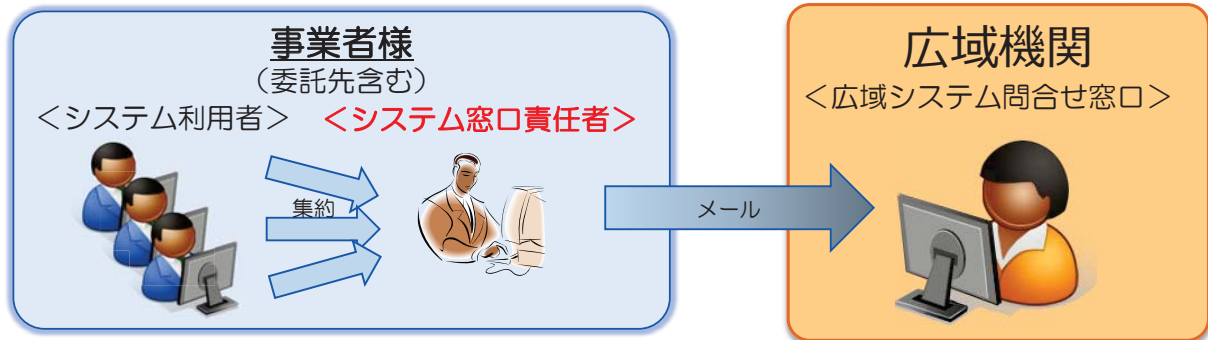


- 停止後、広域機関および各事業者様が協力して、調査を実施します。そのため、クライアント証明書・ログインIDを「どこで」、「だれが」使用しているのか、直ぐに把握できるように管理してください。
- 広域機関システムを利用するにあたり、「発電計画等受領業務EDI共通規格（広域機関ホームページに掲載）」に記載のセキュリティ対策について遵守をお願いします。（参考資料3に抜粋を示します。）



2015年12月以降の広域機関への各種申請について

- 広域機関への各種申請は、各事業者様内（委託先含む）で集約し、**システム窓口責任者**よりお願いします。



- 受付内容、連絡方法、受付時間は以下の通りです。メールアドレスについては、広域機関ホームページにも掲載しております。

連絡先	受付内容	連絡方法	受付時間
広域システム問合せ窓口 <koiki_sys@occto.or.jp>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用申請 ・対向試験申込申請 他 	メール	平日9～17時 ※土日祝日・12/29～ 1/3および夜間は除く

ご説明内容

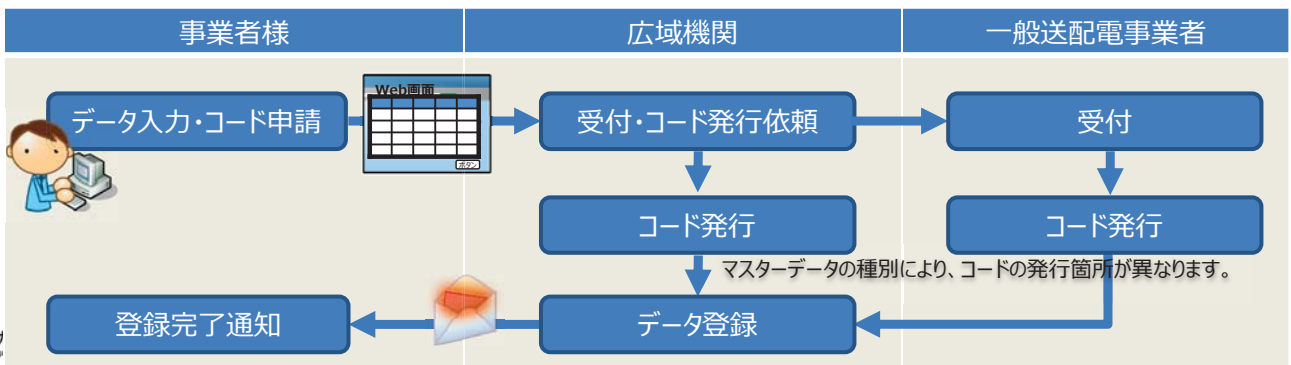
1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替

各種計画提出に先立ち、各事業者様で託送供給等契約情報、必要なデータを登録して頂き、システム利用に際して必要となる各種コードを取得して頂きます。

4 マスターデータ登録

広域機関ホームページの広域機関システムログイン画面からログインし、各種コードの取得が必要です。

マスターデータ種別	データ項目
BGマスター	バランシンググループの種別（需要・発電）、所属事業者、エリアなど
計画提出者マスター	所属バランシンググループ、エリアなど
需要計画・調達計画マスター	取引先、エリアなど
発電計画・販売計画マスター	発電所、取引先、エリアなど
発電所マスター	電源種別（非調整電源・FIT電源等）、同時最大受電電力、発電事業者、エリアなど
発電所群マスター	電源の内訳、エリアなど
発電所契約マスター	契約識別番号、契約受電電力、エリアなど



各事業者様は、以下のマスターに各種情報を入力していただきます。マスター入力は2016年2月以降～各種計画の提出期限までをお願いします。

各契約者 各事業者	契約者 実同時同量	契約者 計画値同時 同量	発電契約者	発電契約者 以外の 発電事業者	発電事業者 以外の発電者	連系線利用者 (契約者 発電契約者等)
事業者マスター※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	
BGマスター		○※2	○※2	○※2	○※2	
計画提出者マスター			○			
需要計画・調達計画マスター	○	○				
発電計画・販売計画マスター	○		○			
連系線利用計画マスター ※4						○※4
発電所マスター			○	○	○※3	
発電所群マスター						○※5
発電所契約マスター	○					

既存コード（「事業者コード」「系統コード」「系統群コード」については、そのまま使用できます。ただし、マスターでは、連絡先などの付帯情報を管理しておりますので、手続きにご協力をお願いします。

- ※ 1：メールで事業者コードを申請いただいた際に、広域機関がマスターへの入力を行います。
- ※ 2：バランシンググループの代表者になる場合。
- ※ 3：メールで申請いただき、広域機関がマスターへの入力を行います。
- ※ 4：連系線希望計画を提出いただいた際に、広域機関がマスターへの入力を行います。
- ※ 5：複数発電一振替をご利用の契約者（実同時同量）に限ります。

広域機関ホームページからログインして頂き、「マスタ受付メニュー画面」から必要データを入力の上オンライン申請して頂きます。

広域機関システム ログイン画面
広域機関HPより専用画面へログイン

広域機関 ホームページ

マスタ受付メニュー画面
各種マスタの選択

発電所マスター申請・新規登録

マスター申請状況確認

次ページ記載

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN
OCCTO

広域機関ホームページからログインして頂き、「マスタ受付メニュー画面」から必要データを入力の上オンライン申請して頂きます。

マスターデータ申請画面
マスターデータの入力と申請

マスター受付メニュー画面 (前ページ) より

マスタ受付/申請状況確認画面
各種マスタの受付状態と結果のお知らせ

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN
OCCTO

検索条件	検索結果
事業者コード: 3001	00815090800032
申請年月日: 2015/01/01 ~ 2015/09/30	00715090800074
発電所種別: 発電所マスタ	00615090800032
発電所種別: 発電所マスタ	00615080700018
発電所種別: 発電所マスタ	00515090800045
発電所種別: 発電所マスタ	00415080600123
発電所種別: 発電所マスタ	00415080600121
発電所種別: 発電所マスタ	00315072100015
発電所種別: 発電所マスタ	00315071500014
発電所種別: 発電所マスタ	00315071100005

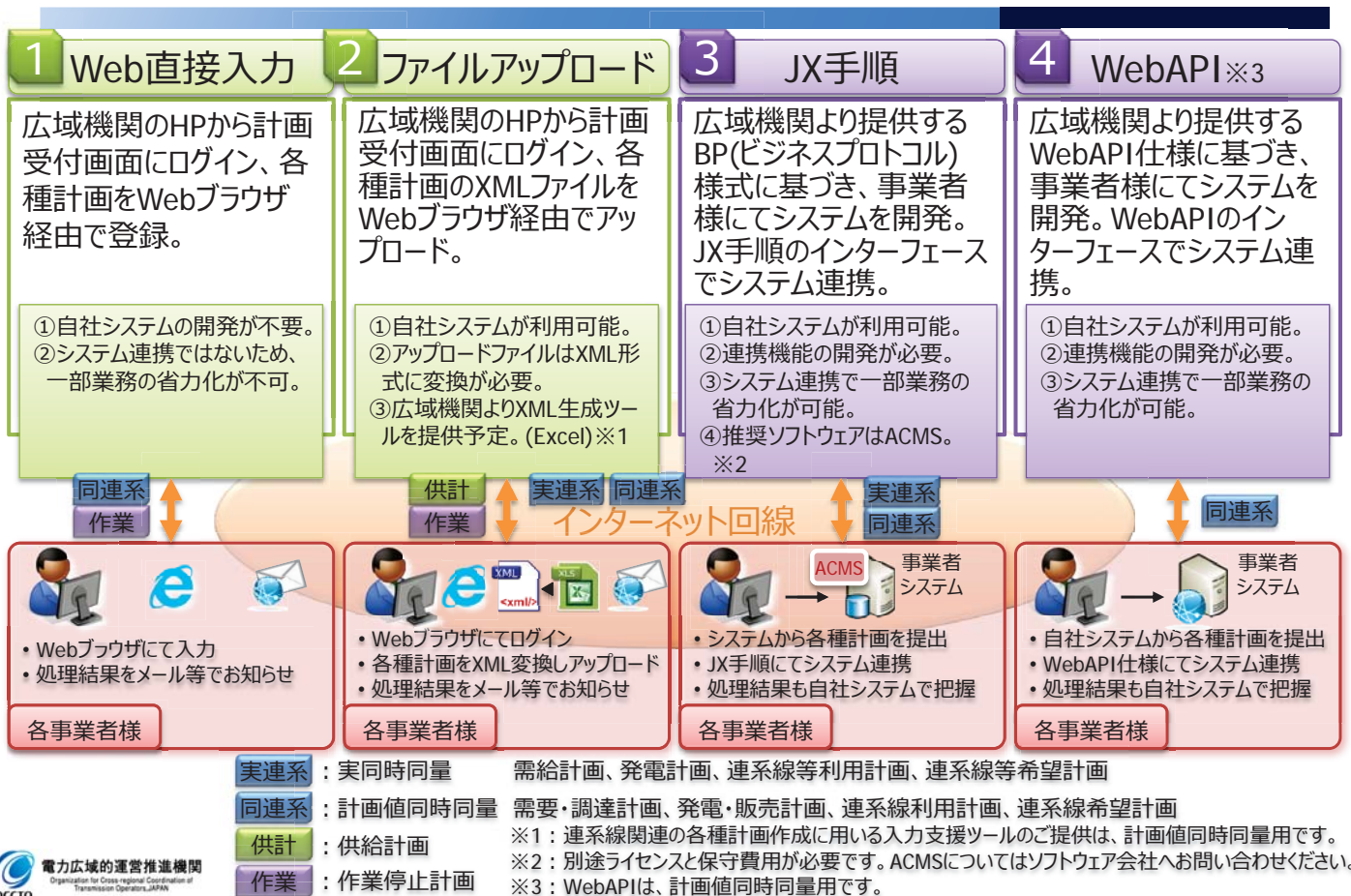
ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替



5-1. 各種計画の提出方式 (提出4方式)

広域機関では、各種計画のご提出に応じて、4つの受付方式を準備しています。



広域機関のWeb画面にて行う各種計画の受付は、「Web直接入力」「ファイルアップロード」の二つを用意しています。…Web直接入力一覧画面

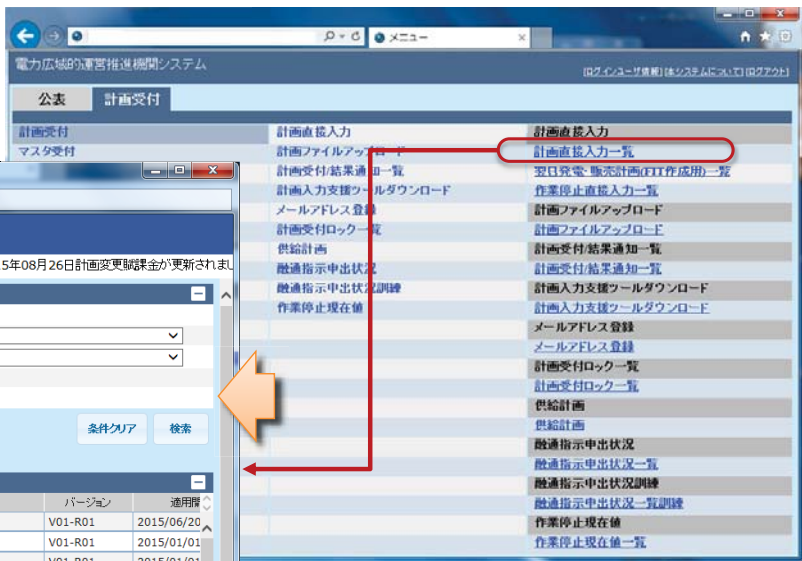
1 Web直接入力

計画受付メニュー画面

計画受付メニューより計画入力一覧画面を選択

直接入力一覧画面

直接入力一覧画面より入力する各種計画を選択



広域機関のWeb画面にて行う各種計画の受付は、「Web直接入力」「ファイルアップロード」の二つを用意しています。…Web直接入力一覧画面

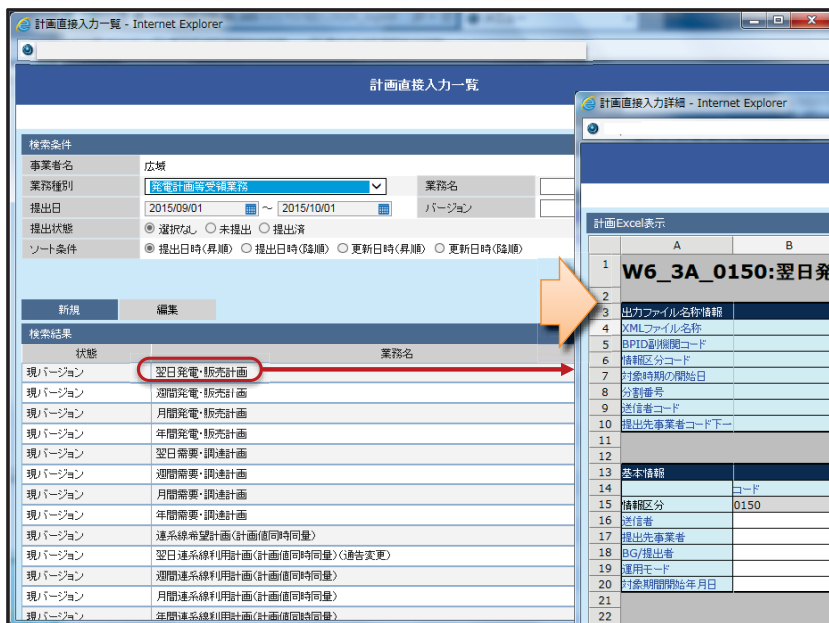
1 Web直接入力

各種計画画面

各種計画画面より計画値を入力

直接入力一覧画面

直接入力一覧画面より入力する各種計画を選択



広域機関のWeb画面にて行う各種計画の受付は、「Web直接入力」「ファイルアップロード」の二つを用意しています。…入力支援ツールのダウンロード画面

2 ファイルアップロード

計画受付メニュー画面
計画受付タブより各種計画を受け付け

Excel入力支援ツールDL画面

各種計画の入力支援ツールを選択ダウンロード



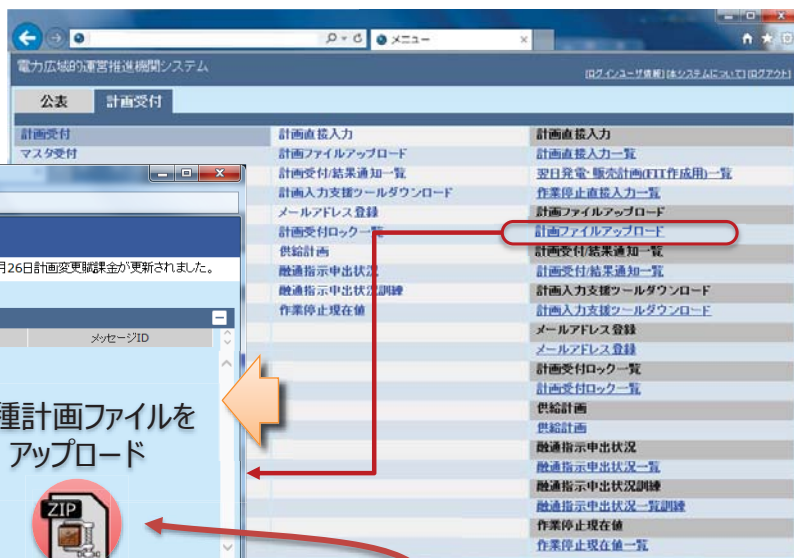
広域機関のWeb画面にて行う各種計画の受付は、「Web直接入力」「ファイルアップロード」の二つを用意しています。…ファイルアップロード画面

2 ファイルアップロード

計画受付メニュー画面
計画受付タブより各種計画を受け付け

ファイルアップロード画面

入力支援ツールで生成された各種計画ファイルをアップロード



広域機関では、各事業者様から提出された各種計画の受付状況や結果通知にて最新の状況が常に把握できる仕組みとしています。

受付4方式共通

計画受付メニュー画面

計画受付タブより各種計画を受付け

計画受付／結果通知一覧画面

各種計画の受付状態と結果のお知らせ



広域機関システムとシステム連携にて行う各種計画の受付は、「JX手順」「WebAPI」の二つを用意しています。

3 JX手順

（財）流通システム開発センターによって規定された、SOAP-RPCを基盤技術として利用した日本独自の通信プロトコル（通信手順）です。関係するBP標準規格等は、広域機関HPをご参照ください。

4 Web-API

広域機関が公開するAPI（Application Program Interface）をインターネット経由で利用するデータ連携方式です。WebAPI仕様書は、広域機関HPをご参照ください。

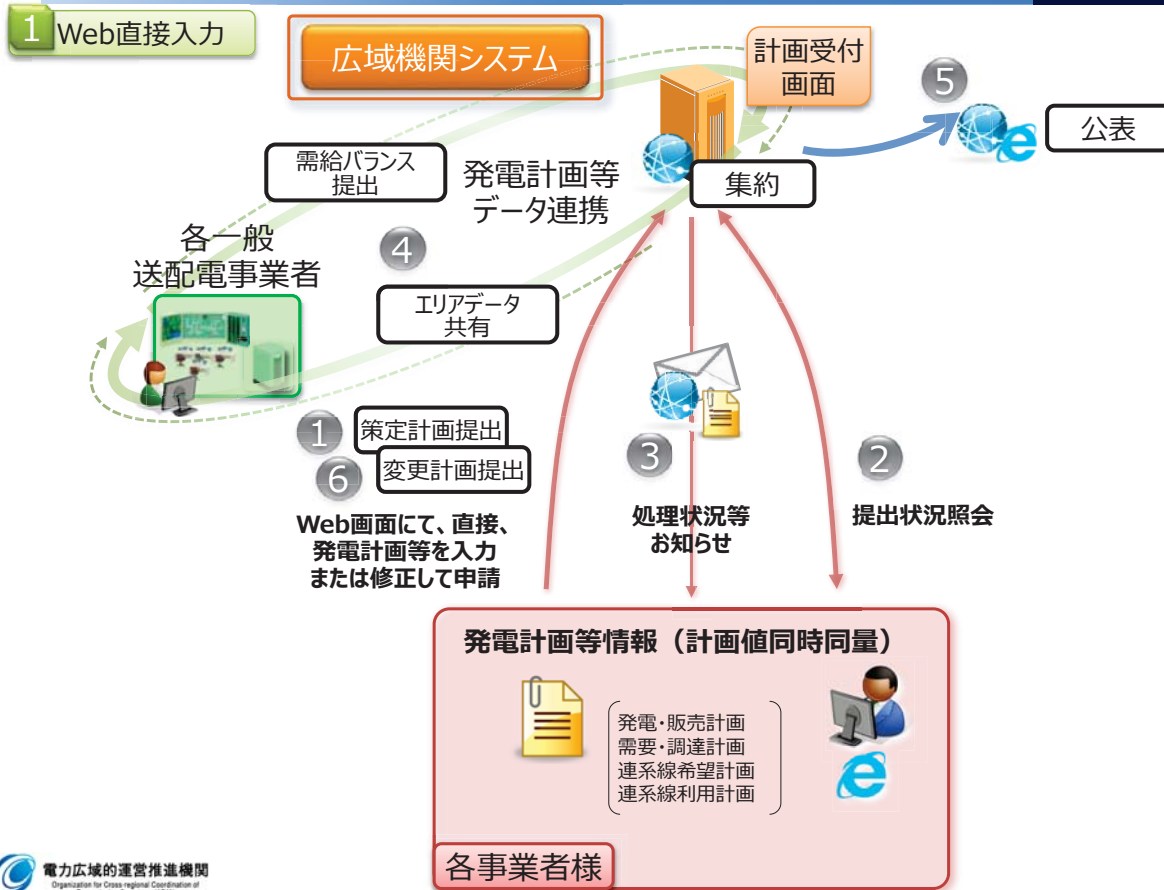


ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替

空白 (2in1印刷)

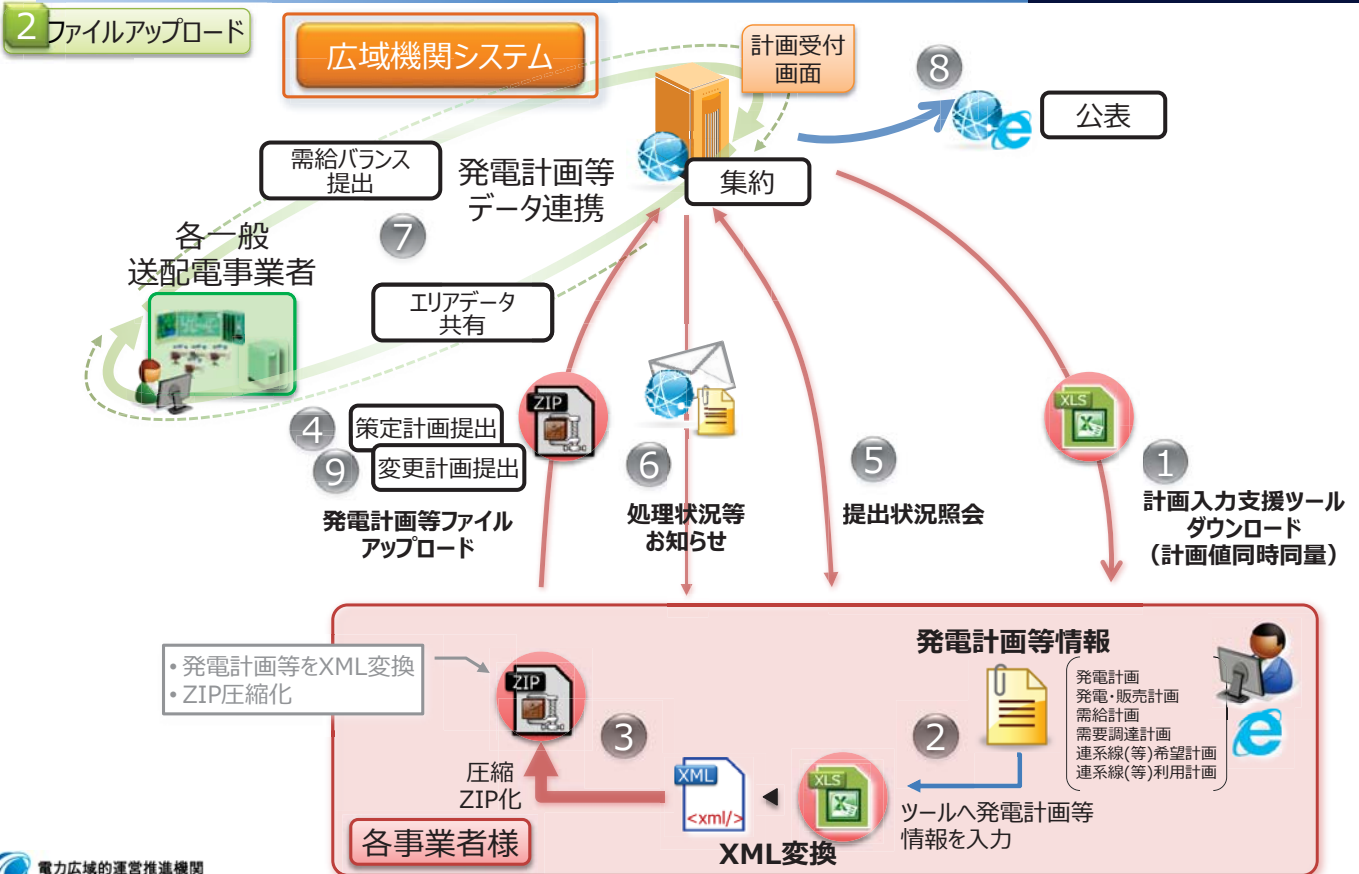
発電計画等は、計画受付画面から提出頂くことができます。「Web直接入力方式」(計画値同時同量用) …概要イメージ



発電計画等は、計画受付画面から提出頂くことができます。「Web直接入力方式」(計画値同時同量用) …概要説明

フェーズ	番号	説明
計画提出	①	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、提出する計画を選択し必要な項目を直接入力。 広域機関の定める期限までに提出。
結果確認	② ③	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、計画受付/結果通知一覧画面で、提出状況、処理結果を確認。 結果通知、不整合の通知などはメールでも実施。
情報共有	④	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者と各エリアで必要な項目を共有 需給状況の把握や精算業務に用いる。
公表	⑤	<ul style="list-style-type: none"> 集計したデータ等は系統情報として公表。
変更提出	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 計画の変更および通告の変更が必要な場合、①と同様に、提出済みの計画を選択し、変更が必要な項目を修正し提出。(連系線希望計画を除く) 受付期間や変更理由によっては、変更を受付けない場合がある。

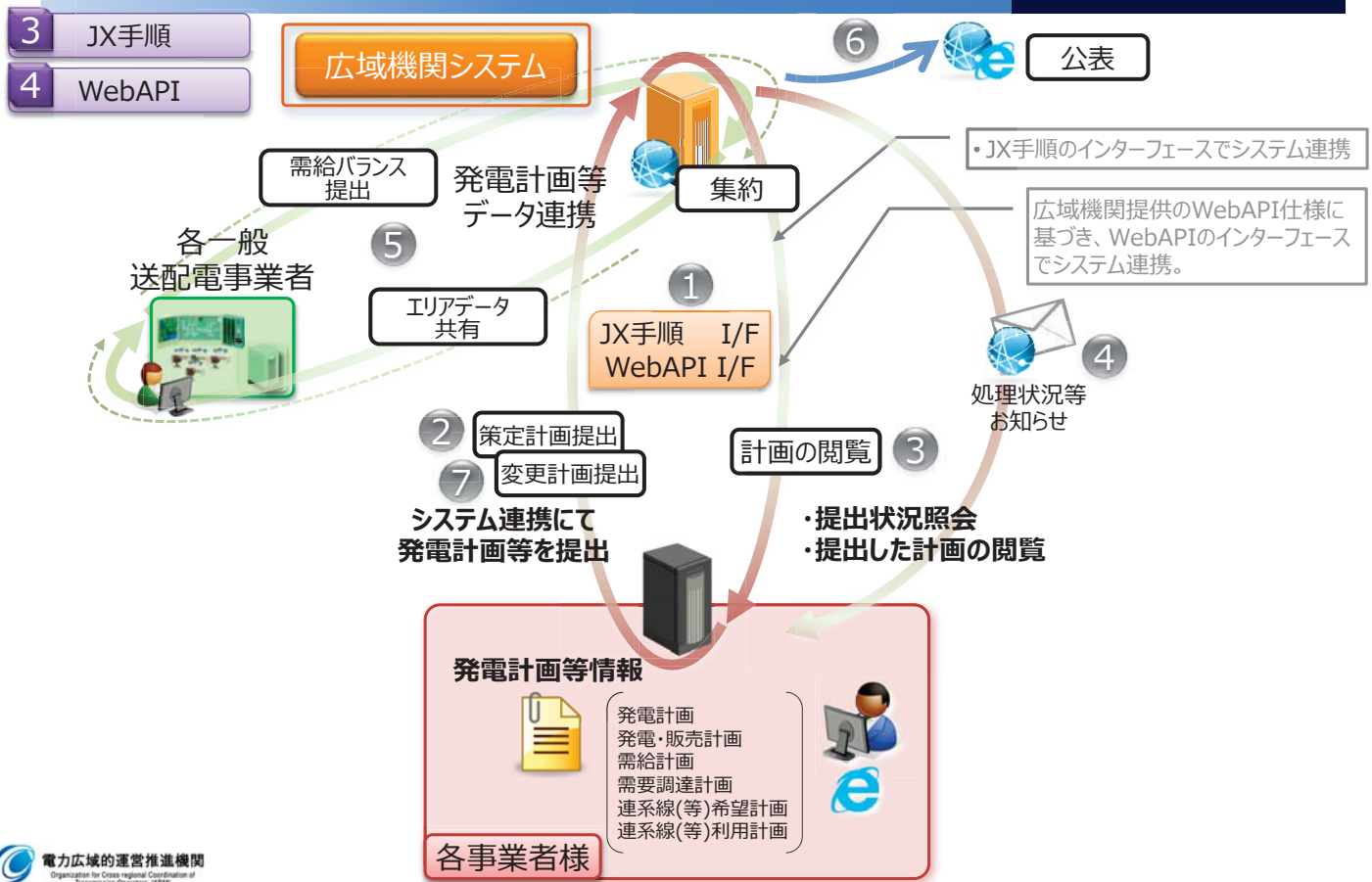
発電計画等は、計画受付画面から提出頂くことができます。
「ファイルアップロード方式」…概要イメージ



発電計画等は、計画受付画面から提出頂くことができます。
「ファイルアップロード方式」…概要説明

フェーズ	番号	説明
計画提出	①	・計画受付画面へログインし、提出する計画の入力支援ツールをダウンロード。
	②	・必要な項目を入力。(過去に作成したXMLファイルを読み込むことも可)
	③	・XMLファイルを出力。
	④	・計画受付画面へログインし、アップロード画面よりアップロード ・広域機関の定める期限までに提出。
結果確認	⑤ ⑥	・計画受付画面へログインし、計画受付/結果通知一覧画面で、提出状況、処理結果を確認。 ・結果通知、不整合の通知などはメールでも実施。
	⑦	・一般送配電事業者と各エリアで必要な項目を共有 ・需給状況の把握や精算業務に用いる。
公表	⑧	・集計したデータ等は系統情報として公表。
変更提出	⑨	・計画の変更および通告の変更が必要な場合、①～④と同様に、提出済みの計画を選択し、変更が必要な項目を修正し提出。 (連系線希望計画を除く) ・受付期間や変更理由によっては、変更を受付けない場合がある。

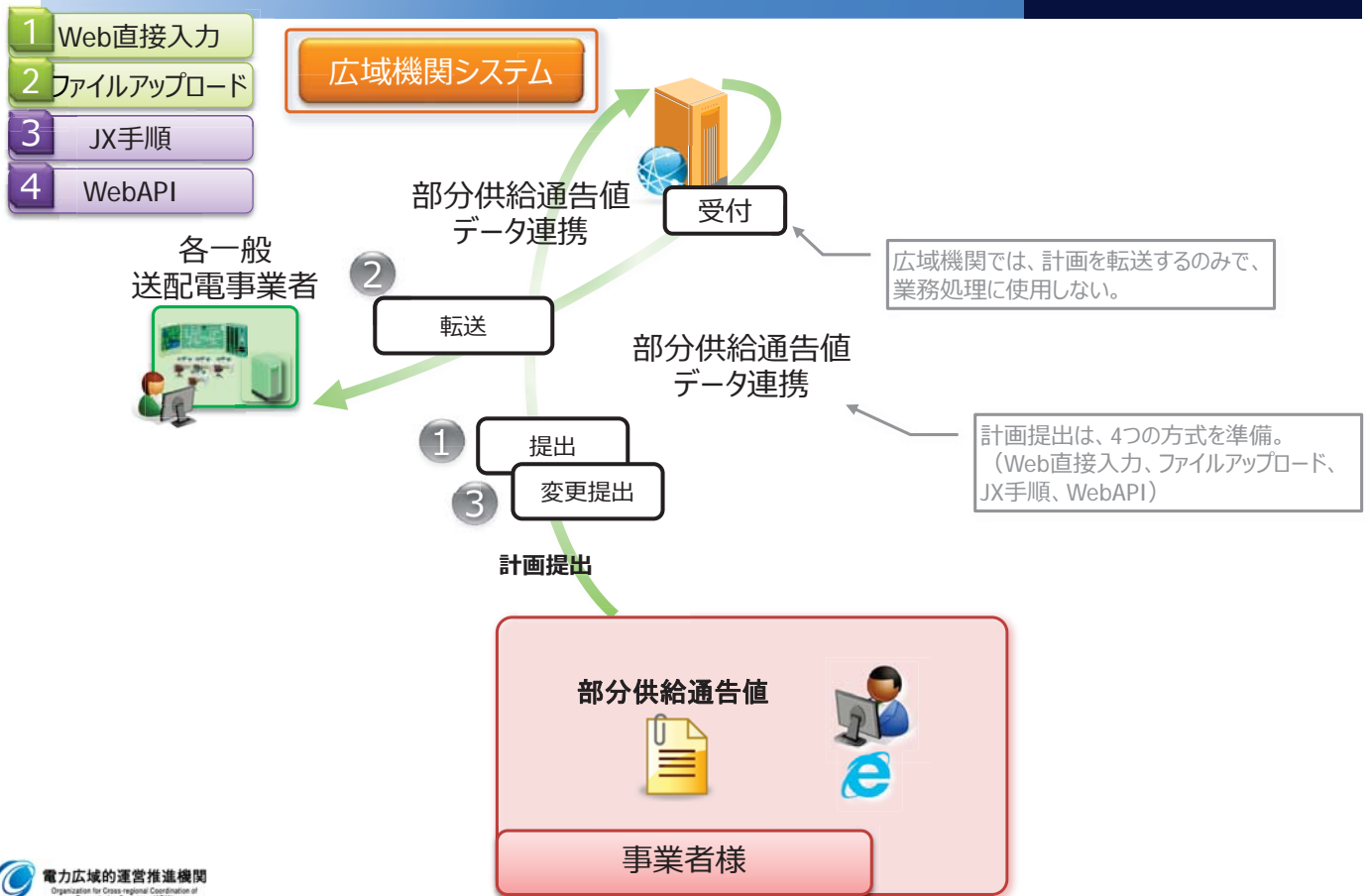
発電計画等はJX手順またはWebAPIのインターフェイスを用いたシステム連携により計画を提出頂くことができます。「システム連携方式」…概要イメージ



発電計画等はJX手順またはWebAPIのインターフェイスを用いたシステム連携により計画を提出頂くことができます。「システム連携方式」…概要説明

フェーズ	番号	説明
計画提出	①	・システム連携での各種計画の受付は、「JX手順」「WebAPI」の二つを用意。 (事業者様にてシステムを開発)
	②	・事業者様側システムにて必要な項目を入力。 ・広域機関の定める期限までに提出。
結果確認	③ ④	・システム連携の画面にて提出状況、処理結果を確認。(事業者様側のシステム設計による) ・結果通知、不整合の通知などはメールでも実施。
	⑤	・一般送配電事業者と各エリアで必要な項目を共有 ・需給状況の把握や精算業務に用いる。
公表	⑥	・集計したデータ等は系統情報として公表。
変更提出	⑦	・計画の変更および通告の変更が必要な場合、①～②と同様に、提出済みの計画を選択し、変更が必要な項目を修正し提出。 (連系線希望計画を除く) ・受付期間や変更理由によっては、変更を受付けない場合がある。

通告型部分供給の負荷追従分供給またはベース供給を行う事業者様は、部分供給通告値（月間・翌日）を広域機関に提出します。…概要イメージ



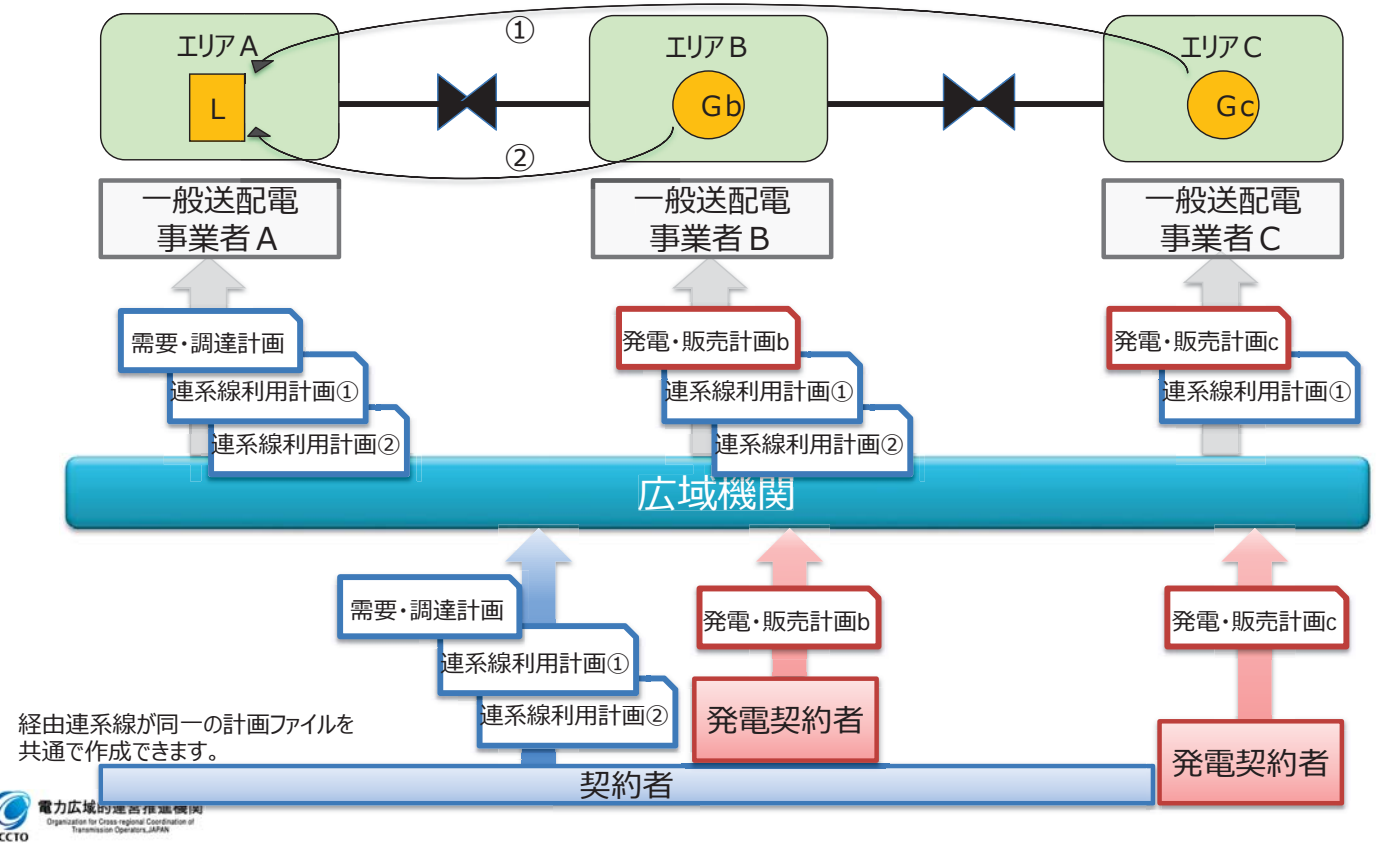
通告型部分供給の負荷追従分供給またはベース供給を行う事業者様は、部分供給通告値（月間・翌日）を広域機関に提出します。…概要説明

フェーズ	番号	説明
計画提出	①	<ul style="list-style-type: none"> 部分供給通告値を作成し、計画を広域機関に提出。 一般送配電事業者の定める期限までに提出。
計画転送	②	<ul style="list-style-type: none"> 提出された計画を、広域機関システムから一般送配電事業者に転送。
変更提出	③	<ul style="list-style-type: none"> 通告値の変更が必要な場合、変更が必要な項目を修正し提出。 受付期間によっては、変更を受付けない場合がある。

※提出のタイミング等の詳細は、一般電気事業者にお問合せください。

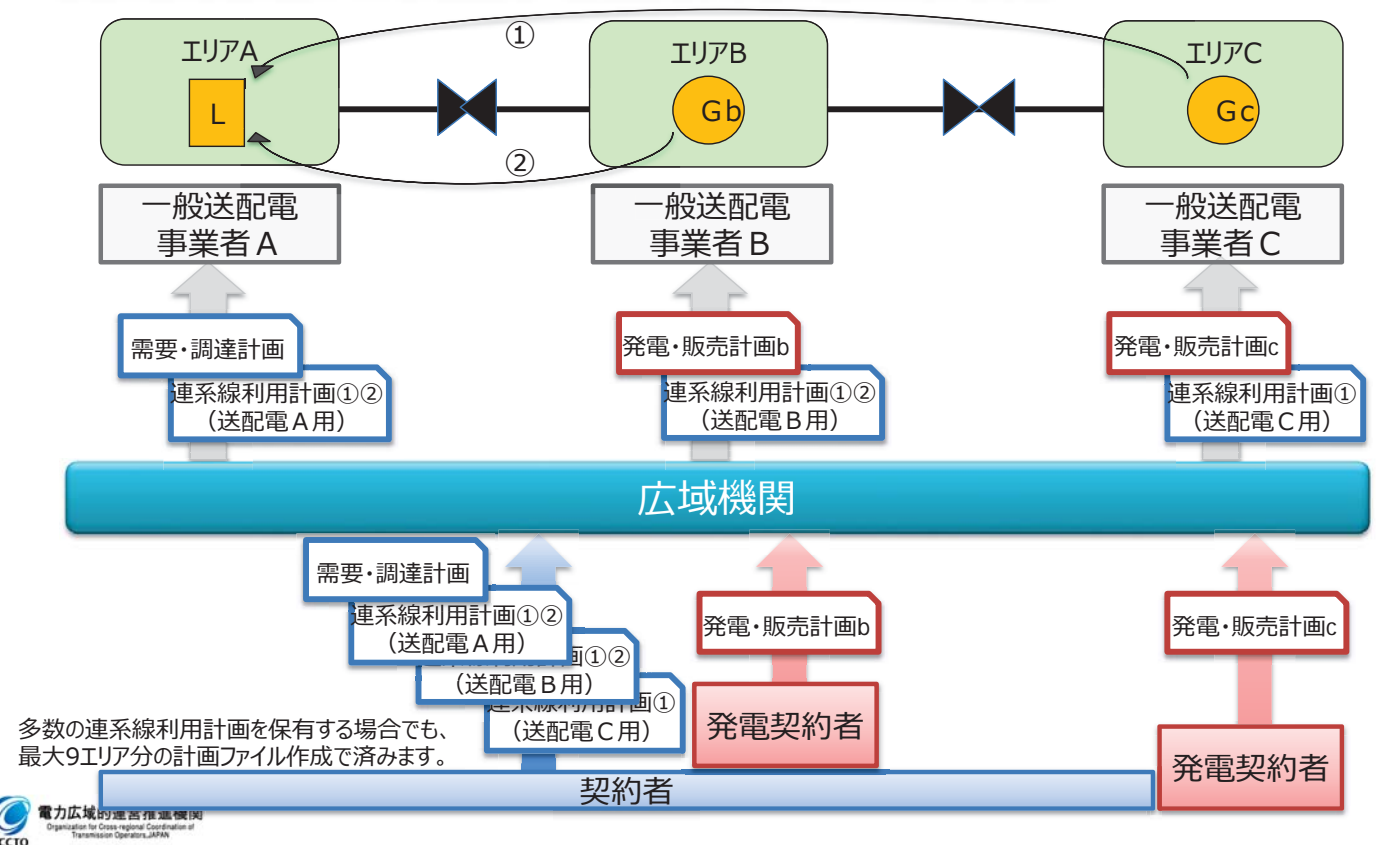
広域機関を窓口として計画を受け、提出先の一般送配電事業者に転送します。
(連系線利用計画の提出ファイルは、2種類の作成方法があります)

①連系線利用計画ファイルを、経路連系線単位に作成する方法



広域機関を窓口として計画を受け、提出先の一般送配電事業者に転送します。
(連系線利用計画の提出ファイルは、2種類の作成方法があります)

②連系線利用計画ファイルを、提出先一般送配電事業者単位に作成する方法



ファイル名称は、「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格」における計画ファイル名称付与規則に従った名称で、計画を提出してください。

発電・販売計画、需要・調達計画

B P I D副 機関コード	情報区分 コード	対象時期 の開始日	分割 番号	送信者 コード	提出先事業者 コード下1桁	当日仕上がり最終 値フラグ・分割総数
-------------------	-------------	--------------	----------	------------	------------------	-----------------------

【ファイル名称例】 W6_0150_20160401_00_41066_6.xml

発電計画、需給計画

B P I D副 機関コード	情報区分 コード	対象時期 の開始日	分割 番号	送信者 コード	提出先事業者 コード下1桁
-------------------	-------------	--------------	----------	------------	------------------

【ファイル名称例】 W2_0110_20160401_00_41066_6.xml

連系線利用計画

- ・提出先一般送配電事業者単位に計画ファイルを作成する場合、“00”固定。
- ・經由連系線単位に計画ファイルを作成する場合、“01”～“99”。

B P I D副 機関コード	情報区分 コード	対象時期 の開始日	託送契約 変更コード	分割 番号	送信者 コード	提出先事業者 コード下1桁	連番	当日仕上がり最終 値フラグ・分割総数
-------------------	-------------	--------------	---------------	----------	------------	------------------	----	-----------------------

【ファイル名称例】 W6_0460_20160401_0_00_41066_6_00.xml

W6_0460_20160401_0_00_41066_6_01.xml

連系線等利用計画

- ・提出先一般送配電事業者単位に計画ファイルを作成する場合、“00”固定。
- ・經由連系線単位に計画ファイルを作成する場合、1桁目は0以外、2桁目は任意。

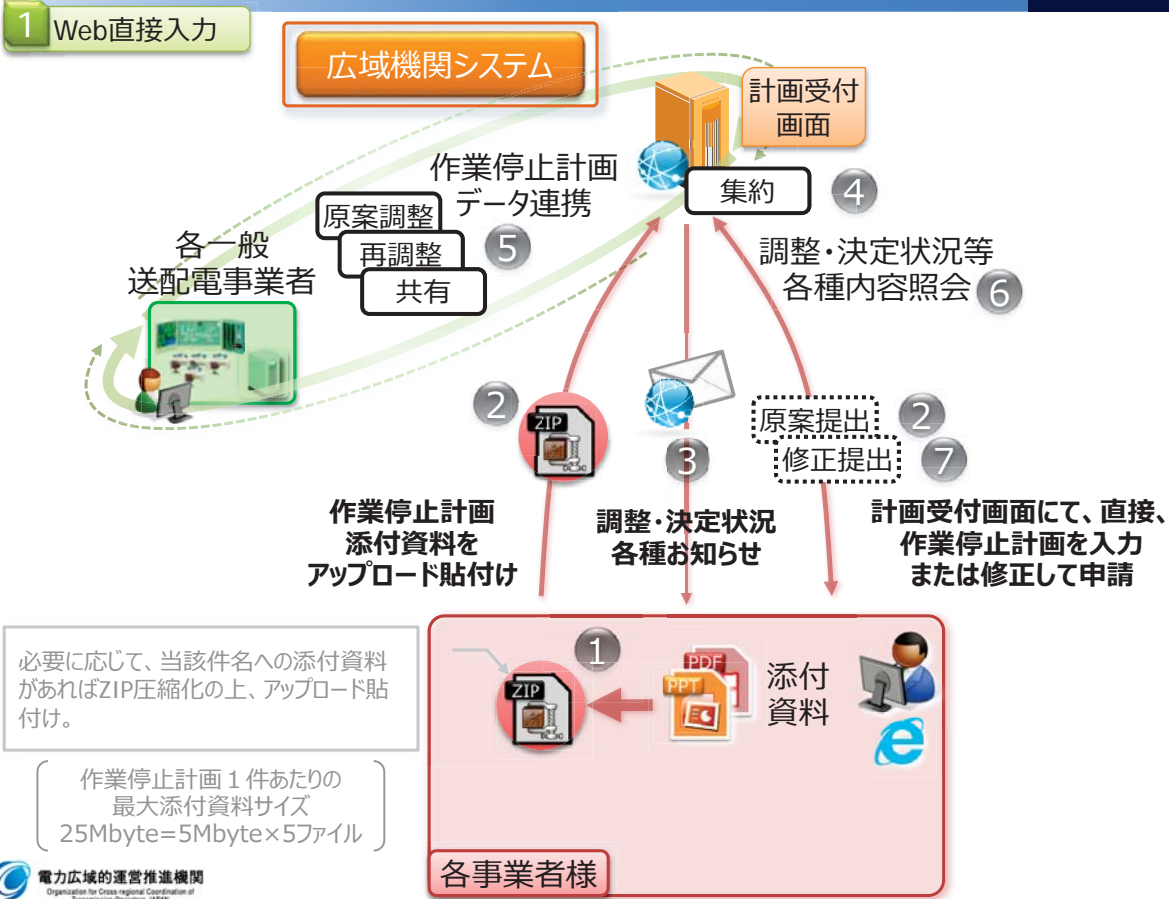
B P I D副 機関コード	情報区分 コード	対象時期 の開始日	託送契約 変更コード	分割 番号	送信者 コード	提出先事業者 コード下1桁	連番
-------------------	-------------	--------------	---------------	----------	------------	------------------	----

【ファイル名称例】 W2_0410_20160401_0_00_41066_6_00.xml

W2_0410_20160401_0_00_41066_6_1A.xml

空白（2in1印刷）

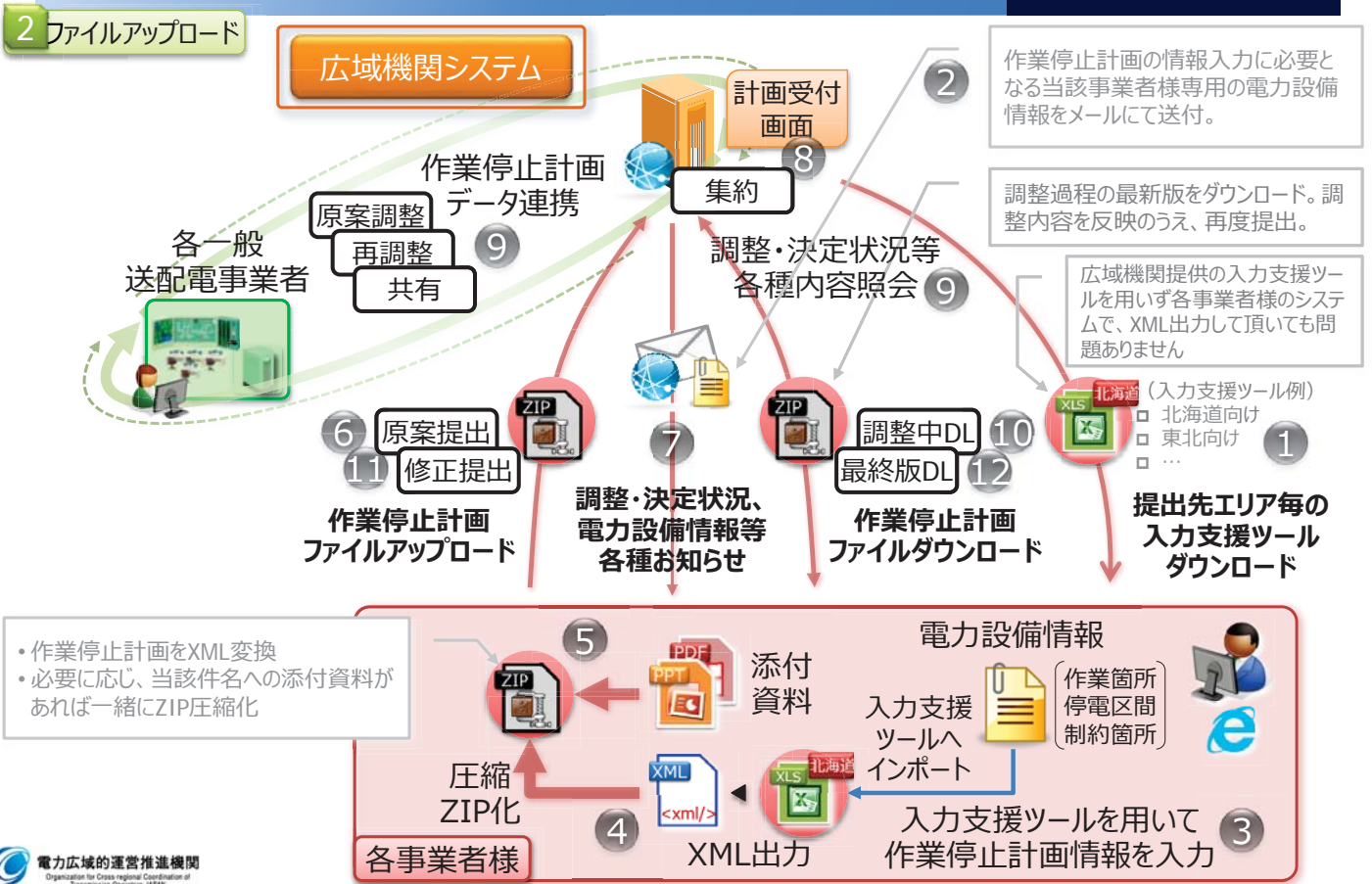
作業停止計画の申請は、計画受付画面から提出頂くことができます。
「Web直接入力方式」…概要イメージ



作業停止計画の申請は、計画受付画面から提出頂くことができます。
「Web直接入力方式」…概要説明

フェーズ	番号	説明
原案提出	① ②	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、必要な作業停止計画の情報を直接入力。 必要に応じて当該件名への添付資料があればZIP圧縮化の上、アップロード貼付け。
	③	<ul style="list-style-type: none"> お知らせ「原案受付」の送付。
原案集約 原案共有 原案調整	④ ⑤	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関にて原案集約。 各一般送配電事業者と作業停止計画を共有。 各一般送配電事業者と作業停止計画の原案調整。
再調整	⑤ ⑥	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関または一般送配電事業者～各事業者様間で作業停止計画の再調整。（電話連絡等） 計画受付画面へログインし、調整状況等の照会。
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、作業停止計画を修正。
	③	<ul style="list-style-type: none"> お知らせ「修正案受領」の送付。
承認決定	⑤ ⑥	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関で承認、一般送配電事業者で決定。
	③	<ul style="list-style-type: none"> お知らせ「承認・決定」の送付。

作業停止計画の申請は計画受付画面から提出頂くことができます。
「ファイルアップロード方式」…概要イメージ



作業停止計画の申請は、計画受付ホームページのWeb画面から提出頂きます。
「ファイルアップロード方式」…概要説明

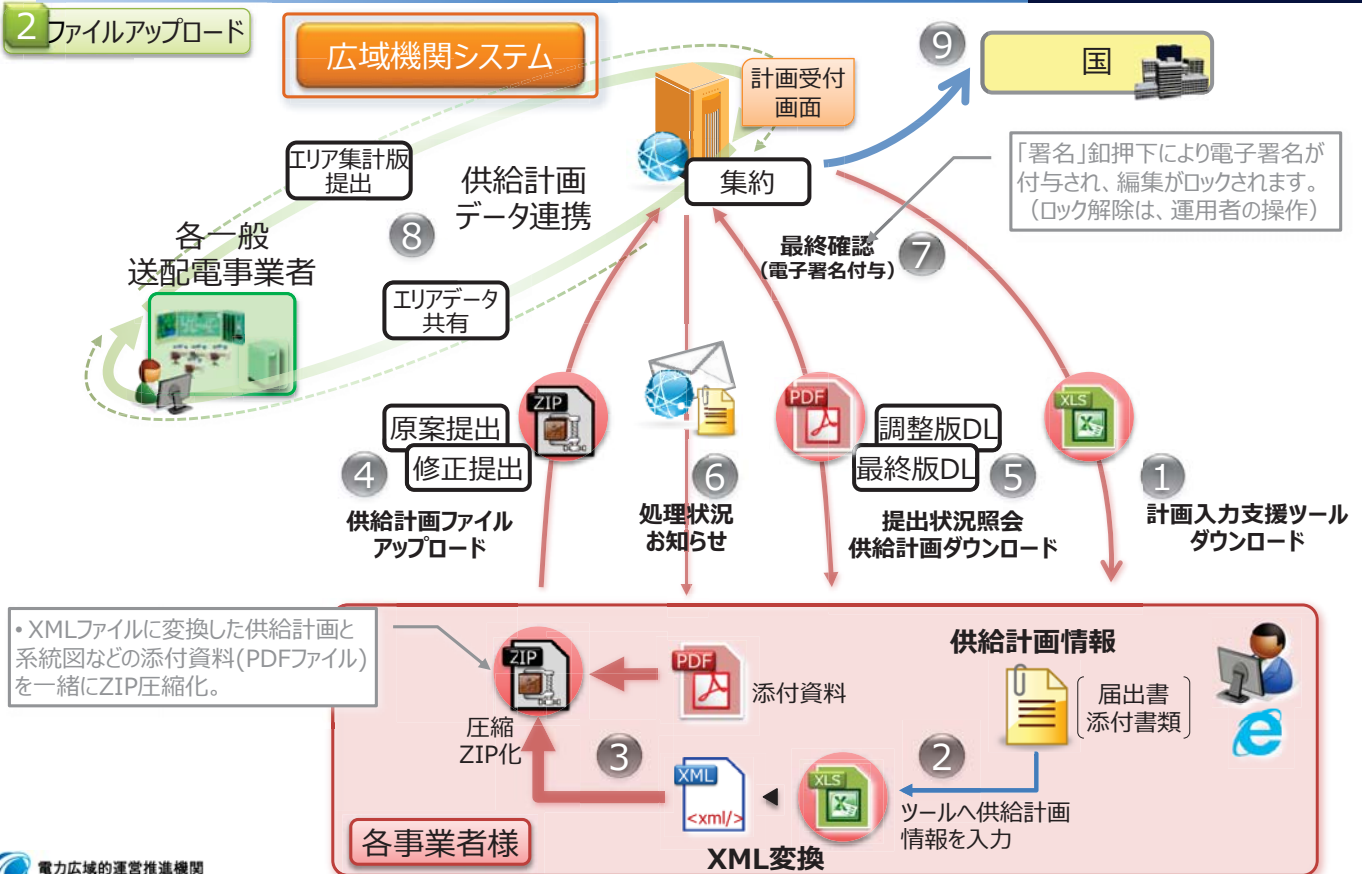
フェーズ	番号	説明
原案提出	①	・計画受付画面へログインし、提出エリアに応じた作業停止計画情報の入力支援ツールをダウンロード。
	② ③	・作業停止計画の情報入力に必要な当該事業者様専用の電力設備情報 (コード表) をメールにて送付・受領。 ・入力支援ツールへ電力設備情報 (コード表) をインポート。
	④ ⑤	・入力支援ツールに作業停止計画情報を入力し、XMLファイルを生成出力。
	⑥	・必要に応じて当該件名への添付資料があれば、生成出力したXMLファイルと一緒に、ZIP圧縮化の上、アップロード貼付け。
	⑦	・お知らせ「原案受付」の送付。
原案集約 原案共有 原案調整	⑧ ⑨	・広域機関にて原案集約。 ・各一般送配電事業者と作業停止計画を共有。 ・各一般送配電事業者と作業停止計画の原案調整。
再調整	⑩ ④	・計画受付画面へログインし、調整中の最新情報である作業停止計画ファイルをダウンロード。入力支援ツールへ取り込み。
	⑪	・作業停止計画を修正のうえ、修正案のXMLファイルをアップロード。
承認決定	⑦	・お知らせ「修正案受領」の送付。
	⑨ ⑦	・広域機関で承認、一般送配電事業者で決定。
	⑫	・お知らせ「承認・決定」の送付。

作業停止計画の申請では、選択される申請方式（Web直接入力／ファイルアップロード方式）や申請先に応じてご留意頂きたい事項があります。

申請方式	場面	ご留意頂きたい点
Web直接入力方式 ・ ファイルアップロード方式	添付資料提出	1. 作業停止計画 1 件あたりのファイルサイズに制限があります。 ・ 25Mbyte ≧ 5Mbyte以下 × 5ファイル以下
	事業者管理番号	2. 各事業者様で独自に作業停止計画件名を管理されている場合等、件名把握のため任意でご活用頂ける項目です。 ・ 作業停止計画件名の管理は、各々の件名番号を紐付けて管理します。 ✓ 広域機関「広域受付番号」、一般送配電事業者「エリア管理番号」、各事業者「事業者管理番号」
ファイルアップロード方式	入力支援ツール	3. 入力支援ツールは申請先の一般送配電事業者毎に準備しています。申請先に応じたツールをダウンロードのうえ、ご利用願います。 ・ 作業停止計画の調整時や実施把握の管理に際し、一般送配電事業者が個々に把握が必要なる事項があります。
	電力設備情報	4. 各事業者様専用の電力設備情報（コード表）をメール送付します。入力支援ツールにインポートして利用頂きます。 ・ 作業停止計画の入力時に必要となる「作業箇所」「停電区間」「制約箇所」のコード表で、申請先のエリア毎・事業者様毎に内容は異なります。
	修正再提出	5. 受付済となった以降の修正や再提出は、当該件名を一旦ダウンロードの上、修正・再提出願います。 ・ 作業停止計画件名の重複提出回避や一元性を確保するため。

空白（2in1印刷）

6-4. 供給計画の提出イメージ（ファイルアップロード方式）
 供給計画は計画受付画面から提出頂きます。
 「ファイルアップロード方式」…概要イメージ



6-5. 供給計画の提出イメージ（ファイルアップロード方式）
 供給計画は計画受付画面から提出頂きます。
 「ファイルアップロード方式」…概要説明

フェーズ	番号	説明
計画提出	1	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、供給計画の入力支援ツールをダウンロード。 供給計画の入力支援ツールは、XMLファイルを出力するための管理用シートと各様式の入力シートで構成。
	2	<ul style="list-style-type: none"> 保有されているライセンス毎に計画を提出するため、各ライセンスで必要な様式に入力。(入力にあたっては、経済産業省作成の記載要領等のガイドラインによる)
	3	<ul style="list-style-type: none"> XMLファイルを出力するシートで、必要な様式を選択し、XMLファイルを出力。 必要に応じて添付資料があれば、生成出力したXMLファイルと一緒に、ZIP圧縮。
	4	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、アップロード画面よりアップロード。(経済産業省令や業務規程に定められた期日までに行う。)
計画集約・調整	5	<ul style="list-style-type: none"> 計画受付画面へログインし、「供給計画」メニューより、提出した計画の一覧表示。 一覧から選択した計画をPDFファイルとして表示、確認可能。 修正等があれば②～④を繰り返す。
	6	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関からの最終確認依頼。
最終提出	7	<ul style="list-style-type: none"> 「供給計画」メニューから、「署名」鈕押下にて、電子署名を付与 電子署名付与後は、とりまとめのため、計画提出をロック。(ロック解除は運用者操作が必要)
	8	<ul style="list-style-type: none"> 提出された計画を各エリアの一般送配電事業者と共有。(共有は調整中のものから実施可能) 一般送配電事業者からは、エリア集計版の供給計画を提出。
届出	9	<ul style="list-style-type: none"> とりまとめ資料等と合わせて電子署名付届出書を国へ届出。

・入力支援ツールは、電気事業法施行規則第46条に規定された項目毎に用意しております。

入力支援ツールダウンロード画面よりダウンロードします。

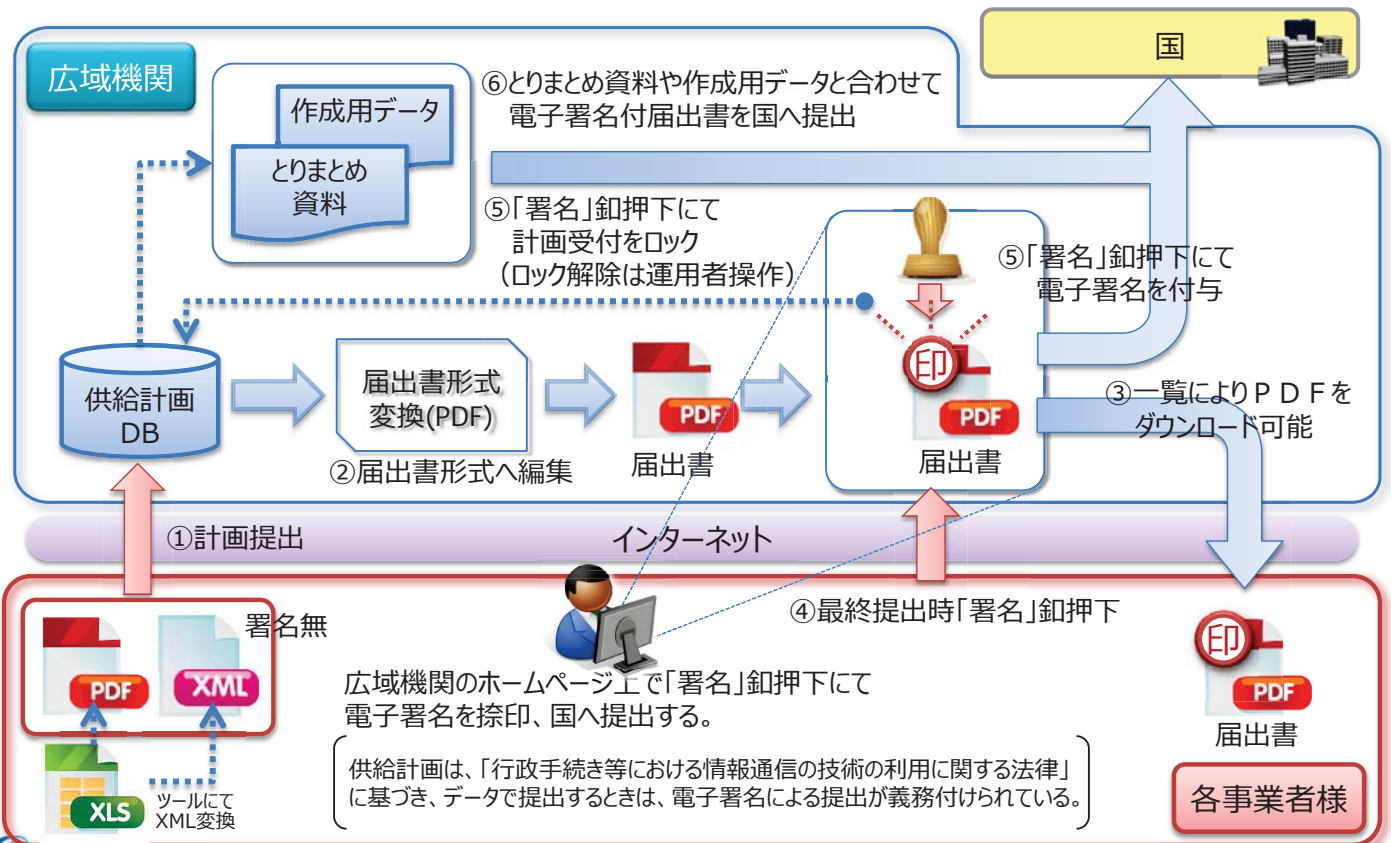
供給計画をXML変換したファイルを作成します。

XML変換したファイルを取り込みます。

様式ごとにシートを用意していますので、必要な様式に入力します。

順序	シート名	様式名	対象項目	出力	出力数値
1	KY_3A_0001	様式第32 第1種	年次別最大電力供給計画書	○	
2	KY_3A_0002	様式第32 第2種	年次別電力供給計画書	○	
3	KY_3A_0003	様式第32 第3種	月別最大電力供給計画書	○	
4	KY_3A_0004	様式第32 第4種	月別電力供給計画書	○	
5	KY_3A_0005	様式第32 第5種	発電所についての計画書	○	
6	KY_3A_0006	様式第32 第6種	工業用発電所の設計書	○	
7	KY_3A_0007	様式第32 第7種	工業用発電所の設計書	○	
8	KY_3A_0008	様式第32 第8種	発電所名称について説明する書	○	
9	KY_3A_0009	様式第32 第9種	電力会社に関する説明書(新規)	○	
10	KY_3A_0010	様式第32 第10種	電力会社に関する説明書(新規)	○	
11	KY_3A_0011	様式第32 第11種	電力会社に関する説明書(変更)	○	
12	KY_3A_0012	様式第32 第12種	供給計画の概要を説明する書	○	
13	KY_3A_0013	様式第32 第13種	電力供給計画書	○	
14	KY_3A_0014	様式第34 第1種	電力会社電力供給計画書	○	
15	KY_3A_0015	様式第34 第2種	電力会社電力供給計画書	○	
16	KY_3A_0016	様式第34 第3種	電力会社電力供給計画書	○	
17	KY_3A_0017	様式第34 第4種	電力会社電力供給計画書	○	
18	KY_3A_0018	様式第34 第5種	電力会社電力供給計画書	○	
19	KY_3A_0019	様式第34 第6種	電力会社電力供給計画書	○	
20	KY_3A_0020	様式第34 第7種	電力会社電力供給計画書	○	
21	KY_3A_0021	様式第34 第8種	電力会社電力供給計画書	○	
22	KY_3A_0022	様式第34 第9種	電力会社電力供給計画書	○	
23	KY_3A_0023	様式第34 第10種	電力会社電力供給計画書	○	
24	KY_3A_0024	様式第34 第11種	電力会社電力供給計画書	○	
25	KY_3A_0025	様式第34 第12種	電力会社電力供給計画書	○	
26	KY_3A_0026	様式第34 第13種	電力会社電力供給計画書	○	
27	KY_3A_0027	様式第34 第14種	電力会社電力供給計画書	○	
28	KY_3A_0028	様式第34 第15種	電力会社電力供給計画書	○	
29	KY_3A_0029	様式第34 第16種	電力会社電力供給計画書	○	
30	KY_3A_0030	様式第34 第17種	電力会社電力供給計画書	○	
31	KY_3A_0031	様式第34 第18種	電力会社電力供給計画書	○	
32	KY_3A_0032	様式第34 第19種	電力会社電力供給計画書	○	
33	KY_3A_0033	様式第34 第20種	電力会社電力供給計画書	○	
34	KY_3A_0034	様式第34 第21種	電力会社電力供給計画書	○	
35	KY_3A_0035	様式第34 第22種	電力会社電力供給計画書	○	
36	KY_3A_0036	様式第34 第23種	電力会社電力供給計画書	○	
37	KY_3A_0037	様式第34 第24種	電力会社電力供給計画書	○	
38	KY_3A_0038	様式第34 第25種	電力会社電力供給計画書	○	
39	KY_3A_0039	様式第34 第26種	電力会社電力供給計画書	○	
40	KY_3A_0040	様式第34 第27種	電力会社電力供給計画書	○	
41	KY_3A_0041	様式第34 第28種	電力会社電力供給計画書	○	
42	KY_3A_0042	様式第34 第29種	電力会社電力供給計画書	○	
43	KY_3A_0043	様式第34 第30種	電力会社電力供給計画書	○	
44	KY_3A_0044	様式第34 第31種	電力会社電力供給計画書	○	
45	KY_3A_0045	様式第34 第32種	電力会社電力供給計画書	○	
46	KY_3A_0046	様式第34 第33種	電力会社電力供給計画書	○	
47	KY_3A_0047	様式第34 第34種	電力会社電力供給計画書	○	
48	KY_3A_0048	様式第34 第35種	電力会社電力供給計画書	○	
49	KY_3A_0049	様式第34 第36種	電力会社電力供給計画書	○	
50	KY_3A_0050	様式第34 第37種	電力会社電力供給計画書	○	

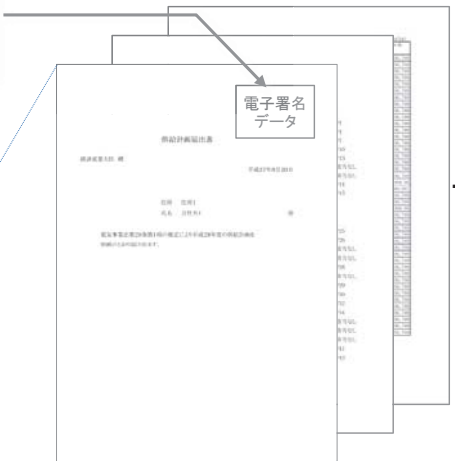
供給計画の提出は、電子データで提出する際法律に対応し、広域機関システムにて電子署名を捺印する仕組みを提供します。



- ・提出いただいた供給計画データはPDFファイルとして確認頂けます。
- ・「署名」釦押下により、電子署名を付与し、以降の計画の提出をロックします。

提出された供給計画の一覧を表示します。

「署名」釦押下後は、明示的にPDFファイルにも署名済みであることを表示します。



「署名」釦押下後は電子署名を付与します。電子署名付与後は、計画の提出をロックします。ロックの解除は運用者の操作が必要です。

「PDF表示」釦押下後は提出された供給計画のXMLファイルをPDFファイルに変換し表示します。



contents

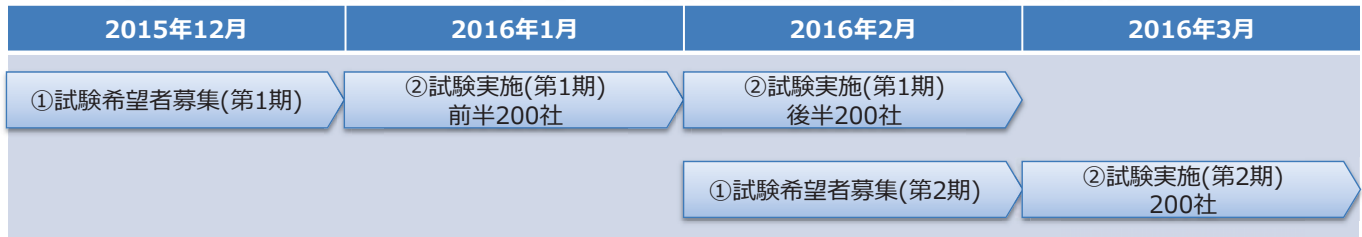
57

ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替

2016年1月より各事業者様へ広域機関との対向試験を2回に分けて実施する予定です。広域機関のホームページより申込書をダウンロードのうえ、ご提出願います。

■ Web直接入力、ファイルアップロードで計画提出をお考えの事業者様



①試験希望者募集(第1期、第2期)

- 申込書に必要な事項を記入し、広域システム問合せ窓口へご連絡ください。
- 第1期：先着400社様、第2期：先着200社様の計600社様を募集します。
- 第1期の募集で600社を超える場合、対象数について再検討します。

②試験実施(第1期、第2期)

- 広域機関が受領した申込書を元に日程を調整し、試験月をご連絡します。
- 対向試験情報サイトを用意しますので、期間中は事業者様のタイミングで試験可能となります。
- 試験方法等については、広域機関より試験要領書を提供します。なお、試験日数については1日(7h)程度を想定しています。

③試験申込に関して

- 申込書、対向試験情報サイトへのリンクについては、12月以降、広域機関HPに掲載予定です。
- 対向試験申込時に、併せて広域機関システム利用申請についての実施もお願い致します。
 ▶ 対向試験申込書、広域機関システム利用申込書を1度のメールでご連絡ください。

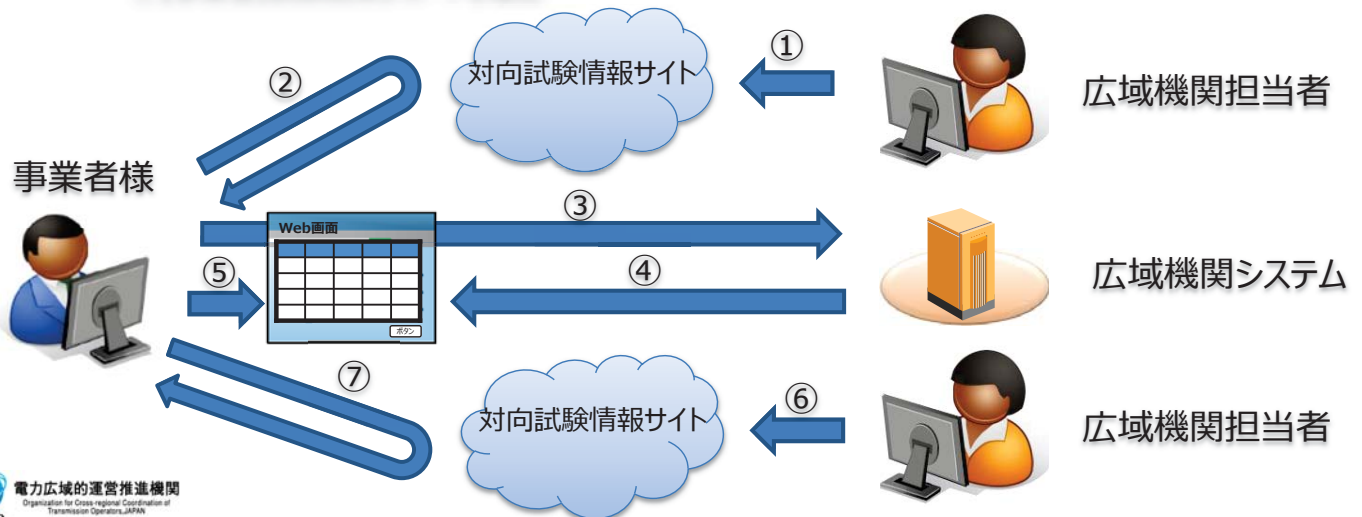


各事業者様で対向試験情報サイトへアクセスして頂き、Web画面より各種計画の提出、処理ステータスや結果をご確認頂きます。

■ Web直接入力、ファイルアップロードで計画提出をお考えの事業者様

試験全体の流れは以下の通りとなります。

- ①【広域】 対向試験に必要な試験データや資料を情報サイトに登録
- ②【事業者】試験データや資料を情報サイトから取得
- ③【事業者】広域機関システムWeb画面より計画提出
- ④【広域】 広域機関システムが受付処理を行い、処理ステータスを画面に表示
- ⑤【事業者】広域機関システムWeb画面にてステータスを確認
- ⑥【広域】 毎日定時(18:00)に各事業者のステータスを確認し、試験結果を情報サイトに登録
- ⑦【事業者】試験結果レポートを確認



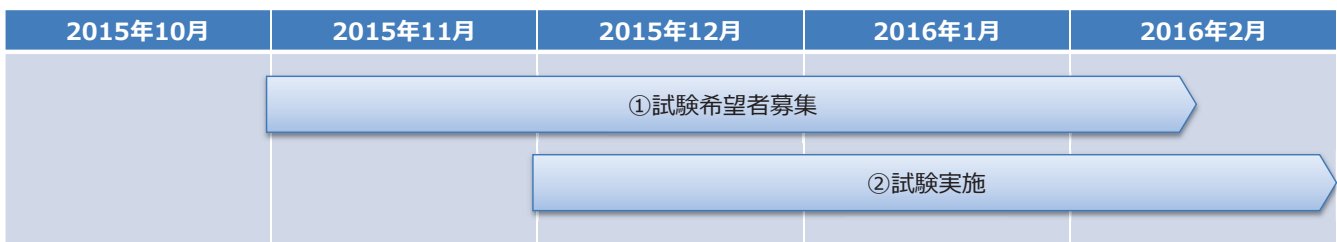
対向試験情報サイトでは、試験要領書、テスト用データ等の各種情報取得、ご不明点のQ&A、試験実施後の結果レポートの確認等、情報共有を行います。

※試験期間中に利用できるIDを提供いたします



2015年12月から各事業者様～広域機関との対向試験を実施する予定です。広域機関のホームページより申込書をダウンロードのうえ、ご提出願います。

■ JX手順、WebAPIで計画提出をお考えの事業者様



①試験希望者募集

- 申込書に必要事項を記入し、広域システム問合せ窓口へご連絡ください。

②試験実施

- 広域機関が受領した申込書を元に日程を調整し、試験日をご連絡します。
- 試験方法等については、広域機関より試験要領書を提供します。なお、試験日数については1日（7h）程度を想定しています。

③試験申込に関して

- 申込書については、11月以降、広域機関HPに掲載予定です。
- 対向試験申込時に、併せて広域機関システム利用申請についての実施もお願い致します。
 - 11月の間は、対向試験申込のみの受付となりますので、11月に対向試験申込をされた事業者様におかれましては、12月以降にシステム利用申請についても実施ください。

ご説明内容

1. 広域機関システムの概要
2. 事業者様にご提出いただく各種計画
3. 事業者様にご準備いただくこと
4. 事業者様によるマスターデータの登録
5. 各種計画の提出方式
6. 各種計画の提出イメージ
7. 事業者様との対向試験
8. システム移行・切替



8-1. 新広域機関システムへの各計画の提出

広域機関システムによる本格業務開始は、平成28年3月より、段階的に実施する予定です。

- 広域機関システムによる本格業務開始は、ライセンス制度、計画値同時同量制度などの新制度の開始に併せ、平成28年4月1日を予定しております。
- 本格業務開始にあたり、平成28年度の発電計画等を登録する必要があり、以下のスケジュール（詳細は今後検討）により、長期・年間・月間の計画策定から、段階的に業務を開始する予定です。

日付	曜日	提出締切時間	対象計画	連系線 ※1	需要・調達 発電・販売 ※2	内容
3/1	火	～17時	年間算定	○		・28～29年度の年間計画（全事業者算定用として提出）
			年間計画		○	・28～29年度の年間計画（全事業者再提出）
			月間計画		○	・28年4～5月の月間計画
3/5	土	～17時	月間調整	○		・28年4～5月の月間調整用計画
3/10	木	～17時	長期算定	○		・30～37年度の長期計画（全事業者算定用として提出）
3/15	火	～17時	月間算定	○		・28年4～5月の月間算定用計画
			週間計画	○	○	・28年3月19日(土)～4月1日(金)の週間計画
3/22	火	～17時	週間計画	○	○	・28年3月26日(土)～4月8日(金)の週間計画
3/29	火	～17時	週間計画	○	○	・28年4月2日(土)～4月15日(金)の週間計画
3/31	木	～12時	翌日計画	○	○	・4月1日分の翌日計画
		17時～※3	通告変更	○	○	・4月1日分の通告変更計画

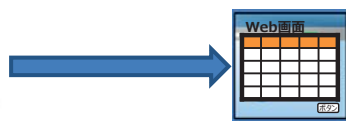
※1：実同時同量：連系線等利用計画
 ※2：実同時同量：需給計画、発電計画
 ※3：翌日計画策定終了後から受付開始

計画値同時同量：連系線利用計画
 計画値同時同量：需要・調達計画、発電・販売計画

各事業者様は、平成28年4月以降の発電計画等を新広域機関システムに対して提出頂く必要があります。

- 「3. 事業者様にご準備いただくこと」「4. マスターデータの登録」の手続き終了後、平成28年2月以降より各種計画の提出が可能となります。
- 契約者様
 - 4月以降に、計画値同時同量制にて事業を開始される契約者さまは、新たに広域機関への計画提出が必要となります。
 - 現在、実同時同量制にて事業を実施されている契約者さまは、広域機関への計画提出の切替が必要となります。
- 発電契約者様
新たに広域機関への計画提出が必要となります。

事業者様



平成28年4月1日分以降の
計画を順次提出

新広域機関システム

8-3. 事業を継続される事業者の計画提出の切替イメージ

現在、実同時同量制の小売事業者として各種計画を提出している事業者様におかれましては、以下の切替対応が必要となります。

- 各種計画の提出先を「一般電気事業者」から「広域機関」に切替える必要があります。
 - JX手順で計画を提出される事業者様は、通信パラメータ設定の相手先情報を新広域機関システムの情報に変更していただく必要があります。
 - ファイルアップロードで計画を提出される事業者様は、4月1日分以降の計画は新広域機関システムのファイルアップロード画面からアップロードしていただきます。
- 平成28年2月以降、3月31日まで（併用期間）は、新旧両方の提出方法による計画提出が必要となります。併用期間中の計画の提出方法については、別途お知らせいたします。
 - 計画の対象年月日が平成27年度中の計画は、現在の提出方法を継続。
 - 計画の対象年月日が平成28年度以降の計画は、新広域機関システムへ提出。
 - 実同時同量の計画（現状を継続）と計画値同時同量制の計画は、フォーマットが異なりますので、注意が必要です。

実同時同量制
の事業者様



一般電気事業者



平成28年3月31日分までの
計画を現状と同様に提出



平成28年4月1日分以降の
計画を順次提出

新広域機関システム

参考資料

1. 用語解説
2. クライアント証明書の取得
3. システムセキュリティ対策方針



参考資料 1. 用語解説

ここでは広域機関システムおよびシステム連携に関して使用されている用語について、代表的なものを以下に解説いたします。

No.	用語	説明	備考
1	ACMS	Advanced Communication Management System の略。 ACMSとは、株式会社データ・アプリケーション（DAL）が開発・販売している、企業間電子取引（EDI：Electronic Data Exchange）のためのソフトウェア製品を指す。 広域機関システムにおいては、ACMS E2Xを採用。	I T用語辞典およびDAL社ホームページより
2	BP	データのフォーマットや構文規則である情報表現規約でビジネスプロトコル(Business Protocol)の略であり、本件については、「電力ビジネスプロトコル標準」を指す。電力会社が外部企業との間でシステム連携を実施するにあたり、業務毎に制定した電力業界のビジネスプロトコル標準の総称。 実同時同量にて利用するVer.3cと計画値同時同量にて使用するVer.3Aに分かれる。	電子証明書運用基準より
3	BU拠点	バックアップ拠点の略。 広域機関システムのバックアップ運転時に使用するバックアップ系計算機を設置してある場所を指す。	
4	JEPX	一般社団法人日本卸電力取引所(Japan Electric Power Exchange)の略。	日本卸電力取引所ホームページより
5	JX手順	(財)流通システム開発センターによって規定された、SOAP-RPCを基盤技術として利用した日本独自の通信プロトコル（通信手順）。	本文解説より
6	SSL	Secure Sockets Layerの略。インターネット上で通信を暗号化する技術。	I T用語辞典より



ここでは広域機関システムおよびシステム連携に関して使用されている用語について、代表的なものを以下に解説いたします。

No.	用語	説明	備考
7	WebAPI	Web Application Programming Interfaceの略。コンピュータプログラムの提供する機能を外部の別のプログラムから呼び出して利用するための手順・規約の一つで、HTTPなどWebの技術を用いて構築されたもののこと。広域機関より提供するWebAPI仕様に基づき、事業者様にてシステムを開発頂く。	I T用語辞典および本書説明より。
8	Web認証	インターネット上でアクセスを制限されたサイトなどにアクセスするために必要な認証の行為を指し、本件においては、広域機関用クライアント証明書を用いた認証を指す。	I T用語辞典の内容を引用
9	XML	ExtensibleMarkupLanguageの略であり、多様な情報を「情報の意味」と「情報の内容」に分けてテキストで記述する言語です。	
10	運用拠点	広域機関システムを運用者が運転する場所を指す。	
11	クライアント証明書	クライアント証明書とは、コンピュータを利用している個人や組織の証明を行うための公開鍵証明書一種で、クライアントとサーバが通信する際にクライアント側が提示するもの。	I T用語辞典より
12	広域機関システム	系統利用者および日本卸電力取引所とデータ連携し、需給状況の監視・需給悪化時の指示支援、各種計画の受付など、一元的に扱うシステム。	本文解説より
13	作業停止	送電線など電力設備において、作業などのためにあらかじめ定められた順序により電力設備の停止を行うこと	本文解説より
14	相互認証	クライアントとサーバの双方が用意したデジタル証明書を交換して相互に認証する行為を指す。	I T用語辞典より
15	本拠点	広域機関システムの通常時に使用する運転系計算機を設定してある場所を指す。	本文解説より
16	マスターデータ	各系統利用者の契約情報等を広域機関システム内で管理する基本情報。本説明書の「4. マスターデータの登録」にて記載されている登録情報を指す。	本文解説より



【参考資料 2】クライアント証明書の取得

広域機関スイッチング支援システム
小売電気事業者向け説明会より抜粋

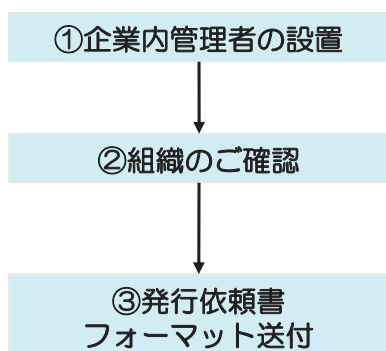
クライアント証明書について

広域機関と各事業者様とのデータ授受の認証用途で使用する証明書「クライアント証明書」は、広域機関とジャパンネット株式会社で覚書を締結しております。指定のクライアント証明書以外での接続はできません。

クライアント証明書の申込みは、以下の通りお願いします。

クライアント証明書はジャパンネットの「Enterprise Premium 電子証明書発行サービス」の運用管理規程（CPS）に基づいて、電子証明書を発行し、提供します。

(サービスURL : <http://www.eppcert.jp/occto/occto.html>)







- ジャパンネットホームページから「Enterprise Premium CA 企業内審査登録審査局設置申込書」を取得頂きます。
- 必要事項をご記入の上、エクセルファイルのままメールにて送付ください。ジャパンネットにて事前確認を実施します。
- 事前確認で問題なければ、ご捺印の上、(必要に応じて書類を添えて) ジャパンネットまで郵送してください。
- 企業内審査登録審査局設置申込書をもとに申込み組織の確認を実施します。
- 申込み組織のご確認後、クライアント証明書発行依頼書フォーマットをメールします。

※①～③の手続き（初回のみ）の完了後、電子証明書の発行開始までに5営業日程度かかります。



クライアント証明書提供媒体一覧

クライアント証明書は下記4種類の媒体から選択頂けます。

	ダウンロード	CD-R	USBメモリ	USBトークン
証明書有効期間	2年	2年	2年	2年
説明	「ID通知メール」に記載された情報に従い弊社電子証明書配付システムからオンラインで取得する	データ書き込みができるコンパクトディスク	USBコネクタに接続できるフラッシュメモリ内蔵の記憶デバイス	USBコネクタにICチップを内蔵したデバイス ※端末にコピー不可
使い方	取得したクライアント証明書はクライアントにインストールして利用可能	CD-R内のクライアント証明書はクライアントインストールして利用可能	USBメモリ内のクライアント証明書はクライアントにインストールして利用可能	USBトークンを端末のUSBコネクタに差し込んで利用 予め端末にドライバのインストールが必要
購入金額	5,200円/証明書	5,300円/枚	6,400円/個	9,800円/個
クライアント証明書発行依頼書上の記載	DL	CD	UM	UT
				 ePass2003 (暗号鍵による処理をトークン内部ですべて行なうため、暗号鍵は常にトークン内部にあって、外部に一切出されることがないため、極めて高い安全性を持つデバイス)

※広域機関とジャパンネットにて覚書を締結しており、仕様・金額は変更できません。

クライアント証明書発行スケジュール

		金	月	火	水	木	金	月	火
ダウンロード	金曜日 締切 ※1	17:00 受付締切			AM ID通知 メール (最短納期) ※2	→			
	火曜日 締切 ※1			17:00 受付締切			AM ID通知 メール (最短納期) ※2	→	
CD USB メモリ USB トークン	金曜日 締切 ※1	17:00 受付締切			→ 金曜日までに発送				
	火曜日 締切 ※1			17:00 受付締切			→ 翌週火曜日までに発送		

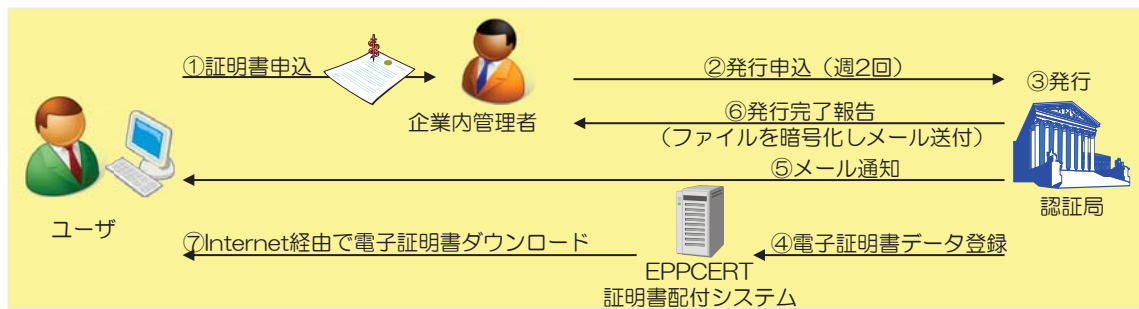
※1 受付締切日がジャパンネットの休業日の場合は、締切を1営業日分、前の日にずらします。
金曜日締切⇒木曜日締切 / 火曜日締切⇒月曜日締切

※2 証明書の準備が完了した日の午前中にID通知メールを送信します
(通常スケジュールの場合、金曜日締切⇒水曜日午前中、火曜日締切⇒金曜日午前中となります)

※ ジャパンネット休業日がある場合、有効期間開始日を指定されない場合のID通知メールや郵送発送日が早くなる場合があります。

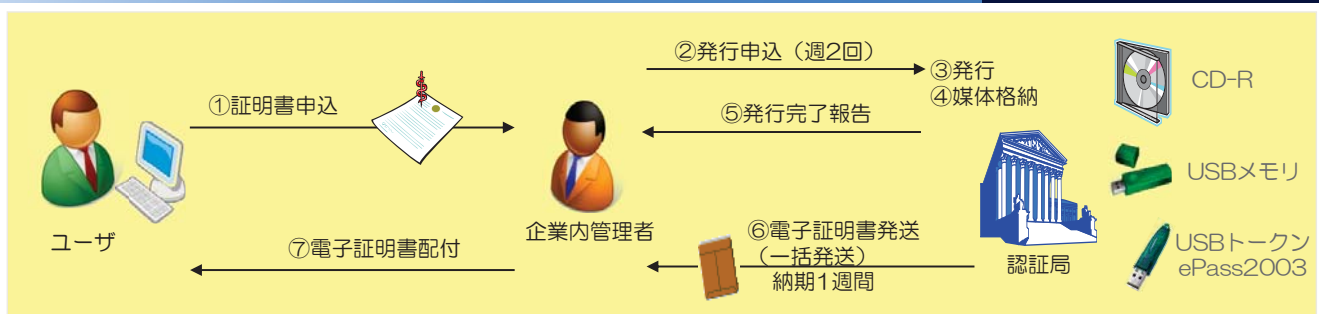
※ 年末年始、ゴールデンウィーク等は特別スケジュールとなります。別途ジャパンネットHP等を参照ください。

クライアント証明書発行フロー①（ダウンロード）



- ① ユーザが同一企業内で複数存在する場合は、ユーザの申込を取り纏める企業内管理者の設置をお願いします。
- ② 企業内管理者にて、ユーザからの証明書申込みをとりまとめ、ジャパンネットへ送付をお願いします。申込にはジャパンネット指定Excel様式をご使用ください。
- ③ 企業内管理者にて作成されたデータを元に、ジャパンネット認証局において電子証明書の発行を行ないます。
- ④ ジャパンネットにて、発行した電子証明書データを証明書配付システムに登録します。
- ⑤ ジャパンネットから、ユーザにID通知メールを送付します。
 - ・ユーザへのID通知メールは、証明書の準備が完了した日の午前中に送信します。
 - ・ユーザへのID通知メールには証明書配付システムURL、ログインID、パスワードを記載しています。
- ⑥ ジャパンネットから、企業内管理者へ電子証明書発行完了報告を行ないます。
- ⑦ Internet経由で電子証明書ダウンロード願います。

クライアント証明書発行フロー②（CD-R、USBメモリ、USBトークン）



- ① ユーザが同一企業内で複数存在している場合は、ユーザの申込を取り纏める企業内管理者の設置をお願いします。
- ② ユーザからの証明書申込をとりまとめ、送付をお願いします。申込にはジャパンネット指定Excel様式をご使用ください。
- ③ 企業内管理者にて作成されたデータを元に、認証局において電子証明書の発行を行ないます。
- ④ 発行した電子証明書を企業内管理者指定の媒体（CD-R又はUSBメモリ又はUSBトークン）に格納します。
- ⑤ 企業内管理者へ電子証明書発行完了報告を行ないます。（証明書パスワード（PIN）を含む）
- ⑥ 電子証明書（指定媒体へ格納済み）を企業内管理者へ簡易書留郵便でまとめて発送します。
- ⑦ 企業内管理者にて、ご利用者へ電子証明書（指定媒体へ格納済み）の配付をお願いします。

各事業者様に必要なセキュリティ対策（1/2） （発電計画等受領業務EDI共通規格より抜粋）

- インターネット網を介してEDIを行うにあたり、サーバ及びクライアントに電子証明書を配付し、SSL相互認証（SSLサーバ認証 + SSLクライアント認証）を行うことにより、インターネットに潜む"盗聴"、"改竄"、"なりすまし"の脅威へ対応する。
- 各事業者様及び本機関に求められるセキュリティ対策を下表に示す。

※情報セキュリティ管理基準（平成20年改正版）（平成20年経済産業省告示第246号、平成21年2月1日適用）より管理策基準を抜粋・加筆

情報セキュリティ管理策基準	目的	(参考) 対策例
セキュリティ基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性及び指示を、事業上の要求事項、関連法令及び規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティのための組織	内部組織及び外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメントする組織横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類
人的資源のセキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、又は施設の不正使用のリスクを低減する	セキュリティ意識向上を図る教育の実施
物理的及び環境的セキュリティ	組織の施設及び情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害や、資産の損失、損傷、盗難又は劣化、及び組織の活動に対する妨害を防止する	入退室管理、装置の施錠



各事業者様に必要なセキュリティ対策（2/2） （発電計画等受領業務EDI共通規格より抜粋）

情報セキュリティ管理策基準	目的	(参考) 対策例
通信及び運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティを保った運用を確実にする。 ・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する ・システム故障のリスクを最小限に抑える ・情報、ソフトウェア及び情報処理設備の完全性及び可用性を維持する ・ネットワークにおける情報、及びネットワークを支える基盤を保護する ・資産の認可されていない開示、改ざん、除去又は破壊及びビジネス活動の中断を防止する（例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破棄・再利用時に除去する） ・組織内部で交換した及び外部と交換した、情報及びソフトウェアのセキュリティを維持する（例：サービス妨害、権限昇格） ・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする ・認可されていない情報処理活動を検知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイヤウォールの設置 ・ウイルス対策 ・ログの取得・保管・管理 ・バックアップの取得 ・監視 ・データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する	特権ID・アカウント管理 パスワード管理
情報システムの取得、開発及び保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更又は不正使用を防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施及び管理
情報セキュリティインシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡及び管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理
事業継続管理	情報システムの重大な故障又は災害の影響からの事業活動の中断に対処するとともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成
順守	法令、規制又は契約上のあらゆる義務及びセキュリティ上のあらゆる要求事項に対する違反を避ける。	システム監査の実施



問合せ窓口

- 今回の説明会資料は、本機関ホームページに掲載するとともに、今後、修正・変更等がありましたら、適宜更新いたします。今後の問合せ等は以下までお願い致します。

(問合せ窓口) ※ご質問事項等をメールにて送付をお願いいたします。

(1) システム連携に関する事項

電力広域的運営推進機関 運用部 広域システムG

メール：koiki_sys@occto.or.jp

(2) その他、本説明会に関する事項

電力広域的運営推進機関 企画部

メール：occtosys-briefing@occto.or.jp

なお、一般送配電事業者の約款に関する事項は該当地域の電力会社、FIT制度など国の政策に関する事項は所管する官庁に、お問合せください。